

令和 3 年度 環境省 重点施策集

令和 2 年 9 月
環 境 省



**PLATFORM
for REDESIGN 2020**
Online Platform on Sustainable
and Resilient Recovery from COVID-19

令和３年度環境省重点施策集目次

※公共事業関係費等の一部の経費については事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

事 項	令和３年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和２年度 当初予算額 (百万円)	担当局（部） 課（室）名	頁
<重点施策本文掲載事業>				
１．「３つの移行」による経済社会のリデザイン（再設計）				
１－１．「脱炭素社会」への移行				
（１）ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ				
(新) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】	800	(0)	大臣官房環境計画課、大臣官房環境影響評価課、地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室	1
(新) 再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業【エネ特】	3,030	(0)	大臣官房環境計画課、大臣官房環境影響評価課	2
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】	12,500	(8,000)	地球環境局地球温暖化対策事業室、水・大気環境局自動車環境対策課	3
(新) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】	9,200	(0)	大臣官房環境計画課	4
PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】	18,600	(4,000)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	5
浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業【エネ特】	1,380	(500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	6
（２）「新たな日常」の脱炭素化				
① データセンターを含むデジタル分野の脱炭素化の促進				
(新) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（「PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」の内数）【エネ特】	18,600の内数	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	5頁 参照
(新) 急速にデジタル化する社会を見据えた脱炭素イノベーション創発・展開事業【エネ特】	1,000	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	7
② eコマース需要の増加を見据えた物流のEV化				
バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業【エネ特】	2,000	(1,000)	水・大気環境局自動車環境対策課、地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	8
③ 住宅等の脱炭素化・防災機能強化・健康維持増進機能の強化				
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】	16,665	(5,400)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	9
集合住宅の省CO2化促進事業【エネ特】	9,500	(4,450)	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	10
(新) 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業【エネ特】	6,550	(0)	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	11
（３）脱炭素イノベーションの加速化				
① 再エネ由来水素やゼロエミ火力実現に向けたイノベーションの推進				
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業【エネ特】	8,980	(3,580)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	12
(新) 既存システムの脱炭素化移行可能性に係るアンモニア燃焼時のNOx削減や蓄熱等技术評価・検証事業【エネ特】	70	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、水・大気環境局大気環境課	13
② 社会実装の早期実現を目指したCCUSの推進				
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】	8,900	(7,500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	14

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
③ 環境省初のアワード型技術開発・実証を通じた脱炭素イノベーションの推進				
CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業【エネ特】	7,500	(6,500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	15
(新) 革新的な省CO2型感染症対策技術(深紫外線等)の実用化加速のための実証事業【エネ特】	2,000	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	16
GaN技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業【エネ特】	2,500	(2,500)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	17
1-2. 「循環経済」への移行				
(1) プラスチック資源循環戦略の具体化				
(新) 脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】	12,600	(0)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	18
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】	3,600	(3,600)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室	19
容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費	194	(194)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	20
(2) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能な廃棄物処理体制の構築				
(新) デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】	350	(0)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、リサイクル推進室、廃棄物適正処理推進課	21
(新) ICT活用による次世代型産業廃棄物処理の推進等	93	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	22
(新) 感染症・災害に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務	150	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	23
感染性廃棄物等の適正処理体制の構築	50	(3)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	24
(3) 大規模災害対応も含めたレジリエントな廃棄物処理体制・施設の整備				
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業(災害廃棄物処理計画改定等支援)	800	(1,000)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課災害廃棄物対策室	25
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	55,756 + 事項要求	(59,123)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	26
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413 + 事項要求	(11,413)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室	27
1-3. 「分散型社会」への移行				
(1) 「気候変動×防災」・「適応復興」によるレジリエントな地域づくり				
① 自然生態系を活かした適応・防災の推進				
自然生態系を基盤とする防災減災推進費	87	(80)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	29
(新) 気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化(「気候変動影響評価・適応推進事業」の内数)	90	(0)	地球環境局総務課気候変動適応室	30
② 自立・分散型エネルギーによるレジリエントな地域づくり等				
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業【エネ特】	25,950	(25,950)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	31
廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業【エネ特】	2,000	(1,950)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課、廃棄物適正処理推進課	32
(新) 脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】	500	(0)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	33
③ 防衛省と連携した、離島における再エネ主力化とレジリエンス強化				
(新) 離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業(防衛省連携)【エネ特】	350	(0)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	34
④ 熱中症警戒アラートの全国展開をはじめとする熱中症対策の拡大・強化				
熱中症対策推進事業	172	(139)	大臣官房環境保健部環境安全課	35
クールシティ推進事業	59	(57)	水・大気環境局大気環境課大気生活環境室	36

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(2) 国立公園の抜本強化				
国立公園満喫プロジェクト等推進事業	12,265 + 事項要求	(11,009)	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室、自然環境整備課	37
(新) 国立・国定公園等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業	事項要求	(0)	自然環境局国立公園課、国立公園利用推進室	38
山岳環境保全・安全対策事業	199	(54)	自然環境局国立公園課	39
(3) 新たな里地里山里海の創造				
(新) 里山未来拠点形成事業費	180	(0)	自然環境局自然環境計画課	40
(新) 次世代の鳥獣保護管理担い手育成事業費	30	(0)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	41
指定管理鳥獣捕獲等事業費	2,700	(2,300)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	42
豊かさを実感できる海の再生事業	154	(130)	水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室	43
2. 「3つの移行」を支える横断的取組				
2-1. ESG金融やナッジなどを活用した社会変革				
(1) ESG金融やその発展形であるインパクトファイナンスの後押し				
金融のグリーン化推進事業	96	(83)	大臣官房環境経済課環境金融推進室	44
グリーンボンド等促進体制整備支援事業【エネ特】	500	(500)	大臣官房環境経済課環境金融推進室	45
地域脱炭素投資促進ファンド事業【エネ特】	4,800	(4,800)	大臣官房環境経済課環境金融推進室	46
(新) 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業【エネ特】	1,600	(0)	大臣官房環境経済課環境金融推進室	47
(2) 企業の脱炭素経営の後押しや環境スタートアップによるイノベーション創出の支援				
パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業【エネ特】	640	(821)	地球環境局地球温暖化対策課	48
温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業【エネ特】	890	(360)	地球環境局地球温暖化対策課	49
(新) イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業	201	(0)	大臣官房総合政策課環境研究技術室	50
(3) ナッジ手法の幅広い施策への展開等による行動変容の促進				
低炭素型の行動変容を促す情報発信(ナッジ)等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】	2,700	(3,000)	地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室	51
(新) 意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業	50	(0)	大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室	52
食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費	133	(123)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	54
2-2. 環境外交の強化				
(1) COP26に向けた気候変動外交の強化				
脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度(JCM)資金支援事業【エネ特】	12,675	(10,687)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際地球温暖化対策担当参事官室、国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	55
国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業【エネ特】	189	(189)	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室、地球温暖化対策課フロン対策室	57
GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】	8,575	(2,180)	地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室	58
(2) COP15に向けた生物多様性外交の強化				
生物多様性条約等拠出金(SATOYAMAイニシアティブ等)	419	(208)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	59
ポスト2020生物多様性枠組に関する検討等調査費	50	(50)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室、生物多様性主流化室	60

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(3) G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの拡大・深化				
海洋プラスチックごみ総合対策費	260	(210)	水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室	61
海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費	215	(215)	水・大気環境局水環境課海洋環境室	62
(4) 脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出				
環境国際協力・インフラ戦略推進費	486	(459)	地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室	63
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業	360	(370)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	64
2-3. ウィズコロナ・ポストコロナ社会の基盤となる健康と環境を守る取組				
(1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた人獣共通感染症対策の強化				
(新) 野生鳥獣由来の人獣共通感染症対策基盤事業	253	(0)	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	65
(2) 健康と環境を守る取組				
(新) 「新しい生活様式」での石綿健康被害判定業務のICT化推進事業	738	(0)	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室	66
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	5,928 + 事項要求	(5,292)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室	67
海岸漂着物等地域対策推進事業	3,695	(3,695)	水・大気環境局水環境課海洋環境室	68
子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)	6,753	(5,535)	大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室	69
アスベスト飛散防止総合対策費	224	(162)	水・大気環境局大気環境課	70
水俣病総合対策関係経費	11,164	(11,192)	大臣官房環境保健部環境保健企画管理課特殊疾病対策室	71
(3) 動物愛護管理の抜本強化				
動物適正飼養推進・基盤強化事業	209	(162)	自然環境局総務課動物愛護管理室	72
動物収容・譲渡対策施設整備費補助	174	(174)	自然環境局総務課動物愛護管理室	73
3. 東日本大震災からの復興・創生と更なる未来志向の取組				
(1) 環境再生に向けた取組の着実な実施				
中間貯蔵施設の整備等【復興特】	187,720	(402,490)	環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官室	74
除染土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】	26,418	(56,614)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	75
特定復興再生拠点整備事業【復興特】	63,836	(67,278)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室	76
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】	73,228	(100,924)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室	77
(2) 未来志向の復興加速～希望ある未来へのリデザイン～				
(新) 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】	500	(0)	環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室、地球環境局地球温暖化対策課温暖化対策事業室	78

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
<主な事業リスト掲載事業>				
1. 気候変動対策				
(1) 脱炭素社会の実現に向けた技術・社会システムのイノベーションの実践				
長期戦略等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費【一部エネ特】	697	(697)	地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	79
カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】	250	(250)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	80
(新) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業【エネ特】	4,800	(0)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	81
廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業【エネ特】	1,491	(1,281)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	82
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】	1,800	(1,800)	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	83
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費	33	(33)	地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室	84
(2) 総合的なフロン排出抑制対策の促進				
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】	7,300	(7,300)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	85
フロン等対策推進調査費	312	(312)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	86
代替フロン等の回収・破壊事業（「二国間クレジット制度の構築等事業」の内数）	61	(61)	地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室	87
(3) 適応策の更なる推進				
気候変動影響評価・適応推進事業	932	(850)	地球環境局総務課気候変動適応室	30頁 参照
(新) 気候変動リスク情報創出のための基礎データ整備事業	500	(0)	地球環境局総務課気候変動適応室	88
(4) イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力				
脱炭素移行支援関連拠出・分担金【エネ特】	393	(485)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際連携課、国際地球温暖化対策担当参事官室、水・大気環境局大気環境課、総務課国際協力推進室	89
脱炭素移行支援基盤整備事業【一部エネ特】	2,278	(2,278)	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室、国際地球温暖化対策担当参事官室、国際連携課環境インフラ戦略室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局大気環境課、総務課国際協力推進室	90
国際連携戦略推進費	187	(134)	地球環境局国際連携課	91
パリ協定の実施に向けた検討経費	154	(154)	地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室	92
2. 東日本大震災からの復興・創生				
放射線健康管理・健康不安対策事業費	1,250	(1,300)	大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室	93
3. 循環型社会の形成				
(1) 国内での資源循環の促進				
循環経済構築力強化プログラム事業	56	(64)	環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室	94
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業	275	(275)	環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室	95
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	976	(982)	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室	96
電子マニフェスト普及拡大事業	148	(87)	環境再生・資源循環局廃棄物規制課	97
災害等廃棄物処理事業費補助金	200	(200)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	98
廃棄物処理施設災害復旧事業費補助	30	(30)	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課	99
(2) 資源循環の国際展開<3. (1) 参照>				

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
4. 自然との共生・生物多様性の保全と持続可能な利用				
(1) コロナ禍を乗り越える新たなライフスタイル・ビジネス				
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	35	(25)	自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室	100
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	324	(263)	自然環境局国立公園課	101
国民公園等魅力向上推進事業	210	(160)	自然環境局総務課国民公園室	102
世界遺産保全管理拠点施設等整備費	675	(59)	自然環境局自然環境計画課	103
自然公園等事業等	9,357 + 事項要求	(10,394)	自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課	104
(2) 生物多様性保全に向けた国内外の新たな枠組みづくり				
生物多様性国家戦略推進費	45	(45)	自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室	105
自然環境保全基礎調査費	100	(69)	自然環境局自然環境計画課生物多様性センター	106
(新) 生物多様性の主流化推進事業費	19	(0)	自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	107
希少野生動植物種保全活動費	99	(84)	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	108
希少種保全のためのノネコ対策事業費	106	(46)	自然環境局野生生物課希少種保全推進室	109
外来生物飼養等情報データベースシステム運用費	333	(50)	自然環境局野生生物課外来生物対策室	110
生物多様性保全推進支援事業	136	(136)	自然環境局自然環境計画課生物多様性主流化室	111
(3) 里山保全・鳥獣管理・外来種防除等を通じた野生との適切な距離の確保				
外来生物対策管理事業費	180	(180)	自然環境局野生生物課外来生物対策室	112
(4) 動物愛護管理の抜本強化<重点本文掲載事業2-3. (3) 参照>				
5. 環境リスクの管理				
(1) 多様な環境リスクの低減				
自動車等大気環境総合対策費	224	(207)	水・大気環境局自動車環境対策課	113
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費	312	(318)	水・大気環境局総務課環境管理技術室	114
環境測定分析精度向上対策経費	25	(21)	水・大気環境局総務課環境管理技術室	115
排水対策推進費	64	(56)	水・大気環境局水環境課	116
土壌汚染対策費	306	(298)	水・大気環境局土壌環境課	120
農業登録基準等設定費	143	(121)	水・大気環境局土壌環境課農業環境管理室	121
(2) 海洋プラスチックごみをはじめとする地球規模での環境リスク管理<重点本文掲載事業1-3. (3)、2-2. (3)、2-3. (2) 参照>				
(3) 化学物質管理				
PRTR制度運用・データ活用事業	254	(249)	大臣官房環境保健部環境安全課	122
化学物質国際対応政策強化事業費	41	(37)	大臣官房環境保健部環境安全課	123
(4) 環境保健対策<重点本文掲載事業2-3. (2) 参照>				
6. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化				
(1) 地域循環共生圏の創造				
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費	500	(500)	大臣官房環境計画課	124
地域課題の解決に向けた地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業	30	(30)	大臣官房総合政策課民間活動支援室	125

事 項	令和3年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和2年度 当初予算額 (百万円)	担当局(部) 課(室)名	頁
(2) 経済システムのグリーン化に向けた取組				
税制全体のグリーン化推進検討経費	32	(32)	大臣官房環境経済課	126
(3) 環境政策の基盤となる技術研究・環境教育				
国立環境研究所運営費交付金	18,674	(16,307)	大臣官房総合政策課環境研究技術室	127
環境研究総合推進費関係経費	5,450	(5,531)	大臣官房総合政策課環境研究技術室	128
環境教育強化総合対策事業	66	(62)	大臣官房総合政策課環境教育推進室	129
「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	127	(132)	大臣官房総合政策課環境教育推進室	130
(4) 環境に配慮した事業活動へとつながる環境アセスメント<重点本文掲載事業1-1. (1) 参照>				
(5) 幅広い政策分野における行動変容の促進<重点本文掲載事業2-1. (3) 参照>				
(参考) 令和3年度環境省重点施策 SDGs 17のゴールとの関連一覧				

ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業



【令和3年度要求額800百万円（新規）】



自治体における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）のための基礎情報を整備・提供します。

1. 事業目的

気象災害の激甚化や「新たな日常」への移行等を踏まえ、自治体が活用できる気候変動対策に関する基礎情報・ツールを整備し、地域における脱炭素化（ゼロカーボンシティの実現）を促進する。

※ゼロカーボンシティ：「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体（令和2年8月末現在 152自治体が表明 人口規模約7,115万人）

2. 事業内容

①自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）支援

ゼロカーボンシティ実現のため、地方公共団体実行計画策定・実施等支援システムの整備や地域の温室効果ガスインベントリの提供により、自治体の気候変動対策や温室効果ガス排出量等の現状把握（見える化）を支援する。併せて環境省としても自治体の施策の実施状況を把握する。

②ゼロカーボンシティの実現に向けたシナリオ等検討支援

ゼロカーボン実現に向けた長期目標・シナリオ、具体的対策に関する調査検討や、統合モデル・シミュレーション開発を通じた経済活動回復と脱炭素化を両立するための転換シナリオ検討等を踏まえつつ、自治体向けの計画策定ガイドライン等として取りまとめ、自治体等へフィードバックを行う。

③ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の合意形成等の支援

ゼロカーボンシティ実現のために必要となる地域における徹底した省エネと再エネの最大限の導入を促進するため、地域経済循環分析やEADAS（環境アセスメントデータベース）等を地元との合意形成ツールとして整備する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

ゼロカーボンシティ実現や再エネ導入のための情報基盤整備



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235、
地球環境局総務課脱炭素化イノベーション研究調査室：03-5521-8247



【令和3年度要求額3,030百万円（新規）】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

（1）地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ①2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

（2）官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

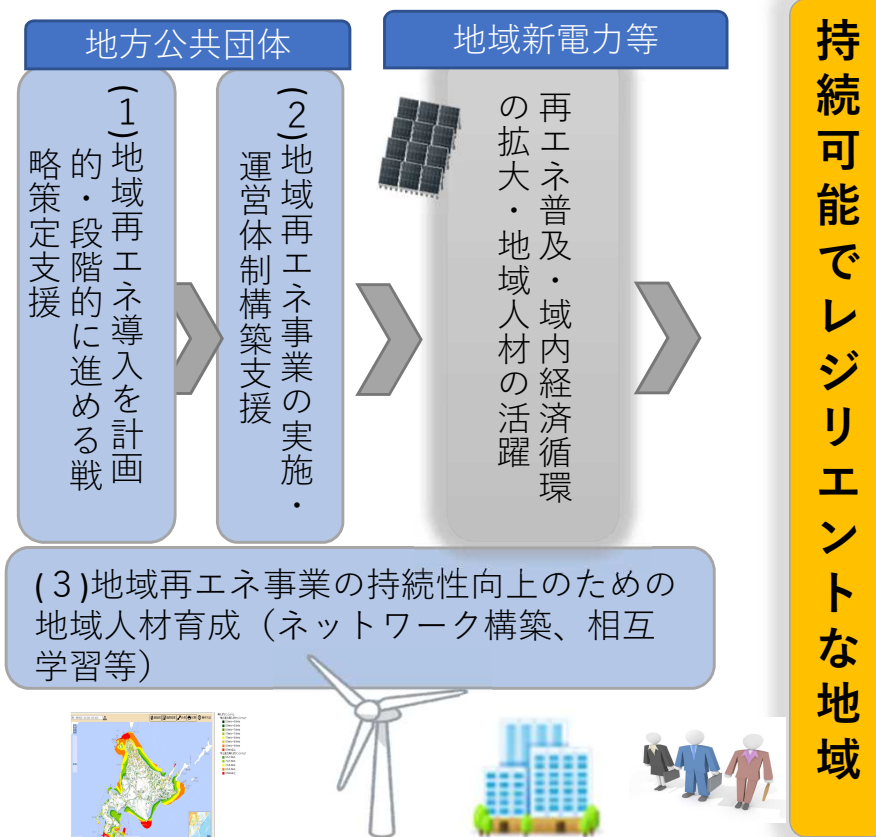
（3）地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業
- 委託、補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ





【令和3年度要求額 12,500百万円（8,000百万円）】

2050年温室効果ガス総排出量80%削減の実現に向けた、地域循環共生圏の構築を目指します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ自給率最大化の実現と、防災性の高い自立・分散型エネルギーシステム構築や自動車CASE等を活用した地域の脱炭素交通モデル構築に向けた事業を支援し、将来的な地域循環共生圏の構築を目指す。
- こうした取組により地域への投資促進や雇用創出、災害時のレジリエンス強化にも貢献し、新型コロナウイルスパンデミック後の強靱な地域社会・経済づくりにも資する。

2. 事業内容

（1）地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業
- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ④ 激甚化する災害に対応したエネルギー自給エリア等構築支援事業
- ⑤ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業
- ⑥ 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

（2）地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（定額、2/3、1/2、1/3、1/4※一部上限あり。）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、災害や感染症に強い脱炭素地域づくりを推進する。

2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）にレジリエンスに資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備（※1）、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に採択審査で加点。

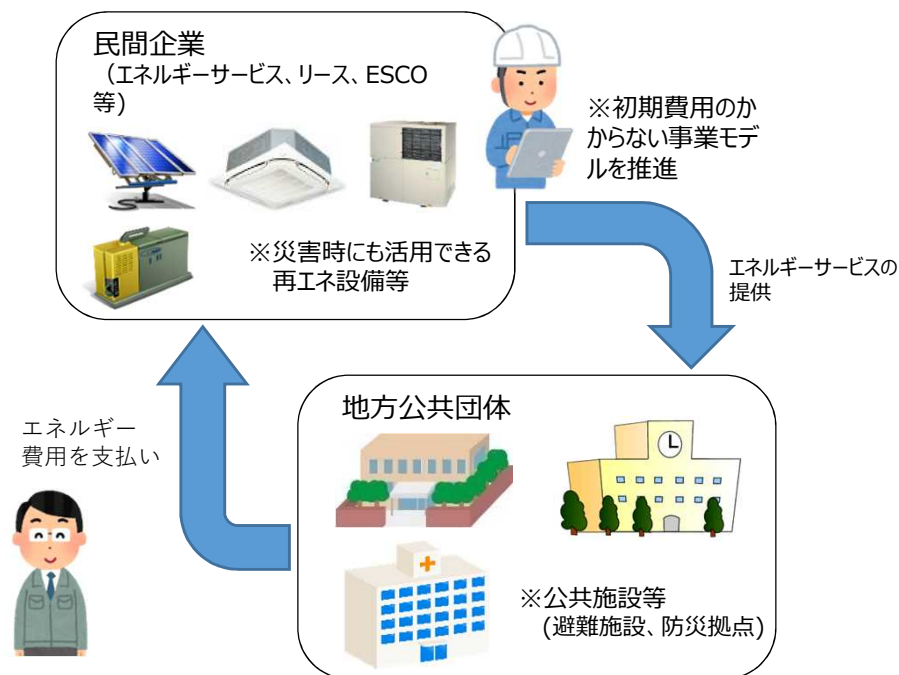
※1 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来の車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象



PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・経済産業省 連携事業)



【令和3年度要求額 18,600百万円(4,000百万円)】環境省

再エネ・蓄電池の導入及び価格低減促進と調整力の確保等により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に向上させます。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等の新手法による再エネ・蓄電池導入を支援し、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化を図る。
- ・ 公共施設やその他の需要側設備等のエネルギー需要を遠隔制御することにより、変動制再エネ(太陽光、風力等)に対する地域の調整力向上を図る。
- ・ デジタル分野の主要排出減であるデータセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

- (1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業
- (2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
 - ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業
 - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (4) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業
- (6) データセンターの脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

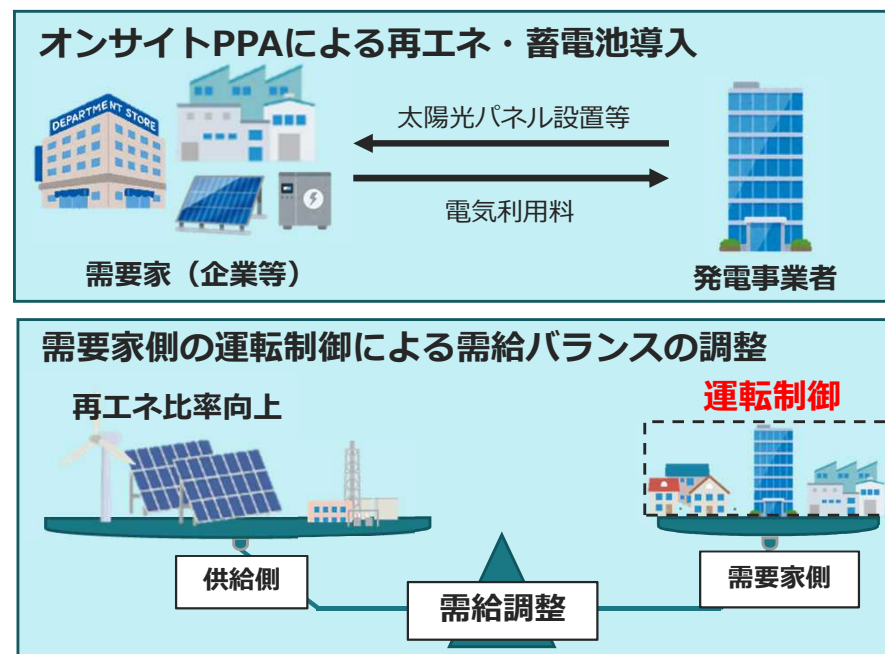
* EVについては、(1)・(2)-1-①・(2)-2・(3)・(4)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

* 継続分を除く事業は組み合わせて行う事も可能

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率、定額、2/3※、1/2※、1/3)(※一部上限あり)/委託事業
- 委託・補助先 地方自治体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(3)令和2年度～令和6年度、(4)・(5)・(6)令和3年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8339

浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業



環境省

【令和3年度予算要求額 1,380百万円（500百万円）】

ポテンシャルを有する地域等を対象として、浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネスを促進します。

1. 事業目的

深い海域の多い我が国において、再エネの中で最大の導入ポテンシャルを有し、かつ台風にも強い浮体式洋上風力発電を早期普及させ、エネルギーの地産地消を目指す地域の脱炭素化ビジネスを促進する。

2. 事業内容

「再エネの主力電源化」に向け、最大のポテンシャルを有する洋上風力発電の活用が求められている。長崎五島の実証事業にて風水害等にも耐えうる浮体式洋上風力発電が実用化され、確立した係留技術・施工方法等を元に普及展開を進める必要がある。

本事業では、深い海域の多い我が国における浮体式洋上風力発電の導入を加速するため、浮体式洋上風力発電の早期普及に貢献するための情報や、地域が浮体式洋上風力発電によるエネルギーの地産地消を目指すに当たって必要な各種調査や当該地域における事業性・二酸化炭素削減効果の見通しなどを検討し、脱炭素化ビジネスが促進されるよう以下の事項に取り組む。

- ①浮体式洋上風力エネルギー地産地消に向けた地域コンソーシアムの設置等
- ②エネルギーの地産地消を目指す地域における事業性の検証等
- ③既存の浮体式洋上風車の社会受容・環境性・金融機関等関係者への理解醸成
- ④先導的な対象地域におけるモデル事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③委託
④補助 調査・設計等 2/3 施工等 2/3
- 対象 民間事業者、地方公共団体、大学、公的研究機関、等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ



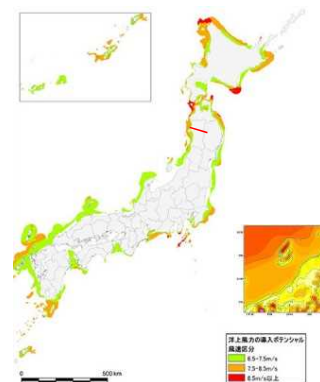
- ・導入に適した地域が分からない
- ・地元住民・関係者にご理解いただくためには様々な準備・調整が必要、etc.



係留索による浮体固定



浮体の効率的な施工



地産地消を目指す地域における事業性の検証



浮体式洋上風車に係る地域コンソーシアム



普及展開を図るモデル構築等

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339



【令和3年度要求額 1,000百万円（新規）】

環境省

AI・IoT・5G等の急激な普及を見据えて、省CO2・省エネ型の脱炭素イノベーションの創発と展開支援を実施。

1. 事業目的

- ① 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に世界のライフスタイルのデジタル化への変化が進むことや、従来からのAI・IoT・5G等のICTの活用はより一層加速化され、通信トラフィックの激増やCO2排出源の変化が予見される。例えば、通信分野では日本においては2030年には現在の総電力の約1.5倍、2050年には現在の約200倍の電力をICT関連機器だけで消費するおそれも指摘されている。
- ② このため、持続可能で脱炭素な社会形成、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた社会のデジタル化の両立を進める。

2. 事業内容

①【委託事業】
・デジタル分野に関わる大幅な省CO2を可能とする技術実証等を支援する。例えば、第三次AIブームにより深層学習によりAIが様々な場面に登場しているが、大量の学習データが必要で著しいエネルギー消費を伴う。他方、深層学習とは異なり、少数データで学習可能で刻々と変化する状況に強い省エネ型のAIが登場しつつある。この種のデジタル化社会に不可欠な省エネ性能の高い技術を用いて、データセンターにおける電力消費削減の実証等を実施する。また、デジタル技術を用いたCO2削減のポテンシャルについて調査を行い、優良事例の横展開を支援する。

②【補助事業】
・地域循環共生圏の構築等に資するもので、既存のAI/IoT/センサー等のデジタル技術を用いてエネルギー削減を促せるソリューションへの支援を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------------------------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業：①、補助事業：② |
| ■ 対象 | 委託：民間企業・研究機関等 補助（1/2）：民間企業等 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和7年度 |

4. 事業イメージ

持続可能で脱炭素な社会とSociety5.0の同時実現



省エネ型AIのデータセンター等における実証（委託）



地域循環共生圏の構築等に資する既存のICTを活用した省エネを促すソリューションへの支援（補助）

バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業 (一部 経済産業省 連携事業)



環境省

【令和3年度要求額 2,000百万円 (1,000百万円)】

配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図る。

1. 事業目的

- ・ 中小型トラック等地域の足であるモビリティ等、各用途に応じた車種に対してバッテリー交換式EV化開発/実証支援を行い、地域の脱炭素化×防災モデルの構築を目指す。
- ・ 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

2. 事業内容

①バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業・・・委託及び一部補助（補助率1/2）

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援および実証事業を実施。

②バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業・・・定額補助

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）を支援。

③地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業・・・補助（補助率1/2）

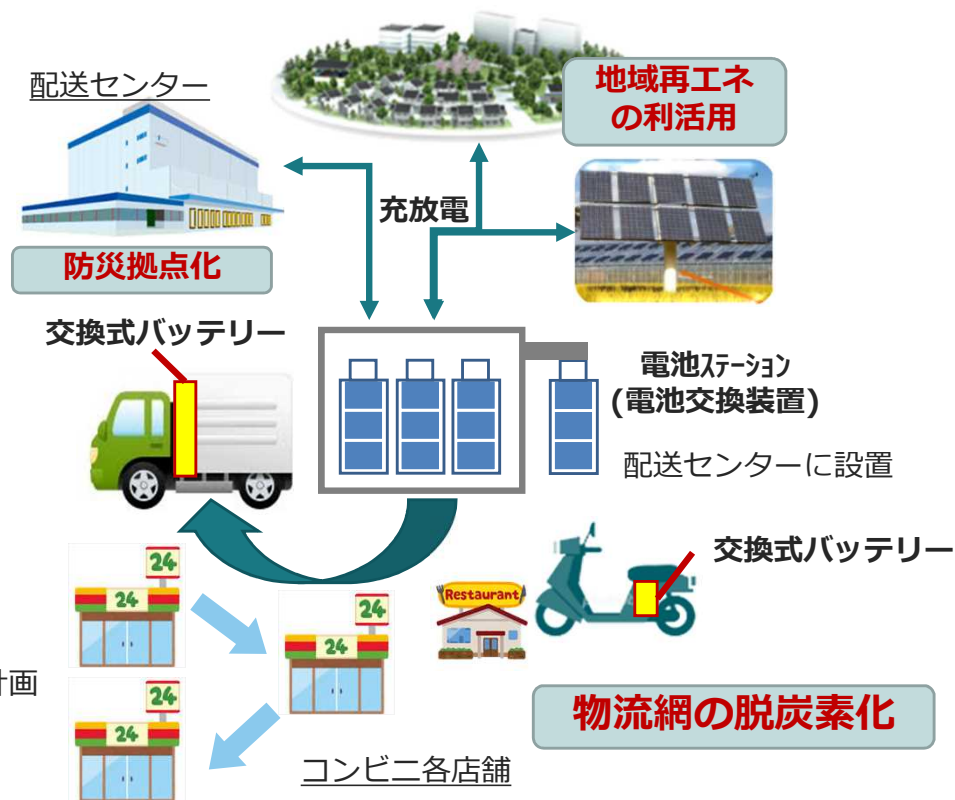
配送等にバッテリー交換式EVを活用し、配送拠点等をエネルギーステーション化。防災にも資する新たな脱炭素型物流モデル構築を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①委託、①～③間接補助事業（定額、1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（③については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-5521-8302

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339



【令和3年度要求額 16,665百万円（5,400百万円）】



業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 業務用建築物におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大
- ② 2030年度の業務その他部門からのCO2排出量約4割削減（2013年度比）に貢献
- ③ 気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

- (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業（※他の(2)～(6)のメニューに優先して採択）
災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（地方公共団体庁舎等）において、脱炭素化と感染症対策を兼ね備えたレジリエンスを強化したZEBに対して支援。
- (2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。
- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
既存民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利用する空き家等の省CO2改修支援。
- (4) 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業
国立公園内で宿舎事業を営む施設に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業（厚生労働省、国土交通省連携）
上下水道・ダム施設における再エネ設備、省エネ設備等の導入・改修を支援。
- (6) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
平時の省CO2化と緊急時のエネルギー自立化が図られ、災害時には一時避難生活が可能な独立型施設（コンテナハウス等）への支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

4. 事業イメージ

(1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す

（補助イメージ）



(6) 平時の脱炭素化と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO2化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現と普及拡大を目指す

（補助イメージ）



集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和3年度要求額 9,500百万円（4,450百万円）】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなる集合住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH-M；ゼッチ・マンション）の更なる普及、高断熱化の推進
- ②2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家計部門からのCO2排出量約4割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ① 新築低中層ZEH-M（5層以下）への定額補助：50万円/戸
- ② 新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/2
- ③ ①に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）等
- ④ 既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸。熱交換型換気設備等への別途補助（集合個別のみ））

※1 ①②について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

※2 ②について、第1種熱交換型換気を導入する事業や、IoT技術やEMS等を用いてエネルギー機器の遠隔制御を行い、再エネ電力の自家消費率拡大を目指す事業は、一定の優遇を行う。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--------------|
| ■事業形態 | 間接補助事業 |
| ■補助対象 | 民間事業者 |
| ■実施期間 | 平成30年度～令和5年度 |

4. 補助対象の例

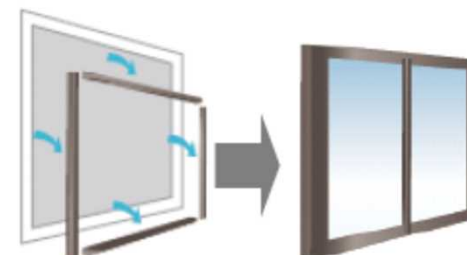
①低中層ZEH-M



②高層ZEH-M



③蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）



④断熱窓への交換

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341 FAX：03-3581-3348

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和3年度要求額 6,550百万円（新規）】



戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

- ① エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEHの更なる普及、高断熱化の推進
- ② 2030年までに新築住宅の平均でZEH（ゼッチ）を実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約4割削減（2013年度比）に貢献

2. 事業内容

戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

① ZEH+（ゼッチプラス）に対する補助

ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した新築戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：105万円/戸

② ZEHに対する補助

一定の施工経験に満たないZEHビルダーに対する定額補助：60万円/戸

③ 家庭用電池、CLT・先進的再エネ熱等への補助

①、②に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等

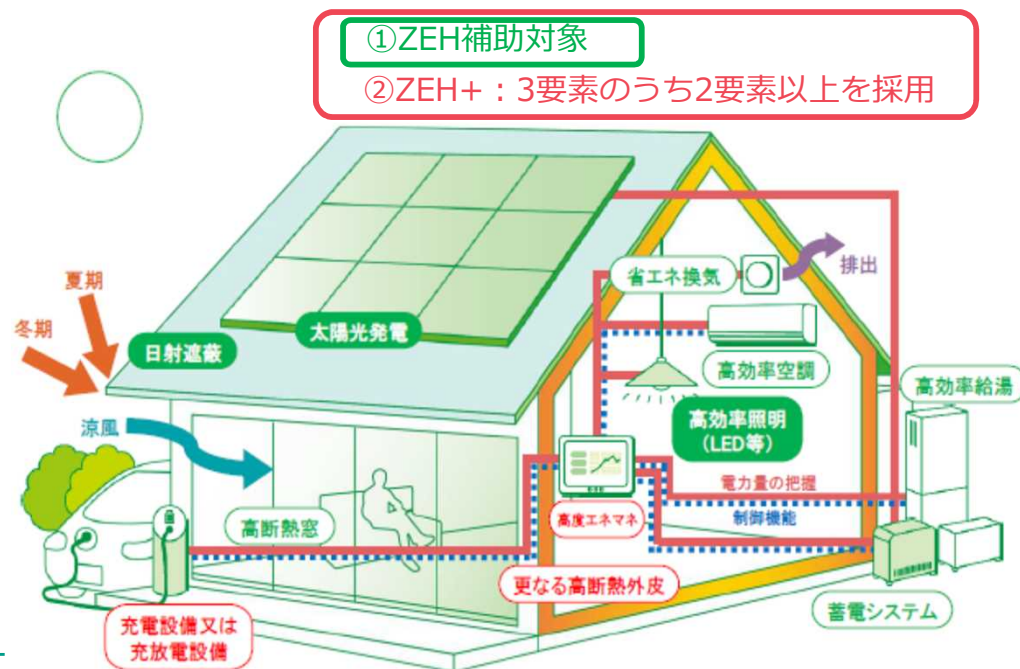
④ 既存戸建住宅の断熱リフォーム

既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機、熱交換型換気設備等への別途補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 補助対象の例



※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341 FAX：03-3581-3348

脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和3年度要求額 8,980百万円（3,580百万円）】



脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

1. 事業目的

- (1) 脱炭素社会構築に向け、地域で再生可能エネルギー等から水素を製造、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。
- (2) 運輸部門の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援します。

2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
 - ①水素利活用CO2排出削減効果等評価・検証事業
 - ②地域連携・低炭素水素技術実証事業
 - ③既存の設備やインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業
 - ④再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業
 - ⑤国内外地域間水素輸送・利活用プロジェクト検証事業
- (2) 水素活用による運輸部門の脱炭素化支援事業
 - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業
 - ②水素活用型メタンを燃料とした大型配送車脱炭素化実証事業
 - ③水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
 - ④地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/3, 1/2, 2/3）
- 委託先・補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成27年度～令和7年度

4. 事業イメージ



アンモニア燃焼時のNOx削減や岩石等への蓄熱システムの効果等を技術的に評価し、既存システムを段階的に脱炭素型のものに移行させることが出来るかを検証します。

1. 事業目的

- ・ 既存の火力発電等をゼロエミッション火力等に移行させていく可能性を持つアンモニアの燃焼時にCO2排出量を低減しつつ、NOxの排出をどの程度低減させられるかを評価します。
- ・ 岩石等への蓄熱により、どの程度安価かつ効果的に電力の貯蔵が可能となるかを評価します。
- ・ 上記のような既存システムを最大限有効活用し、脱炭素型のものに円滑に移行が可能となりうるかを検証します。

2. 事業内容

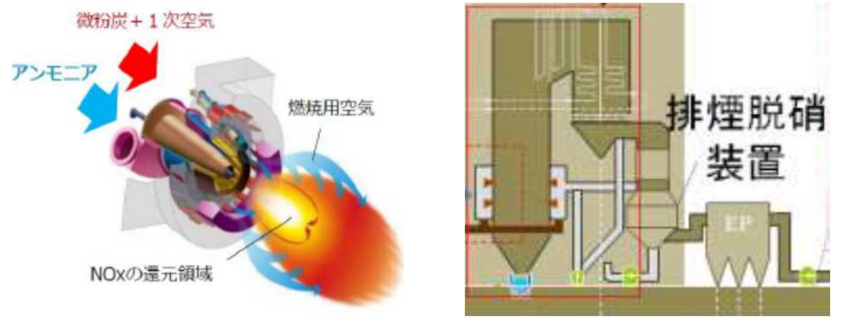
- (1) アンモニア燃焼時のNOx低減技術評価・検証事業
- ・ アンモニアを混焼や専焼することにより、既存の火力発電等をゼロエミッション火力発電等に移行させていくためには、CO2の排出削減と同時にNOxの排出低減が必要となることから、その技術的な可能性を評価・検証する。具体的には、アンモニアを燃焼した火力発電等のCO2排出削減割合やNOx排出を低減させる燃焼手法や脱硝技術の適用に関する文献調査等を実施する。
- (2) 安価な岩石等への蓄熱による蓄エネ効果技術評価・検証事業
- ・ 岩石等への蓄熱技術は、設備費の安価さが見込まれるが、その技術的・経済的な課題は明らかではない。そのため、要素技術の縮小試験機やシミュレーションを用いて効果的な設備仕様を検討し、ビジネスケース毎の経済性評価を実施する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業
■ 委託先	民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和3年度

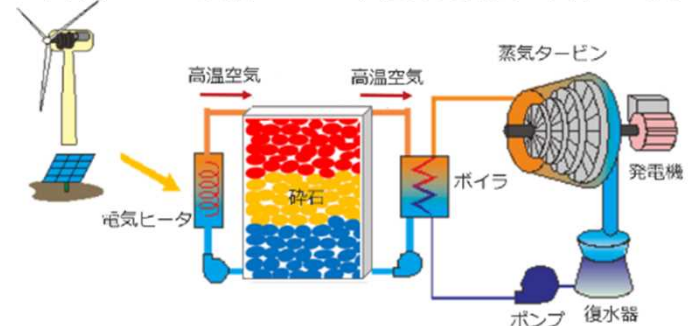
4. 事業イメージ

- (1) アンモニア燃焼時のNOx低減技術評価・検証事業



Nox低減燃焼技術・脱硝技術等に関する調査

- (2) 安価な岩石等への蓄熱による蓄熱効果技術評価・検証事業



設備仕様の検討・ビジネスケース毎の経済性評価を実施

CCUSの早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業 (一部経済産業省連携事業)



【令和3年度要求額 8,900百万円 (7,500百万円)】

CCUS (CO₂の分離回収・有効利用・貯留) の技術を確立するとともに、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーンの構築を行います。

1. 事業目的

2030年のCCUSの本格的な社会実装と環境調和の確保のため、商用化規模におけるCO₂分離回収・有効利用技術等の確立とともに、脱炭素・循環型社会のモデル構築を通じ、実用展開に向けた実証拠点・サプライチェーンを実現する。

2. 事業内容

(1) 二酸化炭素貯留適地調査事業 (経済産業省連携事業)

海底下地質の詳細調査を実施し、CO₂の海底下貯留に適した地点の抽出を進める。

(2) 環境配慮型CCUS一貫実証拠点・サプライチェーン構築事業

(一部経済産業省連携事業)

CO₂分離回収・有効利用設備の実証等の運用・評価実績をもとに、CCUSの実用展開のための一貫実証拠点・サプライチェーンを構築する。また、CO₂の資源化を通じた脱炭素・循環型社会のモデル構築、国際協調を踏まえたCO₂輸送・貯留等の実現性検討や案件形成を通じた関連技術・ノウハウの涵養等を行う。

(3) 海洋環境保全上適正な海底下CCS実施確保のための総合検討事業

苫小牧沿岸域にて実証を行っている海底下CCS事業、CO₂圧入終了後に係る、最新の知見・技術を活用した適正なモニタリングの在り方を検討する。

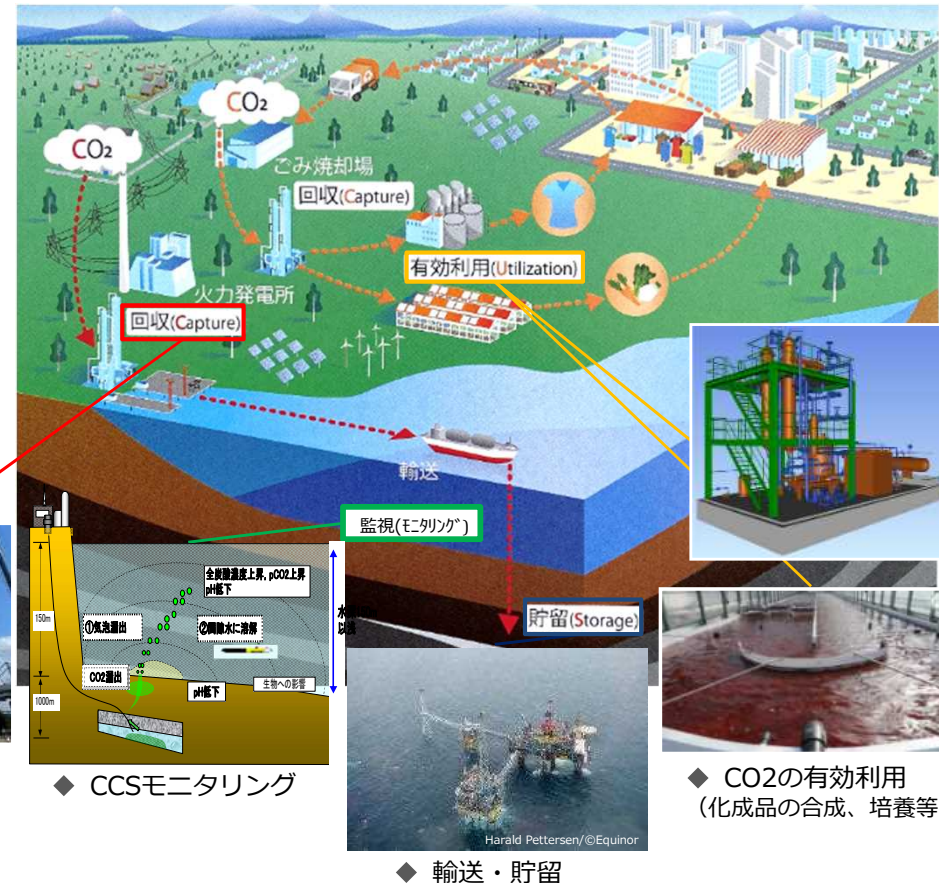
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 委託先 民間事業者・団体、大学、公的研究機関 等 ◆ CO₂分離回収
- 実施期間 (1) 平成26年度～令和3年度、(2) 平成26年度～令和7年度
(3) 平成3年度～令和5年度



4. イメージ

CCUSの一貫実証イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：03-5521-8339



【令和3年度要求額 7,500百万円（6,500百万円）】

CO2排出削減技術の早期の社会実装を目指した開発・実証を支援します。

1. 事業目的

- ① 2030年度までの温室効果ガス26%削減、2050年までの80%削減、及び地域循環共生圏の構築に向け、あらゆる分野において更なるCO2排出削減が可能な技術を開発し、早期に社会実装することが必要不可欠。一方、民間に委ねるだけでは、必要なCO2排出削減技術の開発が十分に進まない状況
- ② 将来の地球温暖化対策強化につながり、各分野におけるCO2削減効果が相対的に大きい技術の開発・実証を政策的に進め、早期の実用化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を目指す。

2. 事業内容

- 気候変動による災害リスク低減やコロナ後のライフスタイルが変容した社会におけるニーズを踏まえ、特に政策上重要な技術課題を設定し、優先テーマとして採択。初年度は委託事業で開始し、オープンイノベーションにより異分野の企業等が連携することで複数の要素技術を同時並行で開発する体制を構築し、後年度に補助事業に移行する等して確実な事業化につなげるとともに、コロナによる影響を受けた企業の迅速かつ着実な回復・成長を支援する。
- 令和3年度より「アワード型」として、脱炭素社会構築に貢献するイノベーションの卓越したアイデアと、その迅速かつ着実な社会実装が期待できる確かな実績・実現力を有する者を表彰し、イノベーションの発掘及び社会実装を加速化する取組を実施。
- 上記の優先テーマ以外にも、脱炭素社会に向けて社会システム全体での最適化等による大幅な省エネを目指す社会変革分野や、各地域の特性を活かした自立・分散型の社会形成を目指す地域資源活用・循環型経済分野について、事業化見込みが高く地球温暖化対策の強化につながる課題の採択・補助等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業(1/2)・委託事業
- 委託、補助対象 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- 実施期間 平成25年度～令和5年度

4. 活用事例・事業イメージ



低コストな蓄電デバイス搭載定置式双方向充電システムおよび小型双方向車載充電器を開発・実証し、EV等の普及促進を行うとともに、車載バッテリー活用による分散型エネルギーシステムの構築を促進。

社会実装例



ZEB

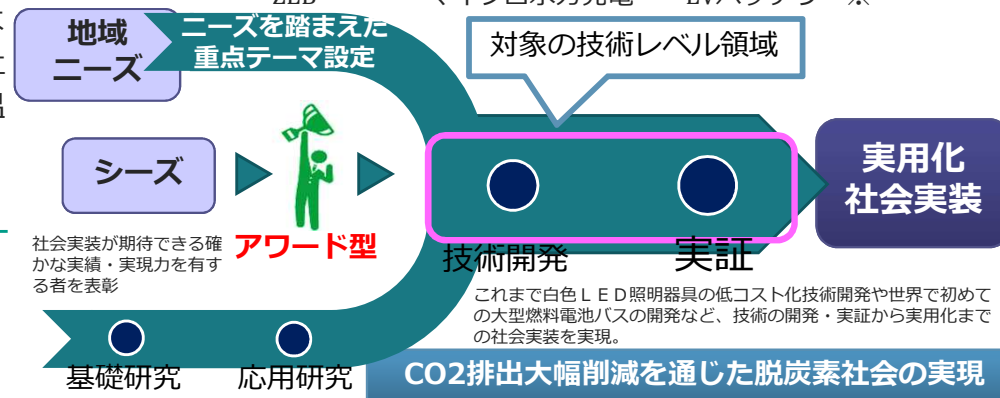


マイクロ水力発電



EVバッテリー※

※世界初の量産型電気自動車（日産リーフ）に搭載され、今日の電気自動車が日常にある社会の実現という社会変革につなげた。



革新的な省CO2型感染症対策技術（深紫外線等）の実用化加速のための実証事業

（一部総務省、文科省連携）



【令和3年度要求額 2,000百万円（新規）】



「ポスト／With コロナ」社会において必要な衛生環境向上及びCO2削減を両立する技術・システムを様々な場面において実証します。

1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生環境への関心が一層高まっている。このような状況を受け、「ポスト／With コロナ」社会において、必要な衛生環境の向上を確保しつつ、かつエネルギー消費に伴うCO2削減を両立する技術・システムを様々な場面において実証し、安全安心な社会と脱炭素社会への同時実現を目指す。

2. 事業内容

【政策背景】衛生環境への関心の高まりに加え、都市部などの人口密集地域の施設等では快適な生活・労働環境を確保する上で空気性状の維持・改質も不可欠であり、必要な衛生環境の向上と、気候変動への対策としての省エネ・CO2削減も求められている。このような環境を創出する上で、衛生環境の向上や省エネ・省CO2に資する様々な技術について、実フィールドにおける総合的な技術実証や効果検証等は行われていない。

【事業概要】「ポスト／With コロナ」社会に機動的に対応するため、様々なユースケースの展開に向けて、我が国の革新的技術に基づく技術実証等に取り組み、安全・安心な衛生環境創出に資するCO2削減技術・システムの検証・社会実装加速化を行う。

【技術開発実証】例えば、殺菌力強い深紫外線を発するLEDや、空気性状を改質する換気も可能な空調等の要素技術等の性能を向上させつつ、それらを組み合わせ、衛生環境向上に資する省エネ型の空調・換気システム等の開発・実証等を委託事業として実施する。さらに、補助事業を同時に組み合わせることで確実な事業化につなげ、社会実装の加速化を目指す。

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|---------------|
| ■ 事業形態 | 委託・補助（補助率1/2） |
| ■ 委託、補助対象 | 民間事業者・団体等 |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和5年度 |

4. 事業イメージ

＜組合せが想定される活用技術例＞

高出力な深紫外線LED



想定される適応先の例

- ・オフィスビル
- ・病院
- ・商業施設
- ・介護施設
- ・学校
- ・駅 等

空調・換気システム



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：03-5521-8339

FAX：03-3580-1382



【令和3年度要求額 2,500百万円（2,500百万円）】

高品質窒化ガリウム(GaN)を活用し社会全体のエネルギー損失を徹底的に削減します。

1. 事業目的

- ① 温室効果ガス排出量の2030年度26%削減目標及び2050年80%削減目標を達成するために、将来の資源・環境制約等からバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要。
- ② 特に、将来にわたるエネルギー制約やコロナ後の社会を見据え、一層の電化や、省エネかつ豊かな社会・ライフスタイルを早期に実現することが重要。本事業により、社会全体の大幅なエネルギー消費量削減のキーとなる、デバイス（半導体）を高効率化する技術イノベーションを実現する。

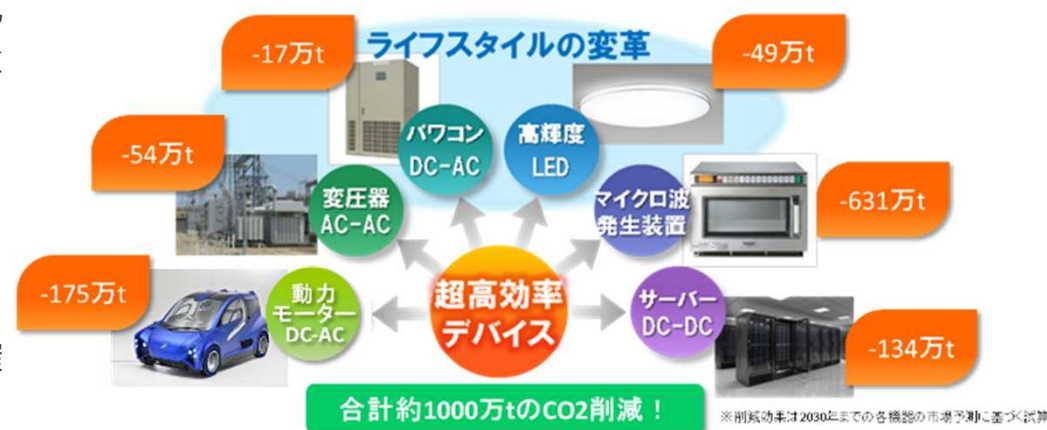
2. 事業内容

- 民生・業務部門を中心にライフスタイルに関連の深い多種多様な電気機器（照明、パワコン、サーバー、動力モーター、変圧器、加熱装置等）に組み込まれている各種デバイスを、高品質GaN（窒化ガリウム）基板を用いることで高効率化し、徹底したエネルギー消費量の削減を実現する技術開発及び実証を行う。
（ノーベル物理学賞（LED）を受賞したGaN関連技術を最大限活用）
- 当該デバイスをサーバー、パワコン、自動車のモーター等へ実装し、エネルギー消費量削減効果の検証を行う。並行して、量産化手法を確立し、事業終了後の早期の実用化を図る。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間事業者・団体、大学、研究機関等 |
| ■ 実施期間 | 平成26年度～令和3年度 |

4. 事業イメージ



これまでの事業の主な成果

GaN半導体を用いた選択型マイクロ波加熱装置



高効率なエネルギー転換・選択加熱による省エネ化を実現。さらに、従来品よりも体積を60%小型化、重量を半減。

GaNデバイスを用いた電気自動車



GaNを用いたパワーエレクトロニクスで駆動する超省エネ電気自動車(AGV)を世界で始めて開発し、東京モーターショー2019にて公開。

脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業



【令和3年度要求額 12,600百万円（新規）】

リサイクル設備・再生可能資源由来素材等の製造設備の導入を支援します。

1. 事業目的

- ・「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月策定）の具体化を通じた脱炭素社会構築のため、国内におけるプラスチック循環利用の高度化・従来の化石資源由来プラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマス・生分解プラスチック、セルロース等）の製造に係る省CO₂型設備の導入支援を行います。
- ・さらに、今後の再エネ主力化に向け排出が増加する太陽光発電設備や高電圧蓄電池等、実証事業等において資源循環高度化が確認されている省CO₂型リサイクル設備への支援を行います。
- ・これにより、コロナ禍における新しい生活様式下でのプラスチック使用量増加にも対応した持続可能な素材転換に向けて、国内の生産体制強靱化を図ります。

2. 事業内容

- ・省CO₂型のプラスチック高度リサイクル・再生可能資源由来素材の製造設備への補助

<設備例>



<石油精製所を活用したリサイクル設備>



<バイオマスプラスチック製造設備>

- ・省CO₂型の再エネ関連製品等リサイクル高度化設備への補助

<設備例>



<Li-ion電池リサイクル設備>

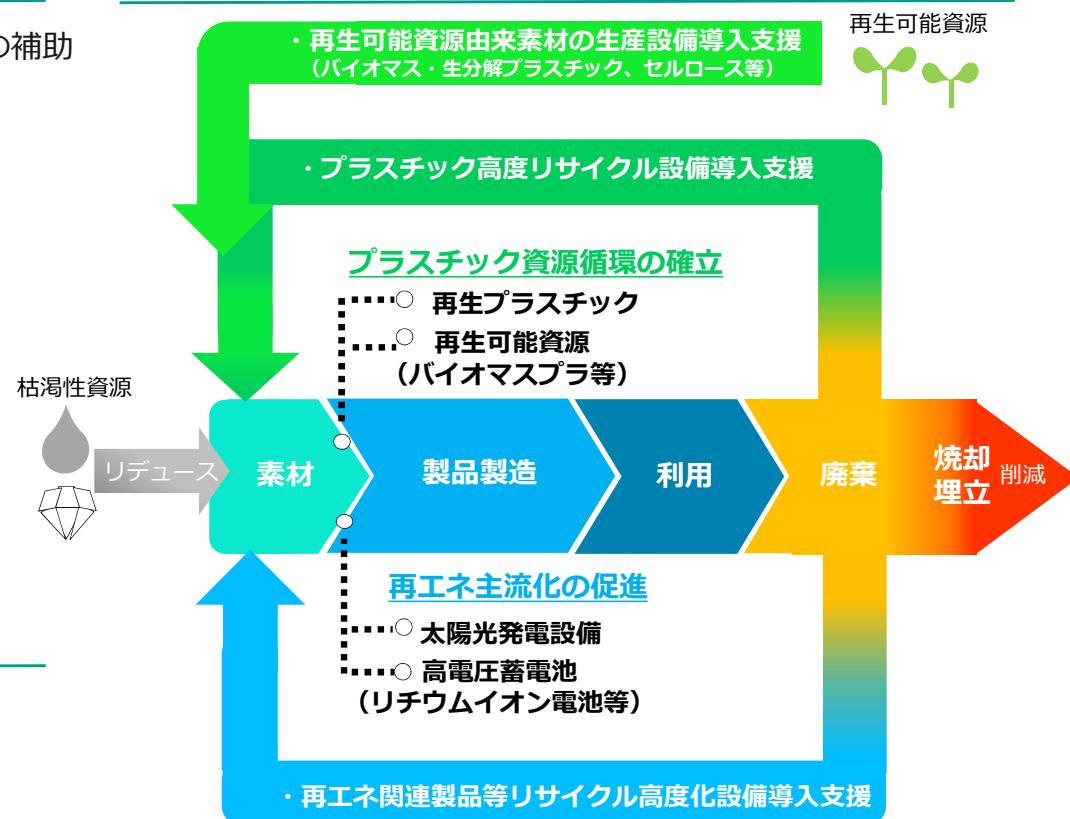


<太陽光発電設備リサイクル設備>

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 補助対象 民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業



【令和3年度要求額 3,600百万円（3,600百万円）】

プラスチック代替素材への転換・社会実装を支援します。

1. 事業目的

- ① 海洋プラ問題、資源廃棄物制約、温暖化対策等の観点から、プラスチックの海洋汚染低減、3Rや再生可能資源転換が求められています。
- ② 「プラスチック資源循環戦略」に基づき、「代替素材への転換」、「リサイクルプロセス構築・省CO2化」、「海洋生分解素材への転換・リサイクル技術」を支援し、低炭素社会構築に資するシステム構築を加速化します。

2. 事業内容

① 化石由来プラスチックを代替する省CO2型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換・社会実装化実証事業

バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF等のプラスチック代替素材の省CO2型生産インフラ整備・技術実証を強力に支援し、製品プラスチック・容器包装や、海洋流出が懸念されるマイクロビーズ等の再生可能資源等への転換・社会実装化を推進。

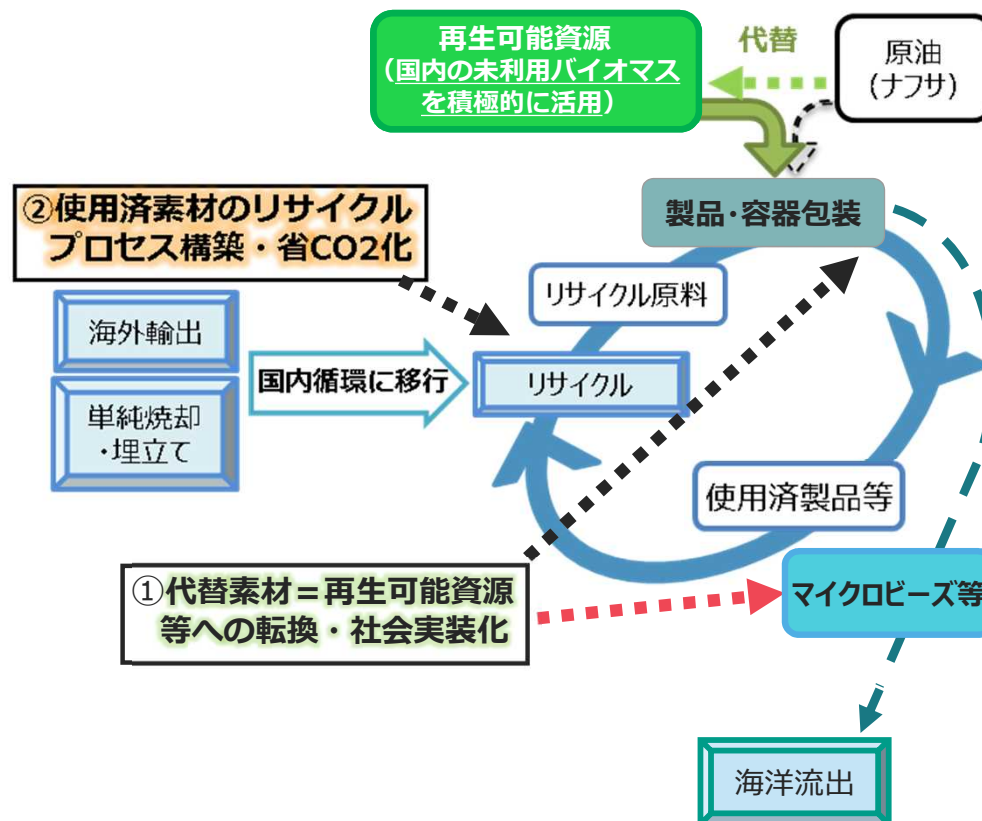
② プラスチック等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を強力に支援し、使用済素材リサイクルプロセス構築・省CO2化を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和元年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室 電話：03-5501-3153
水・大気環境局水環境課海洋プラスチック汚染対策室電話：03-6205-4938

容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費



【令和3年度要求額 194百万円（194百万円）】

プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

1. 事業目的

- 令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和2年5月から本戦略のマイルストーンを達成するために必要となる施策の検討のために、中環審・産構審合同会議を開催。
- 今後各施策を、効果的に実施するための措置を講ずる。

2. 事業内容

1. プラスチック資源循環推進事業

- プラスチック資源循環に係る施策の検討調査
 - 国内外調査
 - プラスチック資源循環に係る施策のあり方検討
 - プラスチック資源循環戦略に基づくレジ袋有料化に係る事業
- プラスチック資源循環に係る3R推進事業
 - 本格実施に向けた実証事業
 - 本格実施に向けた周知・コンサルティング
- プラスチック資源循環戦略普及啓発事業

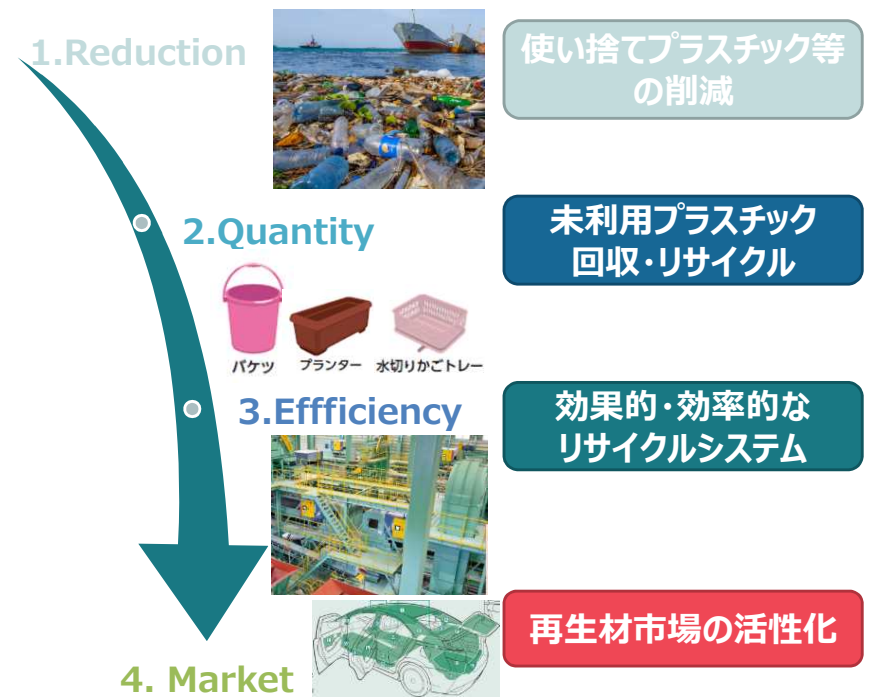
2. 容器包装リサイクル推進事業

- 容器包装廃棄物排出実態等調査

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|-------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成18年度～令和17年度（予定） |

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業



【令和3年度要求額 350百万円（新規）】



脱炭素・循環経済の同時達成に資する情報プラットフォームや廃棄物処理・エネルギー回収等の革新的な資源循環システム創生に向けたモデル実証を実施します。

1. 事業目的

デジタル技術等を活用し、脱炭素と循環経済（CE: Circular Economy）を同時に達成する資源循環システムの創生に向け、①民間事業者が実施する革新的な資源循環プラットフォーム等のモデル事業、及び、②各地域において廃棄物エネルギーを最大限活用した自立・分散型の経済・社会を形成するため、ICT技術を活用した廃棄物処理過程の効率化の要素技術の実証を実施し、その効果を評価・検証します。

2. 事業内容

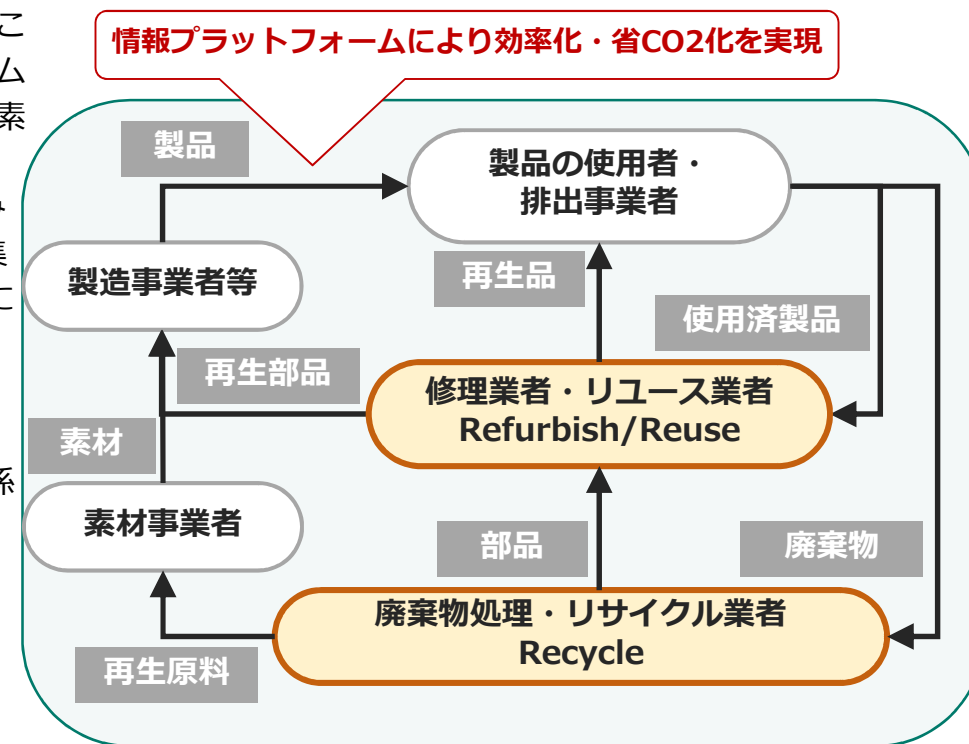
- ① 使用済製品・素材の安易な処分を防ぎ、資源循環の効率化やそれに伴う省CO2化を進めるためには、関係者間で使用済製品・素材に関する必要な情報を共有することが必要である。そのため、資源循環に関する情報連携のためのプラットフォーム等のデジタル技術を活用した民間事業者によるリユース・リサイクルに係る脱炭素型資源循環システムのモデル実証を行う。
- ② 収集運搬と中間処理の効率化を実現し、新型コロナウイルスにも対応した非接触型ごみ収集を最終目標として更なるCO2排出削減を図るため、ICTを活用した拠点一括集約回収ボックス方式等の収集作業員が新型コロナウイルスに感染した場合の緊急時対応にも資する実証を行うとともに、収集運搬と中間処理をICTの活用により連携させ、廃棄物エネルギーを効率的に回収するための実証を行う。
- ③ ①・②の結果について、脱炭素・資源循環両面での効果等を評価・検証し、民間・地域における普及展開に向けたノウハウ・課題をまとめるほか、資源循環に係るデータの把握等を行い、脱炭素・資源循環の同時達成に係る施策に活用する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 地方公共団体、民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ

- ①資源循環に関する情報プラットフォーム（イメージ）





産廃処理におけるデジタル化の推進により、感染症蔓延時等の事業継続、効率化、生産性向上等を促進します。

1. 事業目的

- ①産業廃棄物処理業でのICT活用を促進し、感染症蔓延下や自然災害発生時においても産業廃棄物処理の安定的な継続を後押しする。
- ②優良な産廃業者の基本情報や処理・設備に関する情報発信を強化し、排出事業者が次世代型の優良な事業者を選択できる環境整備を行う。

2. 事業内容

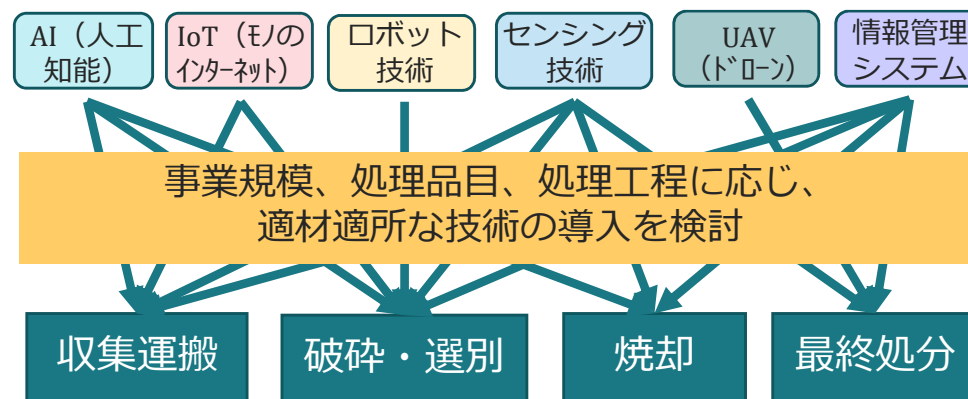
- (1) 産業廃棄物処理における先端的情報通信技術等の活用に関する検討
産業廃棄物処理におけるAI/IoT等の先端的情報通信技術の導入状況の調査を実施し、横展開の可能性について調査を行う。
- (2) 産業廃棄物処理業におけるデジタル技術活用の最適化に関する検討
産廃処理業者の特性（事業規模、種類（収集運搬・中間処理・最終処分））及び事務作業、処理工程等に応じ、最適な技術の検討を行う。
- (3) 優良産廃処理業者の更なる成長のための情報発信強化
次世代型の優良な産廃処理業者を容易に選択できるよう、事業者の基本情報に加え、処理・設備の詳細等の情報検索に関する利便性の向上を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ

＜デジタル化を推進する技術の例＞



＜ICT活用によるデジタル化の導入事例＞





ごみ処理作業の安全性を確保し、強靱で持続可能な廃棄物処理体制を構築します。

1. 事業目的

- ① 一般廃棄物処理分野におけるごみ処理作業の実態を調査分析する。
- ② モデル自治体等において実際に持続可能な廃棄物処理体制の制度設計及びモデル事業を実施する。
- ③ 手引き及び研修素材を作成し、市町村等に広く提示する。

2. 事業内容

一般廃棄物の処理は人々の生活を維持するために必要不可欠な社会サービスであるため、激甚化する災害により発生する災害廃棄物の対応、新型コロナウイルス感染症の流行といった危機的な状況下であっても、安定的な事業継続が必要である。一方で、高齢者世帯等を対象とした戸別収集や住民の利便性向上等を踏まえた夜間収集といった行政ニーズの多様化に対応することも同時に求められている。これらの廃棄物処理を取り巻く事業環境に対応していかなければならないことに加え、廃棄物処理の体制面では、作業員の担い手不足や高齢化が進んでいるといった課題もある。引き続き、安定的な廃棄物処理体制を維持するには、これまで以上に、業務の効率化、作業員の負担軽減、作業員のスキルアップ等を通じて事故の未然防止を図るとともに、意欲・能力を存分に発揮できる環境を作り出していくことが必要である。

とりわけ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を踏まえた熱中症に対応した個人防護具の使用などの感染症対策を意識しながら、作業員の環境を改善していく必要がある。

- ・ ごみ処理作業の実態を調査・分析し、課題の整理、事例の抽出を行う。
- ・ 実際に持続可能な廃棄物処理体制の制度を設計し、試行するモデル事業を実施する。
- ・ 感染症対策を含め、自治体等の持つ知見を集約し、研修素材を作成する。
- ・ 地域の実情に合わせた強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築のための手引きを作成する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



感染性廃棄物等の適正処理体制の構築



【令和3年度要求額 50百万円（3百万円）】



新型コロナウイルス感染症やその他の感染症発生時の廃棄物の適正処理の確保及び処理体制の維持を図る。

1. 事業目的

- ①感染症の発生に伴って排出される感染性廃棄物等の適正処理確保
- ②感染症の発生時における廃棄物処理体制の維持

2. 事業内容

新型コロナウイルスの感染拡大に伴って課題となった感染性廃棄物等の適正処理の確保や、廃棄物処理体制の維持に向けた調査、検討を行う。具体的な内容は以下のとおり。

- ・新型コロナウイルス感染症やその他の多様な感染症も想定した上で、新型コロナウイルス感染拡大時における廃棄物処理の対応の経験や感染症に関して収集する知見等を踏まえつつ、**感染性廃棄物等を適正に処理するための対策**や、これらの感染症が流行した場合の**廃棄物処理事業の安定的な継続のための対策等**について検討し、その内容を取りまとめた**ガイドライン等を策定**
- ・これらの内容について、研修の実施等を通じて、**関係者に対して周知徹底し、理解を促進**
- ・今後改定が想定される**国際的なガイドライン**への意見や知見等の提供・反映

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

4. 事業イメージ

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、搬搬しにくいものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液体または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチック製の二重使用または、堅牢な容器
例：プラスチック製容器	例：プラスチック（二重使用）/紙ボール容器（内袋使用）	

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。

環境省 福岡県公式HP 福岡県公式HP

新型コロナウイルス対策としてそれぞれチラシ等により周知。

←感染性廃棄物の適切な排出方法
↓ごみの収集運搬作業における感染症対策

今後、その他の感染症も想定して対策を検討し、周知等を実施。

ごみの収集運搬作業をされるみなさまへ

感染性廃棄物に接する場合は、作業前・作業中・作業後に適切な対策をお願いします。

POINT Q&A

——“作業前”に心がける4つのこと——

- 健康状態・体調把握の実施
- 3つの密の回避
- 手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用
- 肌着の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用

POINT Q&A

——“作業中・休憩中”に心がける4つのこと——

- 素手で触らない
- こまめに消毒
- 消毒・洗浄の徹底
- 手洗い・消毒

POINT Q&A

——“作業後”に心がける3つのこと——

- 消毒・洗浄の徹底
- 手洗い・消毒
- 休憩後の3つの密の回避

環境省

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 電話：03-5501-3157

大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業（災害廃棄物処理計画改定等支援）



【令和3年度要求額 800百万円（1,000百万円）】



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和元年東日本台風等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

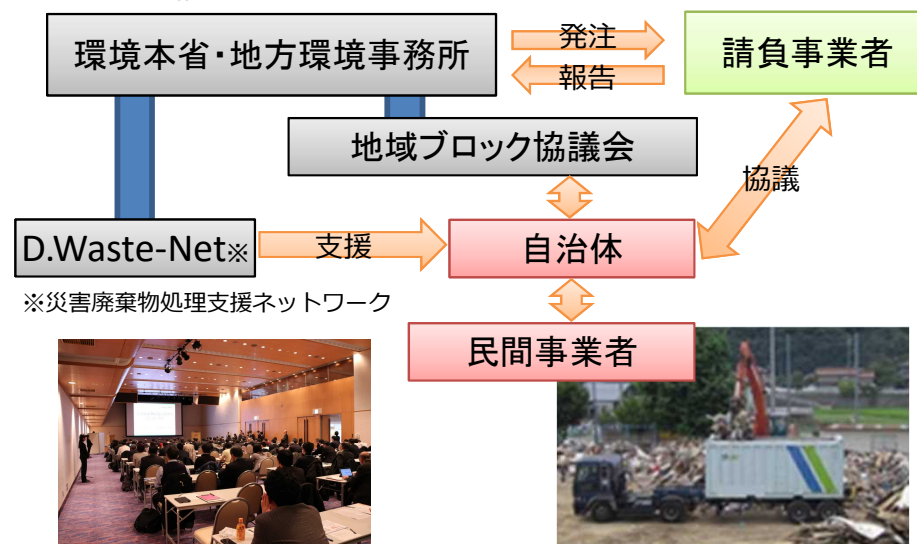
- (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負、交付先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



一般廃棄物処理施設の整備



【令和3年度要求額 55,756百万円+事項要求(59,123百万円)】



一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

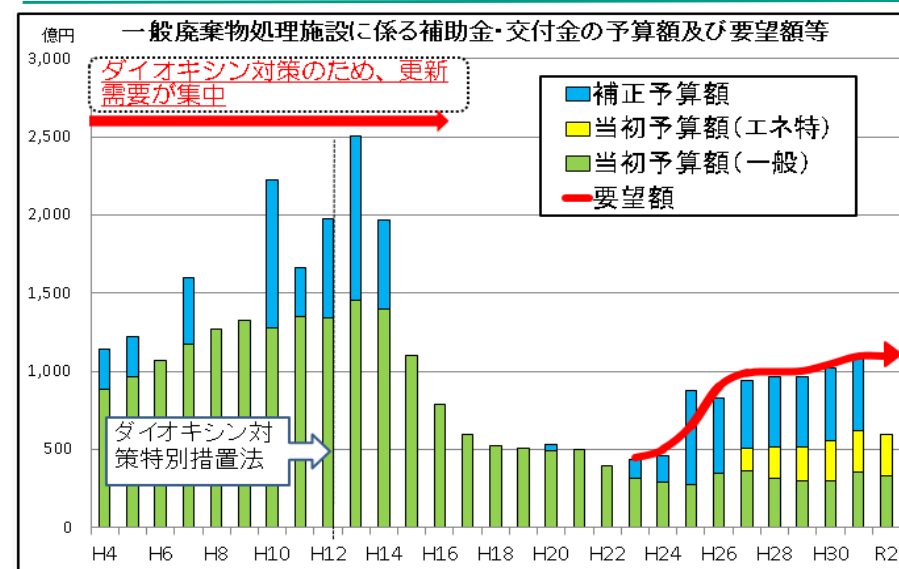
市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。具体的には、以下の施設整備事業の一部を補助する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2）、定額）
- 交付対象 市町村等・民間団体等
- 実施期間 平成17年度～

4. 予算額の推移、補助対象の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和3年度要求額 8,613百万円 + 事項要求（9,613百万円）】

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたところであり、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
また、改正浄化槽法では、公共浄化槽制度の創設や浄化槽台帳整備等も規定されたところであり、これらの政策目的を実現し、汚水処理のリノベーション、最適化を推進する必要がある。
- ② 東日本大震災により被害のあった地域、過疎地域、豪雪地域の実情にあった浄化槽普及を推進する必要がある。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業（①浄化槽設置整備事業（個人の浄化槽の設置に対して補助する事業）、②公共浄化槽等整備推進事業（市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業））の実施に要する費用の一部を交付金として交付する。

令和3年度においては、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、地域の実情等に合致する補助基準額の見直し、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大について補助メニューの見直し等を行う。

1. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築への支援等（市町村設置型）（交付率1/3）

市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「長寿命化計画」に基づき、市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽を改築する事業を補助メニューに追加。

併せて、浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）に市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充。

2. 基準額調査に基づく補助基準額の見直し（個人設置型、市町村設置型）（交付率1/3、1/2）

豪雪地域（特に寒冷地）における凍結防止措置に必要な追加工事等にかかる基準額について、基準額調査に基づき実情にあった金額に見直し、浄化槽設置者の負担の平準化を図る。

3. 環境配慮・防災まちづくり事業の要件見直し等（個人設置型、市町村設置型）

過疎地域における集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るための設置要件の適用の見直しとともに、東日本大震災により被害を受けた地域の浄化槽整備について対象に拡充。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）

助成対象額（4割）		
個人負担（6割）	2/3(1/2) 市町村	1/3(1/2) 国

○公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型）

個人負担（1割）	17(12)/30 市町村負担	10(15)/30 国
----------	--------------------	----------------

国庫助成対象額（10割）

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

浄化槽の整備（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）



【令和3年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

浄化槽の改修又は更新による低炭素化を支援します。

1. 事業目的

既設の中・大型浄化槽に付帯する機械設備の省エネ改修や古い既設合併処理浄化槽の交換を推進することにより、浄化槽システム全体の大幅な低炭素化を図るとともに老朽化した浄化槽の長寿命化を図る。

2. 事業内容

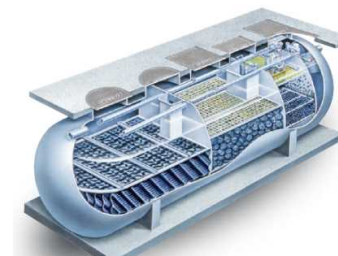
- ① 51人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかる、省CO₂型の高度化設備（高効率ブロワ等）の改修費用について、1/2を補助する。
- ② 建築基準法に定める旧構造基準及び新構造基準の浄化槽（ブロワを使用するものに限る）のうち60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換及び平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の合併処理浄化槽から60人槽以上の最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換に係る費用について、1/2を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 補助内容

- 省エネ型浄化槽システム導入支援
 - ・ 浄化槽設備では浄化槽本体の入替え



- ・ 大型浄化槽の機械設備の例



（高効率ブロワ）



（スクリーン）



（インバータ制御装置）

自然生態系を基盤とする防災減災推進費



【令和3年度要求額 87百万円（80百万円）】



流域の遊水機能を強化するなど、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めます。

1. 事業目的

以下の取組により、流域全体での遊水機能強化による防災・減災対策の社会への実装を図る。

- ①流域単位での自然生態系が持つ防災・減災機能を検証し、その活用に向けた具体的方策を提示する。
- ②生態系機能ポテンシャルマップ等、流域単位での防災・減災と地域の生態系保全を念頭においた自然調和型の地域づくりに資する材料を提供する。

2. 事業内容

生態系を活用した気候変動への適応や防災・減災等の手法は、地域社会において自然環境と経済及び社会の統合的向上を図る重要な手段である。

令和元年東日本台風の被災地では、例えばラムサール条約湿地である渡良瀬遊水地で貯水機能が発揮され、首都圏の洪水被害防止に貢献するなど、生態系が有する防災・減災の機能に注目が集まっている。本事業では、かつての氾濫原や湿地を再生し、流域全体での遊水機能を強化することによる防災・減災の手法についてその有効性を検証し、地域における実装を進める。

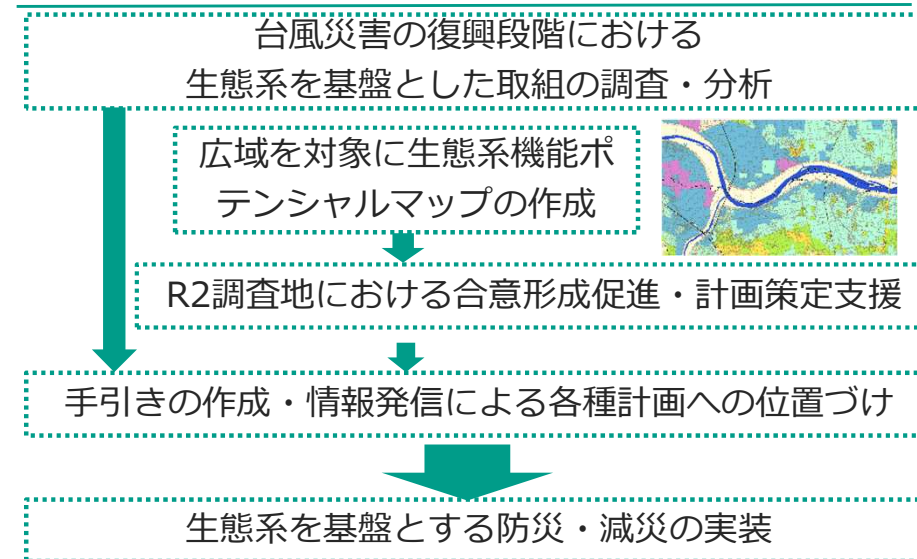
〔事業内容〕

- ①事例調査による社会実装の現状と課題の分析（台風災害の復興段階における生態系の保全・活用状況調査）、②広域の生態系機能ポテンシャルマップ（旧湿地・氾濫原を湿地・氾濫原等に戻した場合の保水力や生物多様性保全効果の評価）の作成、③R2年度の調査実施流域における実装に向けた合意形成促進・計画策定支援、④技術的な情報をまとめた手引きの策定と情報発信

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 令和2年度～4年度（予定）

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R3	・事例調査・実装にかかる分析 ・広域ポテンシャルマップの作成 ・合意形成促進 ・技術的手引きの作成
R4	・広域ポテンシャルマップの作成 ・合意形成促進 ・技術的手引きの作成

お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273



【令和3年度要求額 932百万円（850百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

1. 事業目的

- ① 気候変動適応法・適応計画を効果的・効率的に実行する。
- ② 地域における適応の取組を促進する。
- ③ 国際連携により、開発途上国における気候変動影響評価・計画策定を推進する。
- ④ 気候変動を踏まえて将来の台風に係る影響評価を実施し、激甚化する気象災害への対策の充実を図る。
- ⑤ 将来の気象災害や感染症等に対する社会の強靱性を強化する。
- ⑥ 本邦事業者等の優れた適応に係る技術、製品、サービスの海外展開を支援する。
- ⑦ 気候変動に関する国民の理解を促進する。

2. 事業内容

- 気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。
そのためパリ協定により、各国とも適応の取組が求められている。
- 平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針・成長戦略にも盛り込まれている政府の重要課題である。
- 環境省の適応策に関する中核的取組として、以下の事業を実施する。
 - ・気候変動影響評価及び適応計画進捗把握
 - ・気候変動適応における広域アクションプラン策定事業
 - ・国際連携による気候変動影響評価・計画策定促進
 - ・気候変動による災害激甚化に係る適応の強化事業
 - ・気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化事業（新規）
 - ・適応策のPDCA手法確立調査事業
 - ・国民参加による気候変動情報収集・分析事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体、地方公共団体 等
- 実施期間 平成18年度～終了予定なし

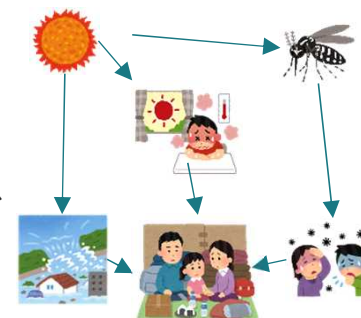
4. 事業イメージ

○気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化事業（新規）



- 気候変動を考慮した感染症・気象災害に対する強靱性強化に関するマニュアル整備
 - ・将来の気候変動を考慮した強靱性強化を計画的にすすめるため、想定すべき事象等の情報を整備。その活用方法等をマニュアル化する。

- 気候変動による複合的な災害影響及び影響連鎖についての対策検討
 - ・気候変動に関連した複合的で連鎖的なリスク・対策の関連を分析し、これを踏まえた対策の検討等を行う。



- 気候変動を考慮した感染症・気象災害に対する強靱性強化の国際展開
 - ・我が国の知見や技術・経験も踏まえ、気候変動を考慮した感染症や気象災害への強靱化に関するワークショップ・事業化の可能性調査を実施する。

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業



【令和3年度要求額 25,950百万円（25,950百万円）】

自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、エネルギー起源CO2の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。
- ② 廃棄物処理施設で生じた熱や電力を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時のレジリエンス強化等にも資する取組を支援する。

2. 事業内容

近年、気象災害が激甚化しており、台風や豪雨等により大きな被害をもたらされている。今後、気候変動により更に災害リスクが高まると予測されており、「気候変動×防災」の観点で災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての喫緊の課題となっていることから、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入や省エネ効果に優れた先進的設備の導入支援が必要である。具体的に、以下の事業の一部を補助する。

(1) 交付金

- ・新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3交付
- ・改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）：1/2交付
- ・計画・調査策定（計画支援・長寿命化・集約化）：1/3交付

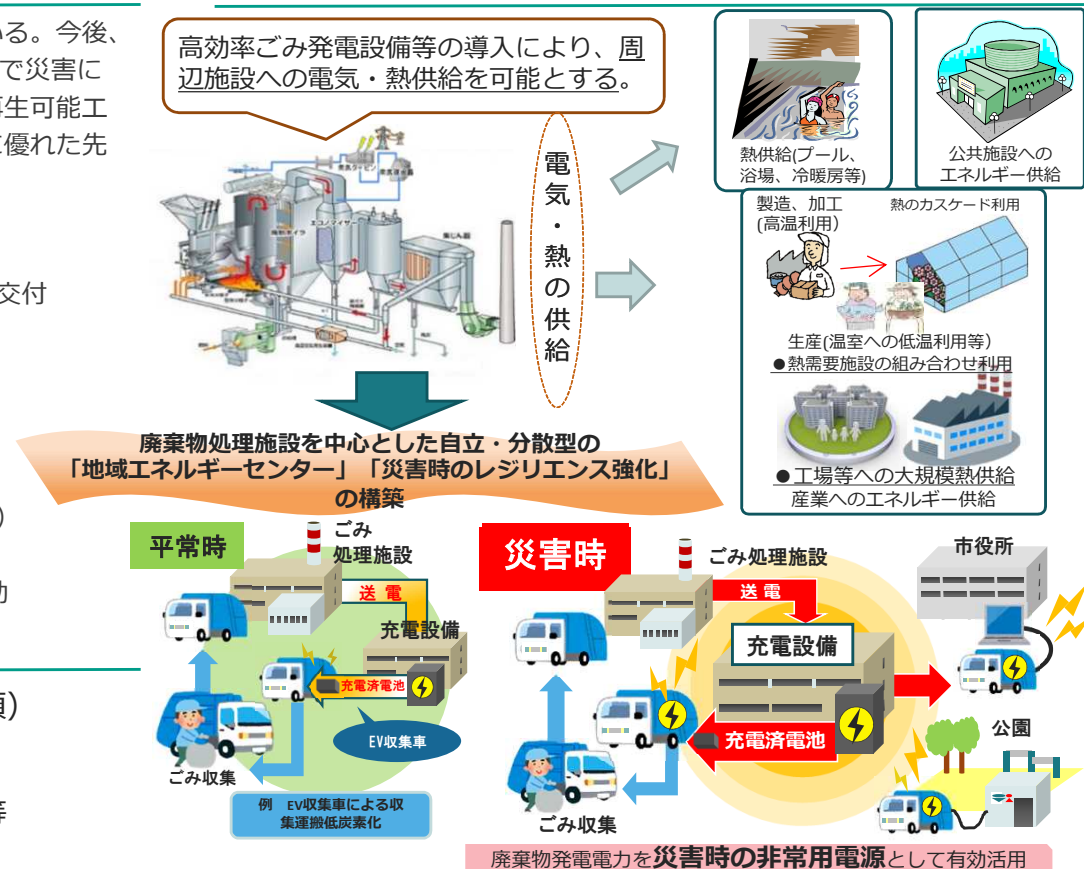
(2) 補助金

- ①新設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2、1/3補助
- ②改良（エネルギー回収型廃棄物処理施設）：1/2補助
- ③電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備：1/2補助
（災害時の非常用電源となるEV収集車・船舶：差額の2/3補助、蓄電池：1/2補助）
- ④熱導管等廃棄物の処理により生じた熱を利活用するための設備：1/2補助
- ⑤廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係るFS調査：定額補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・間接補助事業（交付・補助率1/2、1/3、定額）
- 対象 上記2. (1)、(2)①②：市町村等
(2)③④⑤エネルギー供給側：市町村等
エネルギー需要側：市町村等・民間団体等
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業



【令和3年度要求額 2,000百万円 (1,950百万円)】



廃棄物エネルギーの有効活用等により、地域循環共生圏構築に資する廃棄物処理事業を支援します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物エネルギーを有効活用（発電等）等することで化石燃料の使用量を削減し、**社会全体での脱炭素化**を進める。
- ② 災害廃棄物の受入に関する地元自治体との協定の締結や地元産業へのエネルギー供給を交付の条件とすることなどにより、低炭素化以外の政策目的の達成を図り、**地域循環共生圏の構築を促進**する。

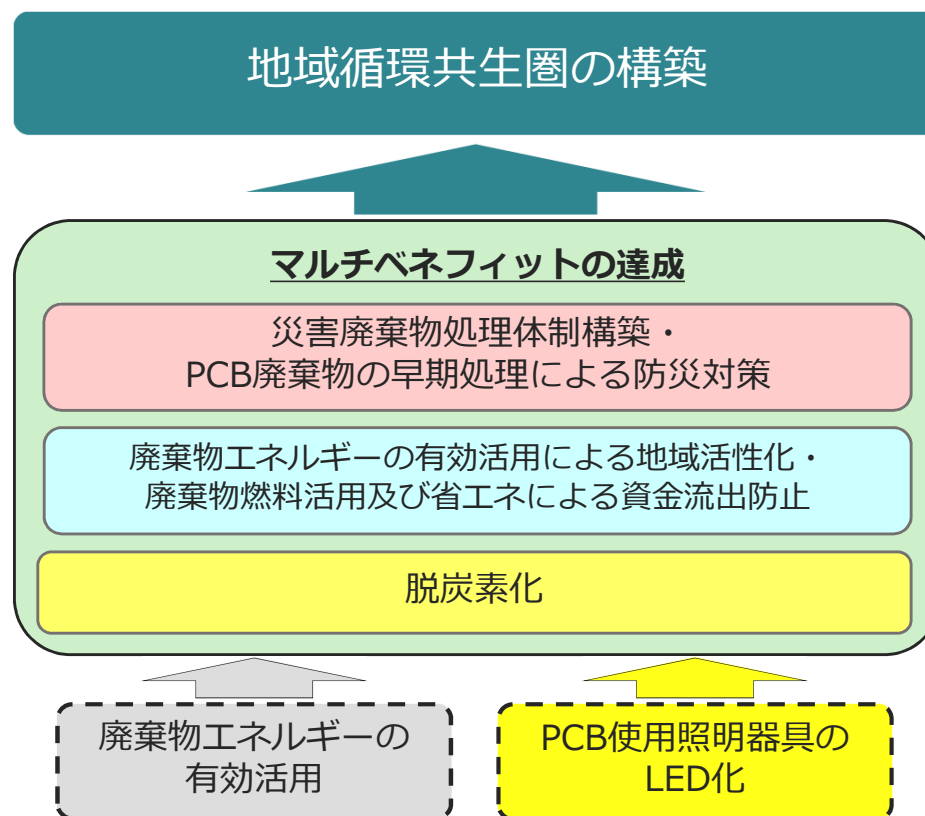
2. 事業内容

- (1) 廃棄物エネルギーの有効活用によるマルチベネフィット達成促進事業
廃棄物エネルギーを有効活用し社会全体での脱炭素化に資する事業のうち、地元自治体と災害廃棄物受入等に関する協定を結ぶことで**地域のレジリエンスの向上に貢献し**、かつ、地域内での資源・エネルギーの循環利用による**地域の活性化や地域外への資金流出防止等に資する**以下の事業を支援する。
 - ① 廃熱を高効率で熱回収する設備（高熱量の廃棄物の受入量増加に係る設備を含む）の設置・改良（熱や電気を施設外でも確実に利用すること）
 - ② 廃棄物から燃料を製造する設備（製造した燃料が確実に使用されること）及び廃棄物燃料を受け入れる際に必要な設備の設置・改良
- (2) 中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業
PCBが使用されている古い照明器具は、災害時に有害な廃棄物となりうるとともに漏洩等により周辺の生活環境を害する可能性がある。PCB使用照明器具のLED照明への交換事業のうち、発生する**PCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減、省エネ化によるGHG排出削減、地域外への資金流出防止等の政策目的を同時に達成**することが確実な事業に対し、PCB使用照明器具の有無の調査及び交換する費用の一部を補助する（中小企業等限定。リースによる導入も補助対象）。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1／3、1／10）
- 対象 (1) 民間事業者・団体、(2) 中小企業等
- 実施期間 (1) 令和2～6年度、(2) 令和2～4年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課（03-5501-3157） 又は 廃棄物適正処理推進課（03-5521-9273）



廃棄物処理システムにおける地域の「気候変動×レジリエンス」と地域循環共生圏構築を同時に実現します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素や自然共生への取組、災害対応、地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく廃棄物処理施設における地域資源の活用・防災拠点化等の技術評価検証を実施し、地域循環共生圏の地域モデルとなり得るポテンシャルを調査・支援する。
- ② 地域の特性に応じた最適な廃棄物処理システムにおける循環資源の活用方策の検討を行い、脱炭素・省CO2対策のガイダンスを策定し、循環分野からの「気候変動×レジリエンス」や地域循環共生圏の構築を推進していく。

2. 事業内容

2015年のパリ協定を受けて、2050年度の温室効果ガス排出量を80%削減するため、廃棄物分野においても一層の脱炭素・省CO2対策が喫緊の課題となっている。

- ① そこで脱炭素や自然共生への取組、災害対応、地域振興等の社会課題の同時解決を追求すべく、地域循環共生圏構築が進まない自治体が抱える課題を解決するため、施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に資する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏の地域モデルとなり得るポテンシャルを調査・支援する。
- ② 廃棄物処理システム全体の脱炭素化・省CO2対策を促進するため各種検討調査を行い、地域の特性に応じて最適な循環資源の活用方策の検討を行い、実証等で得られた知見と共にとりまとめてガイダンスを策定し、循環分野からの「気候変動×レジリエンス」や地域循環共生圏の構築を推進していく。

①脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業 (400百万円)
(地域循環共生圏構築課題解決型技術実証等)

②廃棄物処理システムにおける脱炭素・省CO2対策普及促進事業 (100百万円)
(脱炭素・省CO2対策普及促進方策検討調査、ガイダンス策定等)

3. 事業スキーム

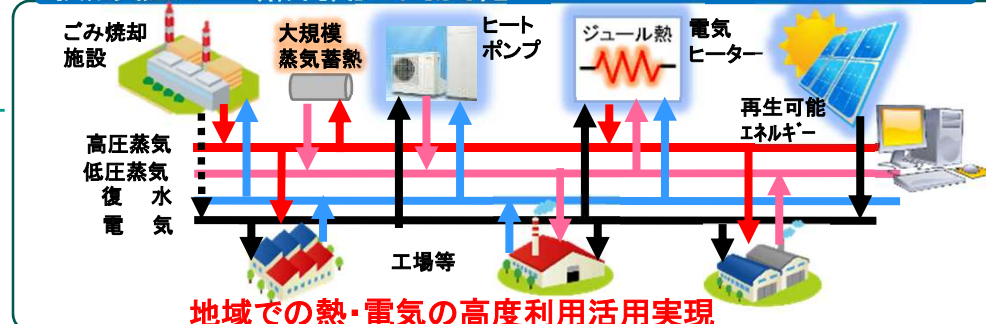
- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

技術実証例 大規模メタン化施設



技術実証例 熱利用の高度化



離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（防衛省連携事業）



【令和3年度要求額 350百万円（新規）】

再・省・蓄エネ等を活用し、環境の厳しい離島においても構築可能なシステムの実証事業を実施します。

1. 事業目的

過酷な環境下であり、系統連結もない離島等において、再・省・蓄エネ等を最大限活用し再エネの主力化や、物資供給も容易ではなくなる甚大な台風等の有事の際にも必要な設備等が稼働できるよう、メンテナンスフリー化・レジリエンス強化に資する分散型エネルギーシステム構築に向けた実証事業を実施する。

2. 事業内容

再生可能エネルギーの最大限の導入は、脱炭素社会の構築のために不可欠であり、特に離島など隔絶した環境においてはエネルギーセキュリティの観点でも必要である。

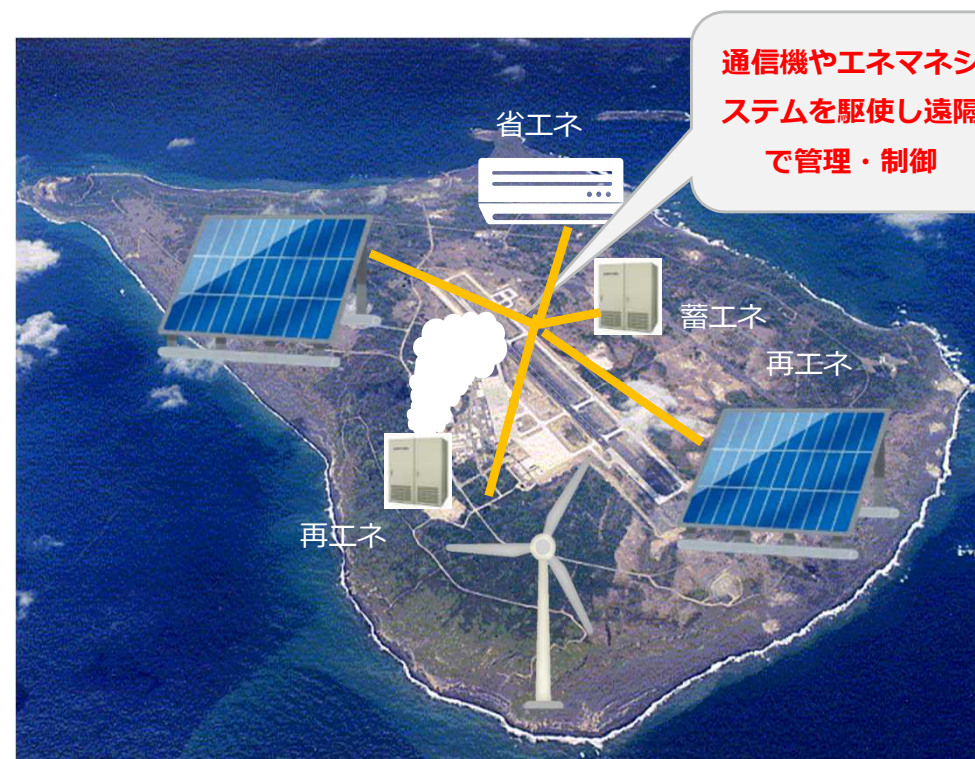
また、そのような場所においては、激甚化する台風など、有事の際においては物資の供給、救援や人の往来も困難となり、また、過酷な環境にあるため、レジリエンスの強化が必要である。特に、多くの離島等アクセスが容易ではない地域を多く抱え、災害が頻繁に起こる我が国にとっては年々その重要性が増している状況にある。

従って、再エネ・省エネ・蓄エネ機器、自営線、エネマネシステム等あらゆる技術を組み合わせて、過酷な環境下にある離島等の実証場所にあった自己完結型の分散型エネルギーシステムの構築を目指した実証事業を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



熱中症対策推進事業



【令和3年度要求額 172百万円（139百万円）】



地域の特性を考慮し社会が一体となって取り組む、総合的な熱中症対策を促進します。

1. 事業目的

- ・新たな課題への対応も含めた知見の収集やその効果的な発信方法を検討しとりまとめる。
- ・熱中症に関する必要な知識の普及啓発を行い、一人一人の予防意識を向上させ、熱中症の発生の減少を目指す。
- ・地方自治体での総合的な熱中症予防対策を促進し、社会が一体となって熱中症対策に取り組むことを目指す。

2. 事業内容

今後の気候変動の進展等を踏まえ、社会全体で熱中症予防に取り組むことが重要。そこで、令和2年に関東甲信地方で先行実施している「熱中症警戒アラート（試行）」の令和3年からの全国展開とともに、各地方自治体における包括的・体系的な熱中症対策の整理・実行を支援し、社会が一体となって、より効果的な取組を促進する。そのために必要な知見の収集やその効果的な発信方法についてもとりまとめる。具体的には以下の事業を実施する。

- (1) 熱中症に係る啓発資料作成事業
- (2) 熱中症対策に係る指導者養成事業
- (3) (新) 地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る事業
- (4) (新) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

(新) 地域における効果的な熱中症予防対策の推進に係る事業
図：地域における熱中症対策に関する連携のイメージ
(令和元年度熱中症予防対策ガイダンス事業より)



(新) 新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業

図：「新しい生活様式」における熱中症対策のイメージ
(環境省・厚生労働省リーフレットより)



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部 環境安全課 電話：03-5521-8261

クールシティ推進事業



【令和3年度要求額 59百万円（57百万円）】



WBGT（暑さ指数）の認知度向上・活用促進、発信体制の強化、暑熱対策の推進を実施します。

1. 事業目的

- ① WBGT（暑さ指数）の認知度向上・行動変容に繋がる情報発信のあり方の検討
- ② 暑熱対策分野の適応策推進
- ③ 熱中症予防情報の発信体制の強化

2. 事業内容

近年、気候変動やヒートアイランド現象等による気温上昇に伴い、暑熱回避行動の促進、熱中症予防情報の提供が重要性を増している。

- ① 熱中症の危険度を示す指標であるWBGTの理解が進むよう、効果的な情報発信方法の検討、認知度の向上を図る。特に、令和3年度からの「熱中症警戒アラート※」の全国展開を見据え、さらに認知度向上を進め、熱中症リスクの高い方への対策と結びつけた情報提供を行うための調査検討を実施。
- ② 「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版」の活用や充実化を図り、暑熱対策の情報を発信。
- ③ 全国840地点のWBGTの予測値・実況値を算出し、情報提供を行う。来年度から全国展開を予定している「熱中症警戒アラート※」の発表基準はWBGTの予測値に基づいており、この精度がアラート発表の根幹となるため、より正確なWBGTデータを提供するための精度向上を行う。また、アラートの全国展開に伴い、サイトの改修作業を実施する。

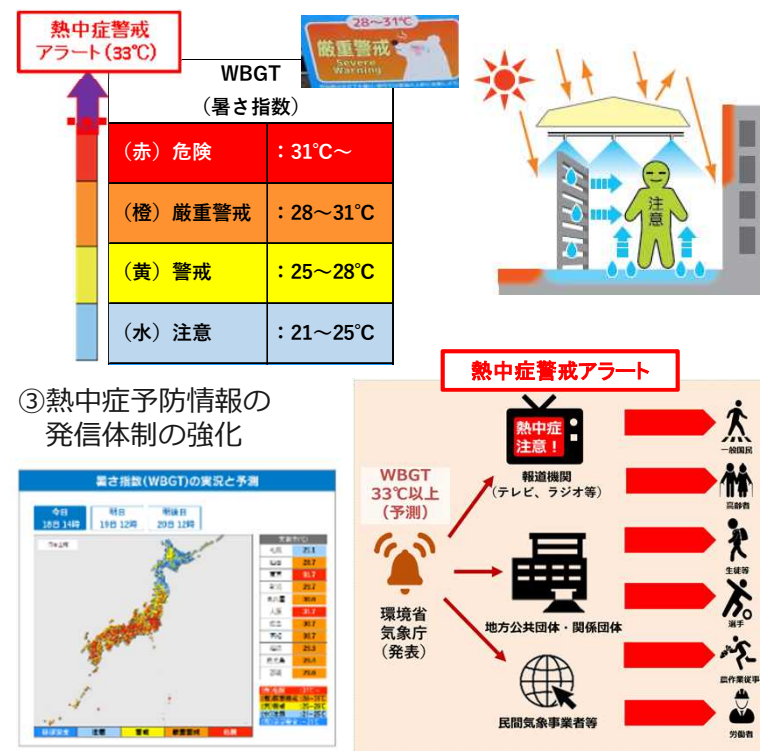
※名称は今後変更の可能性もあり得る

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

- ① WBGT（暑さ指数）の認知度向上
- ② 暑熱対策の情報発信



お問合せ先： 水・大気環境局 大気環境課大気生活環境室 電話：03-5521-8300

国立公園満喫プロジェクト等推進事業



【令和3年度要求額 12,265百万円+事項要求(11,009百万円)】



世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります

1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして国立公園が位置づけられ、2020年国立公園訪日外国人利用者数年間1000万人に向けて取り組み、2019年に約667万人まで増加。しかし、**2020年に新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地では大きな打撃が生じている。これを踏まえ、**国内の幅広い利用者層の誘客促進、ウィズ/ポストコロナ時代の新たなライフスタイルに合った国立公園の利用提供**を進め、国内外の利用者の復活を図る。

- ・基盤的な利用施設の整備：登山道の再整備、ビジターセンターの充実、キャンプ場リニューアル等
- ・公園施設の長寿命化対策：木道やトイレの改修等による長寿命化
- ・国内向けの誘客の強化：ワーケーション等の新しい利用提供、認知度向上のためのプロモーション等
- ・受入環境・体制の充実：地域での連携促進、コンテンツ充実、人材育成、利用者負担の仕組みづくり等
- ・山小屋の施設改修支援：感染症対策、自然災害対応、環境配慮型トイレ導入

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／交付金／補助金
- 請負先 民間事業者・団体／都道府県・市町村
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



- ・ビジターセンターや展望台、歩道等の利用施設を整備・リニューアルし、美しい景観や自然を満喫できる基盤を充実



- ・国内向け誘客の強化、ワーケーションの推進、プロモーションの実施等を通じ、国立公園の国内外の利用者を復活



- ・山小屋での感染症対策や自然災害対応のための施設改修、環境配慮型トイレ導入支援により、登山者の安全・安心と山岳環境の保全を確保

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課：03-5521-8277／国立公園利用推進室：03-5521-8271／自然環境整備課：03-5521-8280

国立・国定公園等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業



【令和3年度予算要求額 事項要求】



＜参考：令和2年度補正予算3,000百万円（国立公園等への誘客・ワーケーションの推進と収束までの間の地域の雇用の維持・確保）＞

国立公園等での誘客やワーケーションの推進により、新型コロナウイルスからの反転攻勢と地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ①国立公園等において魅力的なツアー・イベントやワーケーションを実施することで、新型コロナウイルス感染拡大により減退した公園利用の反転攻勢と地域経済の再活性化を図る。
- ②ウィズ・コロナの時代での3密を避ける健康志向により、自然の中でのアクティビティやテレワークを求める社会的ニーズが高まっており、これに国立公園等が応えるべく、滞在型の受け入れ環境を整備。

2. 事業内容

新型コロナウイルスの感染症拡大により、国立・国定公園では、観光事業者等に甚大な影響が出ており、以前の状態に戻るにはまだ時間がかかると考えられる。一方、自然体験、サステナビリティ、健康等への関心が高まっており、国立・国定公園は大きなポテンシャルを有している。

①国立・国定公園での滞在型ツアーの推進

自然体験型のアドベンチャーツーリズムなど魅力的なツアー・イベントの企画・実施、海岸清掃・修景伐採等のツアー準備・環境整備を支援。

②国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進

地域一体となったワーケーションの企画・実施、ワーケーション実施のためのWi-Fi等の環境整備を支援。

③国内外向けプロモーション

国立公園等の魅力を訴求するプロモーション等を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（定額、1/2、2/3）、請負事業
- 補助対象 地方公共団体・民間事業者・団体・協議会等
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ



・自然体験、サステナビリティ、健康等への関心が高まっており、それを踏まえたツアー等の造成を支援



・感染リスクが低い自然の中で健康かつクリエイティブに働けるワーケーションを推進



・各地域で滞在型ツアーやワーケーションを推進し、国立公園等の魅力とともにプロモーション

お問合せ先： 自然環境局 国立公園課 電話：03-5521-8277／国立公園利用推進室 電話：03-5521-8271



国立公園等で環境保全・安全対策を担う民間山小屋に対し、感染症拡大、自然災害、し尿処理への対応を支援します。

1. 事業目的

国立公園等の民間山小屋は、山岳地域での環境保全・安全対策を担う公益的機能を有している。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大、豪雨や群発地震等の自然災害の発生など急激な環境変化が生じ、事業継続が困難となっている。一方で、ウィズコロナの時代において、3密を避けて健康的に楽しめる山岳登山などのアウトドアへの関心は更に高まると予想される。このため、山小屋における感染症対策、自然災害対応を支援するとともに、未処理のし尿を通じての感染症リスクの高まり及び環境悪化を防ぐための環境配慮型トイレ導入を支援することにより、民間山小屋の事業継続を図り、もって登山者の安全・安心の確保および魅力的で快適な山岳利用の実現に寄与する。

2. 事業内容

事業対象（補助事業）

- ・補助率 対象事業経費の1／2
- ・補助先 (1) 民間団体
(2) 山小屋等事業者、地方公共団体その他地域の活動団体等で構成される地域協議会の構成員であり、国立・国定公園内で経営する山小屋事業者

事業概要（補助事業）

(1)対象とする施設

- 民間山小屋の公共的機能の発揮に必要な環境保全・安全対策のための施設

(2)支援メニュー

- ①感染症対策整備（3密・衛生対策）
- ②自然災害対応整備（施設の補強・改修）
- ③環境配慮型排水・し尿処理施設等整備



民間山小屋
(中部山岳国立公園)

3. 事業スキーム

- 事業形態 1. 請負事業 / 2. 直接補助事業
- 補助対象 1. 民間事業者 / 2. 民間山小屋事業者
- 実施期間 平成23年度～令和12年度

4. 事業イメージ

1. 山岳環境保全・安全対策推進事業（請負事業）

民間山小屋事業者に対し整備に伴う煩雑な行政手続きの助言や相談対応、未整備山小屋事業者が抱える課題に係る関係者間の意見交換の場の形成支援等を行い、整備推進を図る。

2. 山岳環境保全・安全対策支援事業（補助事業）

(1) 感染症対策整備（3密、衛生設備等整備）

- 例・間仕切りの設置（パーティションや間仕切り等資材購入・設置経費）
- ・換気機器の設置（機器購入・設置等経費）
- ・手洗い場等の手指衛生設備の改修（機器購入・設置等経費）
- ・感染疑い者隔離施設の設置（隔離部屋の設置等）

(2) 自然災害対応整備（施設の補強・改修等整備）

- ・屋根等の補強（屋根材にアラミド繊維の導入等）
- ・勢力増大化した暴風雨等に対応した施設整備（壁面等の補強、改修等）

(3) 環境配慮型排水・し尿処理施設等整備



し尿分離型便器



尿処理器（活性炭等）



廃棄物処理機



里地里山での持続可能な活動の支援・普及を通じて、自立分散型・循環型社会の拠点づくりを推進します。

1. 事業目的

- ① 里地里山の保全・活用に関する持続的な活動や、リモートワークに関する環境整備を支援
- ② 里地里山でのスモールビジネス創出のための人材育成
- ③ 里地里山を新しい視点で活用する多様な主体の連携促進、活動手法の普及

2. 事業内容

「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）では、里地里山の管理不足が生物多様性上問題であり、保全活動の取組への支援や都市住民、事業者なども含めた地域全体で支える新たな仕組みづくりが必要とされている。

また、ポストコロナ社会では、リモートワーク等の新しい働き方も踏まえた、都市から地方への移住・多拠点居住などの新しい暮らし方や、地産地消型でリスク軽減型の社会経済構造への転換が求められている。

こうした状況を踏まえ、人々の暮らし方の変化も踏まえた、里地里山における生物多様性に配慮した持続可能な活動を支援・普及する。

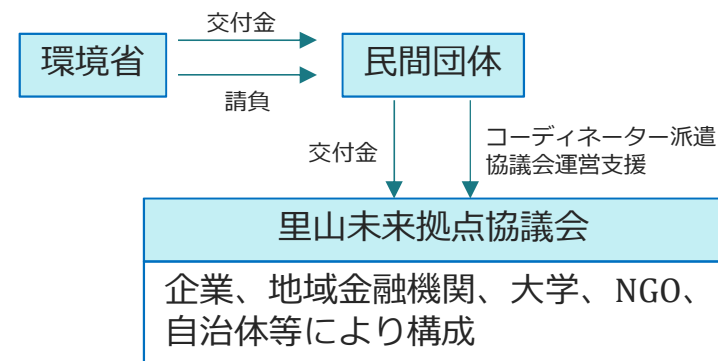
- ① 里地里山の保全・活用に関する先進的・効果的な活動であって、自然体験・教育、資源活用、雇用創出等（定額：上限200万円）
- ② リモートワークのためのWi-Fi等の環境整備（交付率1/2※）
- ③ 里地里山の資源を活用したスモールビジネスを創出するための人材育成
- ④ ①の交付対象団体間の連携促進（③④：請負事業）

※ただし、公園事業者及び公共施設の管理受託者等は2/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金（交付率は1/2又は定額）
- 請負先／交付対象 民間事業者・団体／地方公共団体、非営利団体、民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ



年度	事業概要
R 3～ R 5	事業実施
R 6～	事業の実施、点検・見直し、必要に応じて対象事業整理

鳥獣保護管理の担い手不足の解消に向けて、狩猟者育成制度の構築や野生鳥獣保護管理の省力化等を推進します。

1. 事業目的

- ① 狩猟者育成制度の構築により、次世代の鳥獣保護管理の担い手育成を各地域で促進。また、鳥獣保護管理を担う人材育成・体制構築を通じて、里地里山等における就業環境の改善（鳥獣保護管理の兼業・副業化の促進）に貢献。
- ② デジタル技術や地域の知恵・技術等の活用を通じて、野生鳥獣管理の省力化を推進。
- ③ 鳥獣保護管理や里山環境保全の強化を通じた人と野生鳥獣の棲み分けにより、人獣共通感染症対策にも貢献。

2. 事業内容

- 次世代を担う狩猟者育成事業（狩猟インストラクター制度の構築）
 - ・いくつかの都道府県等で個別に行われている狩猟者育成の取組も参考に、熟練狩猟者が若手狩猟者の捕獲等に同行する形で捕獲技術等を指導・認定等する共通のプログラム・認定の仕組みを構築し、全国展開を図る。
 - ・熟練狩猟者による狩猟者育成事業が地域での新たな仕事や兼業・副業の選択肢となるような仕組みを狩猟団体等と連携して構築することを目指す。
- 人口縮小社会における野生鳥獣保護管理の体制整備・省力化推進事業
 - ・鳥獣の捕獲や被害防除に加え、感染症対策としても有効な生息環境管理を地域で一体的に担う事業者を育成するためのプログラムの作成、実地研修等を実施するとともに、資材等を支援。
 - ・デジタル技術や動物の放牧等の活用による野生鳥獣保護管理の省力化、野生動物管理の専門家育成等の取組を関係省庁・大学等と連携しながら支援。

3. 事業スキーム

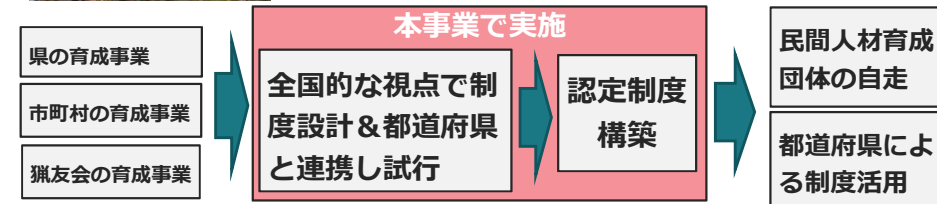
- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ

（次世代を担う狩猟者育成事業）



類似の取組事例やダイビングライセンス制度等を参考に狩猟団体、都道府県等と連携し、狩猟インストラクター制度を構築



（野生鳥獣保護管理の体制整備・省力化推進事業）



例：デキサスゲート設置による人と鳥獣の棲み分けの推進

デジタル技術や動物の放牧等を活用した野生鳥獣保護管理の省力化を通じて、人口縮小社会ならではの人と野生鳥獣の棲み分けを推進

年度	事業概要
R 3	事業の試験的实施、人材育成等の仕組みの検討
R 4	事業の試験的实施、人材育成等の仕組みの構築
R 5	事業の本格実施



【令和3年度要求額 2,700百万円（2,300百万円）】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びC S Fウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ及びイノシシによる自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化しており、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲対策」において10年後の令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて捕獲数の大幅な増加を図ることとしている。

また、平成30年9月以降に拡大しているC S F（豚熱）のウイルス拡散防止を図るため、野生イノシシの捕獲を強化することとしている。

今後、ニホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びC S Fウイルスの拡散防止に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ・指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ・指定管理鳥獣の捕獲等
- ・効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲）
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ・ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ・ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

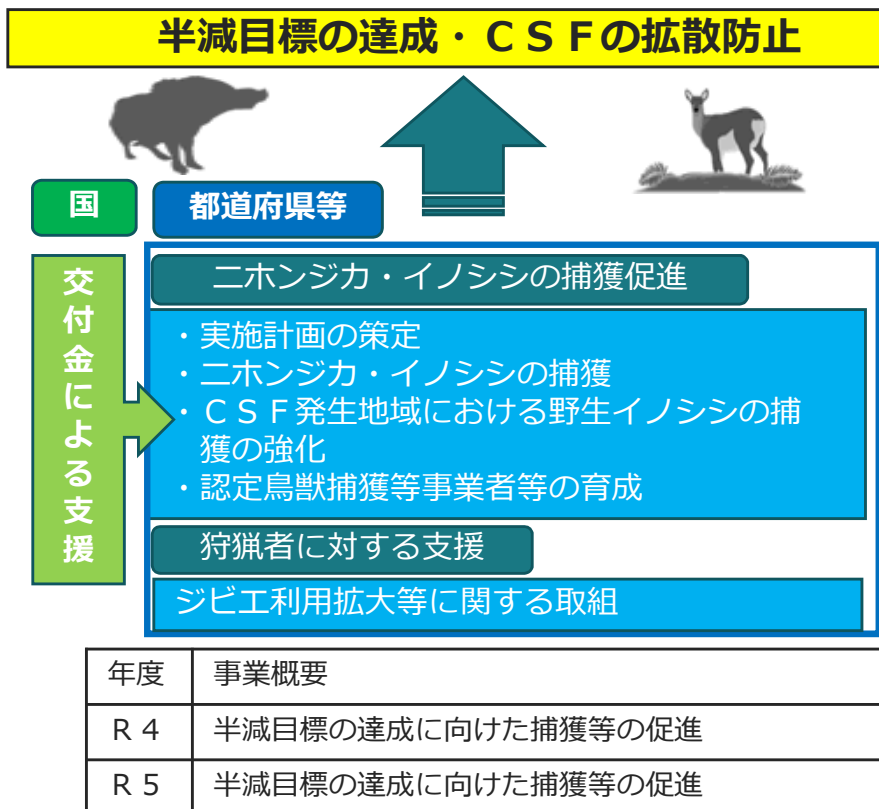
3. 事業スキーム

■事業形態 交付金（補助率1／2、2／3、定額）

都道府県、協議会

■実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 湾・灘ごとの実情に応じた地域における取組を促進するとともに、その効果を広く発信し豊かな海づくりを推進する。
- ② 瀬戸内法の第19条の4に基づき、国が行うべき瀬戸内海の水質の状況やその他の環境の状況について調査を行う。
- ③ 新型コロナウイルス感染症収束後、地域の再活性化等にもつながる里海づくり活動を維持・継続・推進するとともに、瀬戸内海の水環境の保全と水産資源の利用に向けた地域資源の保護・活用の両立等を実現する。
- ④ 気候変動による影響評価を踏まえ閉鎖性海域における具体的な適応策等を検討する。

2. 事業内容

平成27年の改正瀬戸内法の施行後5年の見直しについて、令和2年3月に取りまとめられた中央環境審議会の答申を踏まえ、次の事業を実施する。

①地域における豊かな海づくりの促進

- ・地域における海づくりの取組支援(取組効果の定量的評価のための調査等)

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討

- ・動植物プランクトン、底生生物と底質との関係に関する調査等

③里海を通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討（新規）

- ・保全活動の象徴となる藻場・干潟、景観、生物等のリストアップ
- ・地域資源同士の連携方策（トレイルルートの提案等）の検討
- ・保全活動の活性化等の副次的効果をもたらす観点から評価・登録する制度の検討等

④気候変動による影響評価及び適応策の検討等

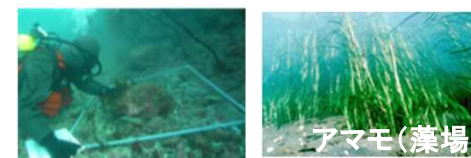
- ・シミュレーションモデルを用いた影響評価及び具体的な適応策の検討

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成22年度～ |

4. 事業イメージ

①地域における豊かな海づくりの促進



地域における取組等の効果の定量評価等地域の海づくりを促進

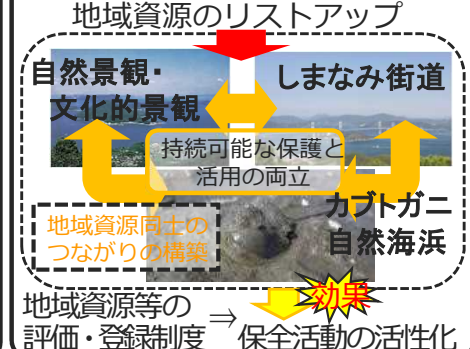
全国に横展開し、豊かな海を実現

②水環境の分析・評価、保全・管理方策の検討



生物多様性・生物生産性の確保

③里海を通じた地域資源等の保護・利活用方策の検討



④気候変動による影響評価及び適応策の検討等





我が国における環境金融の普及促進に向け、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援します。

1. 事業目的

- ①地域金融の担い手である地域金融機関等に対して、シンポジウム等の開催を通じ、環境金融の普及・啓発を図る。
- ②地域金融機関に対して、地域ESG金融の実践を支援する。
- ③あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。

2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

(1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたシンポジウムの開催、国内外の金融機関における環境金融の取組状況に関する調査 等

(2) ESG金融の普及促進

地域金融機関を対象として、地域の環境・社会課題の掘り起こし等を通じた新たな案件組成やESG要素を考慮した事業性評価融資のプロセス構築等を支援

(3) 環境投融資促進のための市場拡大支援

適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド等の発行等支援、インパクトファイナンス、トランジションファイナンス、サステナビリティ・リンク・ローン等の新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・補助事業
- 請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

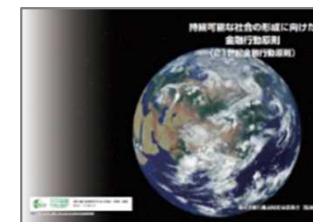
(1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

＜環境金融に関するシンポジウム＞

- ・東京、全国各所で開催予定

＜環境金融に関する調査＞

- ・UNEP FI、PRI、PRB、FSBといった国際機関等と連携して最新動向を調査



(2) ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることのできる仕組みや体制作りを、個別のコンサルティング等を通じて支援する。
- ・令和2年度は11機関を採択した。



(3) 環境投融資促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



グリーンボンド等促進体制整備支援事業



【令和3年度要求額 500百万円（500百万円）】



グリーンボンド等の発行等支援を行う者を登録・公表し、発行等に要する追加コストを補助制度により支援します。

1. 事業目的

- ① グリーンボンド、グリーン性を有するサステナビリティボンド、グリーンローン(以下、グリーンボンド等)の自律的な市場形成・発展に向けて、発行・調達支援体制を整備する。
- ② グリーンボンド等の発行等・投融資を促進し、グリーンボンド等により企業や自治体が調達した資金を活用して効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。

2. 事業内容

2度目標達成のためには、民間資金を脱炭素化事業（再エネ、省エネ等）に大量導入していくことが不可欠。その有効なツールとして我が国においてもグリーンボンド・サステナビリティボンド・グリーンローン等の発行等事例は増えてきているものの、通常の債券発行/借入手続に加え、グリーンボンド等フレームワークの検討・策定・運用・評価が必要となることから、グリーンボンド等の発行等支援体制を整備し、グリーンボンド等の発行等・投融資を促進し、効率的に脱炭素化事業を実施する取組を強力に支援する。具体的には、以下の事業を行う。

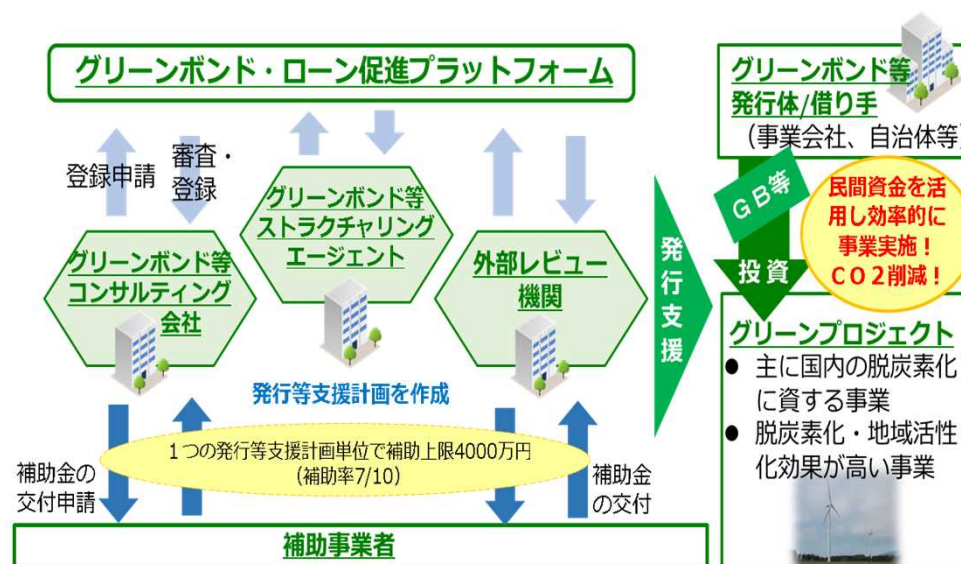
- ・ グリーンボンド等の発行等支援を行う者の登録・公表を行う。
- ・ グリーンボンド等の発行等を行おうとする者（企業・自治体）に対して支援グループを構成し効率的・包括的な発行支援（外部レビュー付与、グリーンボンド等フレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 非営利団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

- 事業形態 間接補助事業（補助率7／10、上限40百万円）
- 補助対象 民間事業者・団体等（登録を受けた発行等支援者）
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



【令和3年度要求額 4,800百万円（4,800百万円）】

再生可能エネルギー発電事業等の脱炭素化プロジェクトに出資します。

1. 事業目的

- ① 一定の採算性・収益性が見込まれる脱炭素化プロジェクトに地域の民間資金を呼び込むため出資により支援する。
- ② 民間だけでは進んでいない脱炭素社会の構築に資する事業の課題を克服し、普及を促進する。
- ③ 地域における資金循環の円滑化を図り、脱炭素社会の創出と地域活性化を同時に実現する。

2. 事業内容

- ① 基金設置法人に対し補助金を交付し、同法人が「地域脱炭素投資促進ファンド」（基金）を運営する。
- ② 地域脱炭素投資促進ファンドからの支援は以下の通り。
 1. 対象事業
 - 二酸化炭素排出量の抑制・削減につながるもの
 - 地域の活性化に資するもの
 - 民間だけでは必要な資金を調達できない脱炭素社会の構築に資する事業（例えば、設備稼働までリードタイムが長期に及ぶ等事業リスクが高いケース、金融機関の事業性評価の知見が不足しているケース等）

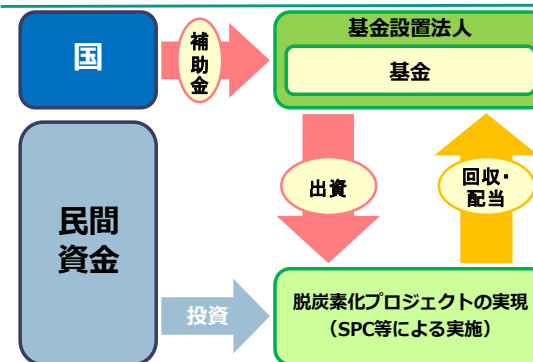
2. 出資先

- 対象事業を行う事業者（対象事業者）

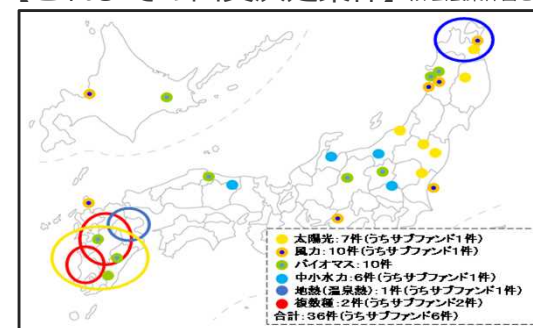
3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（基金）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ



【これまでの出資決定案件】令和2年3月末時点（非公表案件含む）



【累計実績】

- 出資決定：36件、162億円
- 誘発された民間資金：1,657億円
- 呼び水効果：約10倍



脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業



【令和3年度要求額 1,600百万円（新規）】



脱炭素機器のリース料低減を通じてESGリースの取組を促進し、サプライチェーン全体での脱炭素化を支援します。

1. 事業目的

- (1) リース会社によるESG要素を考慮した取組を促進し、リース業界におけるESGの取組拡大に繋げる。
- (2) サプライチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等をサポートする。

2. 事業内容

中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の(1)～(2)に基づき、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助する。

- (1) リース会社がESGを考慮した取組を実施している場合
 - ① ESG関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等
 - ② ESGについて、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等
- (2) サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合
 - ① サプライチェーン全体として、トップティア等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等
 - ② サプライチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりサプライチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等

3. 事業スキーム

■ 事業形態 間接補助事業（補助率は下表のとおり）

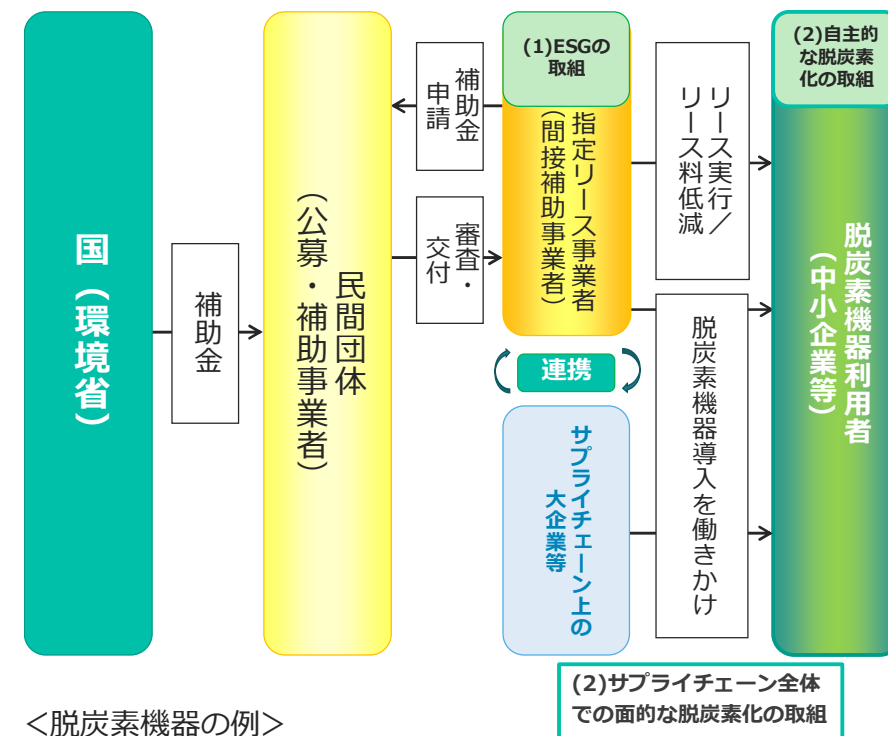
(1) リース会社のESGの取組		(2) サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組	
○	◎	○	◎
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組
総リース料の1～4%	①の率に対して+1%	総リース料の1～4%	①の率に対して+1%

※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。

■ 補助対象 民間事業者・団体

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



＜脱炭素機器の例＞

工作機械、空調用設備、太陽光パネル、蓄電池（再エネ設備と併設する場合）、EV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等

お問合せ先： 環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240

パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業



【令和3年度要求額 640百万円（821百万円）】



バリューチェーン全体で脱炭素経営を促進し、企業価値の向上を促進する

1. 事業目的

・SBTやRE100、TCFDといった脱炭素経営に舵を切る日本企業の取組を支援するとともに、企業が環境情報を開示するための情報開示の基盤を活用することで投資家や金融機関との対話を促進し、脱炭素経営を通じた企業価値向上の取組を中小企業や地域（地方自治体）にも広げていく。

2. 事業内容

- パリ協定の中で、企業等の非政府主体の排出削減の重要性が強調されたことを契機に、国際企業はバリューチェーン全体での排出削減（スコープ3への対応）を目指し、SBTやRE100等に関わり、実現に着手している。
- 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)は、2017年に気候変動のリスク・チャンスを経済情報に織り込み、開示することを求めている。
- 本事業は、企業のバリューチェーン全体をカバーする中長期の削減目標の策定を後押しし、バリューチェーン全体のCO2削減を促進するもの。また、中小企業等がこれらのイニシアティブに意欲に取り組んだ際、取組を評価する方法の普及促進や、地域を巻き込んだ取組の拡大についての支援を行う。
- 加えて、気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイドver.2.0に沿った取組を実施する企業等を支援し、その結果に基づきガイドラインを改訂する。
- これら企業の情報が投資家に伝わり、ESG金融が促進するよう、企業の脱炭素化等データ分析機能と、投資家との対話機能を統合した基盤を運営する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～令和4年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249

温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業



【令和3年度要求額 890百万円（360百万円）】

温室効果ガス排出量の一元的な管理を可能とするシステムを構築する

1. 事業目的

パリ協定の締結で国際的な公約となった温室効果ガスの排出削減目標の達成や、脱炭素社への移行等を目指し、温室効果ガス排出者の温室効果ガスの一元的な管理のほか関連するシステムとの効果的・効率的な統合・連携による能動的な分析・施策投入を可能とするシステムを構築することで、デジタル・ガバメント構想の実現やブロックチェーンやIoT等のデジタル技術を活用したJ-クレジット制度の価値向上を目指す。

2. 事業内容

① 温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業

温室効果ガス排出量の一元的な管理を可能とし、官民の温室効果ガス排出量削減のための施策の推進に寄与するシステムを令和2年度から令和4年度までの3力年で構築する。

また、温対法に基づく算定報告公表制度における排出量の報告等の原則電子化を実現し、公表の迅速化、コロナ禍等の状況での行政手続きの実施等に寄与するものとする。

② J-クレジットxデジタル推進事業

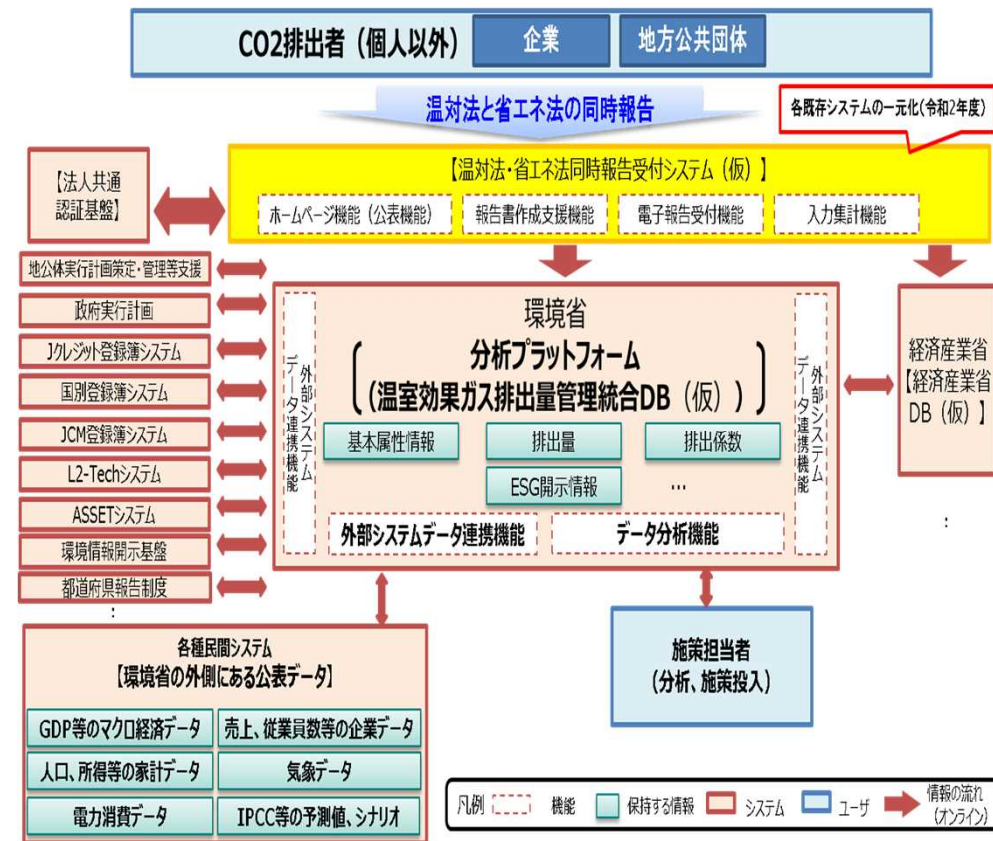
ブロックチェーンやIoT等のデジタル技術を活用し、J-クレジット制度の価値を向上させるためのシステムの在り方の検討及び構築を行うことにより、官民における環境投資の促進による脱炭素化に向けた取組を後押しし、環境と成長の好循環を実現することを目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託業務
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 ①平成31年度～令和4年度
②令和3年度～4年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話：03-5521-8249

4. 事業イメージ



イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和3年度要求額 201百万円（新規）】

環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

1. 事業目的

- ① 優れた技術シーズを持つ環境スタートアップや起業家候補人材の技術開発を支援し、イノベーションの創出を推進。アフターコロナ時代の新たな環境ビジネスの創出や雇用の増加にも寄与。
- ② 環境スタートアップを対象とするピッチイベントの開催、表彰等の実施により、事業機会の創出を支援。
- ③ 先進的な環境技術の環境保全効果等を客観的に実証。信用付与による事業拡大、社会実装を推進。

2. 事業内容

持続可能な社会の実現に向け、現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出が必要。本事業では、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、その環境技術の研究開発・事業化を以下により支援。

①環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップや起業家候補人材の研究開発を幅広く支援（補助事業に伴う事務負担軽減にも配慮）しつつ、有望案件を絞り込んで集中的・継続的に支援。

②ピッチイベント等による環境スタートアップの事業機会創出

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰等を実施することにより、ビジネスマッチング、資金調達等を支援。

③環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助（定額、定率） ②③請負
- 補助対象、請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 事業イメージ

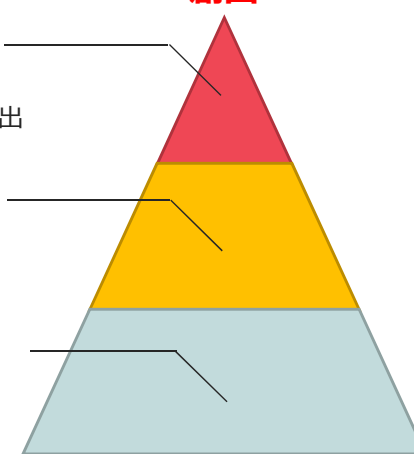
段階に応じた支援

フェーズ3 事業化
技術実証による信用付与
ピッチ等による事業機会創出

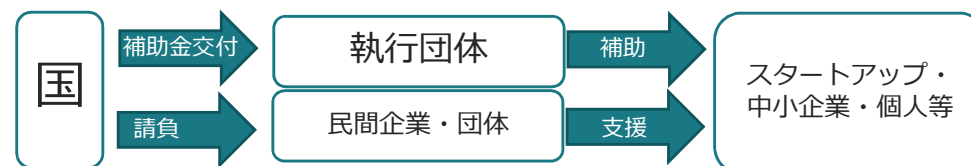
フェーズ2 R&D
定率補助

フェーズ1 F/S、PoC
定額補助

イノベーション
創出



※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-5521-8239

低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業



環境省



【令和3年度要求額 2,700百万円（3,000百万円）】

国民一人ひとりの自発的な行動喚起の促進を通じて、社会システムやライフスタイルの変革を実現します。

1. 事業目的

- ① 日本型の行動変容モデルを構築し、地域連携により社会課題の解決・地域循環共生圏の具現化を図る。
- ② ナッジ（そっと後押しする）やブースト（ぐっと後押しする）等の行動インサイトとAI/IoT等の先端技術の組合せ（BI-Tech）により、省エネ等の効果的な行動変容を促進。人々が選択し、意思決定する環境をデザインし、それにより行動をもデザインすることで、低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図る。
- ③ 自家消費される再エネにCO2削減価値を創出し、当該価値を取引するプラットフォームを実用化。

2. 事業内容

近年欧米では行動科学の理論に基づくアプローチ（ナッジ（nudge：そっと後押しする）やブースト（boost：ぐっと後押しする）等）により、国民一人ひとりの行動変容を（１）情報発信等を通じて直接促進し、また、（２）社会システム等の外部環境の変化を通じて間接的に促進して、社会システムやライフスタイルの変革を創出する取組が政府主導により行われ、費用対効果が高く、対象者にとって自由度のある新たな政策手法として着目されており、環境分野においても国民各界各層が環境配慮に価値を置き、脱炭素社会の構築を実現するための取組等に適用が進められているが、我が国への適用や効果の持続可能性については検証が必要。

2017年4月に環境省が産学政官民のオールジャパンの取組として日本版ナッジ・ユニットBESTを発足。代表として米国エネルギー省、ハーバード大学、各国ナッジ・ユニット等との連携の下、世界最先端のモデルの構築・実証により環境価値の実装された脱炭素社会へのパラダイムシフトの実現を目指す。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 (1)(2)民間事業者等
- 実施期間 (1)平成29年度～令和4年度
(2)平成30年度～令和4年度

4. 委託内容

（１）ナッジ等を活用した家庭・業務・運輸部門等の自発的対策推進事業

エネルギーやCO2排出実態に係るデータ（電力、ガス、燃料の使用等）を収集、解析し、パーソナライズして情報をフィードバックし、自発的な脱炭素型の行動変容を促す等、省エネ・CO2排出削減に資する行動変容モデルを構築。自治体との連携の下、当該モデルの持続的適用可能性の実証や我が国国民特有のパラメータの検証を実地にて行う。

（２）ブロックチェーン技術を活用した再エネCO2削減価値創出モデル事業

これまで十分に評価又は活用されていなかった自家消費される再エネのCO2削減に係る環境価値を創出し、当該価値を低コストかつ自由に取引できるシステムをブロックチェーン技術及び計測機器を用いて構築。取引価格や取引量等を指標に、環境価値の売買に関して取引を活性化する行動変容を実証し、実証結果の制度設計への反映を目指す。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ライフスタイル推進室

電話：03-5521-8341



【令和3年度要求額 50百万円（新規）】

意識変革や行動変容につなげるナッジの横断的活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 具体的な広報・普及啓発事業を対象にナッジの活用方策を立案して効果を検証し、その結果に基づきナッジを組み込んだ広報・普及啓発を展開することで、国民各層の意識変革や行動変容に向けた事業の実効性を高める。
- ② 広報・普及啓発の取組におけるナッジ活用ガイドラインや効果検証の支援ツールを作成・普及することにより、地方公共団体等によるナッジを活用した効果的な広報・普及啓発の実践を促進する。

2. 事業内容

意識変革や行動変容に働きかける取組として行動経済学のナッジ（nudge：そつと後押しする）を活用した効果的な情報発信が「経済財政運営と改革の基本方針」に位置付けられるとともに、「成長戦略」ではナッジの社会実装を進めることとされている。一方、意識変革や行動変容を目的とする広報・普及啓発事業については、内容の質や効果に関する課題が指摘されている。

環境への配慮は一般に、行動の結果が目に見える形ですぐに現れないがゆえに実施を先延ばしにされがちであり、ナッジを活用してバイアスを取り除き、意識変革や行動変容を促すことが重要である。ナッジを活用して広報・普及啓発の方策を企画立案し、徹底した効果検証を通じて効果の認められた方策を展開することで、意識変革や行動変容に繋がる広報・普及啓発を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 (1)(2)民間事業者等
- 実施期間 (1)(2)令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

(1) 広報・普及啓発におけるナッジ活用方策の立案及び検証

ナッジを活用し、得られるエビデンスの質の高い手法により効果を検証することを通じて、様々な環境政策における意識変革・行動変容に効果的な広報・普及啓発の方策を実証。効果の認められた方策を個々の広報・普及啓発事業において展開し、意識変革・行動変容に係る事業の実効性を向上。

(2) ナッジを活用した戦略的な広報・普及啓発の管理及び推進

広報・普及啓発を戦略的に実施するための大局的な全体方針を策定。ナッジの活用により実効性ある広報・普及啓発を戦略的に実施するためのナッジ活用ガイドラインを作成するとともに、意識変革・行動変容の効果の算定支援ツールを作成することで、環境省に加え地方公共団体等による効果的な広報・普及啓発の実践を推進。

科学に基づく新しい行動変容促進のアプローチ

- **ナッジ**（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「**人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法**」
- 人々が選択し、意思決定する際の**環境をデザイン**し、それにより**行動をもデザイン**する
- **選択の自由**を残し、**費用対効果の高い**ことを特徴として、欧米をはじめ世界の200を超える組織が、環境・エネルギーを含むあらゆる政策領域に活用
- 2017年4月に**日本版ナッジ・ユニット**発足（事務局：環境省）
- 我が国では2018年に初めて**成長戦略や骨太方針にナッジの活用**を環境省事業（エネルギー対策特別会計）とともに位置付け
- コロナ禍に対応した脱炭素社会づくり等、最適なニュー・ノーマルへの行動変容を後押し

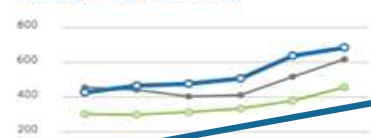
省エネナッジの例：省エネレポート送付により、2%CO2削減が2年継続（2017～19年度実績。全国50万世帯で実証。20年度は送付停止により効果がどのくらい継続するか実証）

先月のご使用量比較



2013年6月20日 - 2013年7月21日
国内の最大100世帯のよく似たご家庭のデータを参考にしています。省エネ上手なご家庭とは、電気使用量の少ない上位20%の世帯を指します。詳細は特設サイトをご覧ください。https://nudge.jp/ner

これまでのご使用量との比較



大変良い
良い
もう少し
38% 上がっています
(省エネ上手なご家庭との比較)

過去6カ月のお客さまのご使用量は、よく似たご家庭を上回っています。
20,000円の出費増です

2%の省CO2効果は冷蔵庫2,600万台の買換効果（投資金額で3兆円）、住宅用太陽光発電80万件分の発電量（同1.4兆円）に相当

損失を強調したメッセージ 【損失回避性】

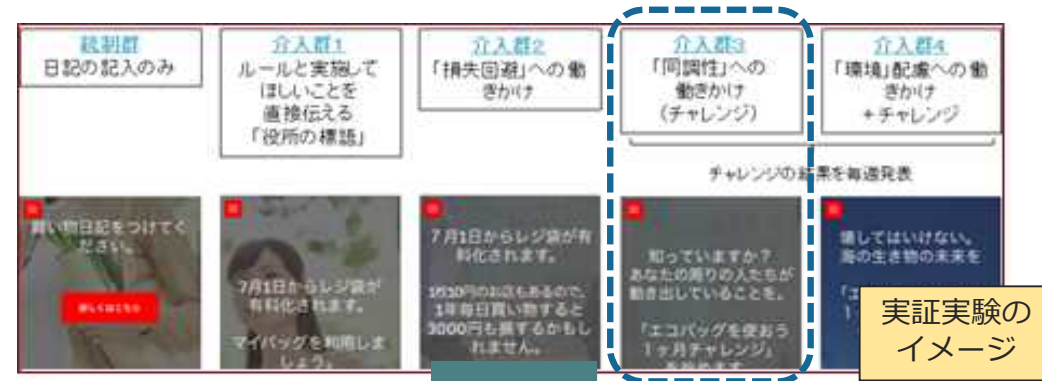
「ものを得る喜びよりも失う痛みのほうが強く感じる」という行動経済学の理論を応用

他の世帯との比較 【同調性・社会規範】

所属する集団内での他のメンバーの実態と望ましい水準の理解に役立つ

ナッジを活用した戦略的な広報・普及啓発

- EBPM推進の観点から、エネルギー対策特別会計の事業の成果により得られた**省CO2に係るエビデンスに基づいて**政策を立案し、**省CO2対策の実効性を高める取組**を進めている
- 令和2年7月からのレジ袋有料化に合わせてレジ袋の受け取りの辞退やマイバッグの利用を促進するため、どのような働きかけをすることが効果的であるのかを明らかにしようとした
- 得られるエビデンスの頑健性の高いランダム化比較試験を用いた実証実験とその効果検証を実施し、**結果に整合する広報・普及啓発を展開して実効性の向上**を図っている



ナッジによりレジ袋辞退率・マイバッグ利用率が増加

- 「**みんなでチャレンジ**」して、その「**結果を定期的にフィードバック**」することが最も効果的であった
- 環境配慮行動の実践度合いも向上。レジ袋・マイバッグについて考えることが省エネ等のその他の環境配慮行動も促進し、家庭での経済効果を生むことが実証された



事前の検証結果に整合する広報・普及啓発を展開

食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費



【令和3年度要求額 133百万円（123百万円）】

食品循環資源の再生利用等について一層の取組強化を図ります。

1. 事業目的

- ① 本年3月に食品ロス削減法（R1.10月施行）に基づく基本方針が閣議決定され、2030年までに2000年度比で食品ロスを半減するとの目標に向けて地方公共団体の計画策定や、消費者・事業者等を巻き込んだ取組の推進を規定。
- ② 新型コロナの影響による食にかかるライフスタイルの変化も考慮しつつ、地方公共団体間でのネットワークの強化や先進的事例の創出・横展開を行うとともに、食品関連事業者等とも連携し消費者の行動変容を促進。
- ③ また、食品リサイクル法の見直し（R1.7月）を踏まえ、特に外食分野等での食品リサイクル率等の向上を図る。

2. 事業内容

1. 地域力を活かした食品ロス・廃棄物の削減の推進

- 地方公共団体の食品ロス削減推進計画策定の努力義務化等を受けた
・「全国食べきりネットワーク協議会」と連携した食品ロス削減推進計画策定支援及び先進的な食品ロス削減の取組の普及展開
- ・市町村単位での食品ロス・廃棄物等発生データ等の効率的な収集・活用にかかるモデル検討（EBPM）

2. ポストコロナの消費形態を踏まえた食品ロス半減に向けた行動変容の促進

- 新型コロナウイルスによる食品ロス発生動向への影響に関する調査等
- ニューノーマルにおける家庭の行動変容を促す普及啓発の検討・推進等
- Newドギーバッグアイデアコンテストの成果を活用した、飲食店からの持ち帰りのためのドギーバッグ導入モデル事業
- 学校現場等における3R促進モデル事業、及びマニュアル改定等

3. 法に基づく安全・安心な食品リサイクルの推進

- 地域の外食店等の連携による効率的な食品リサイクルに係るモデル事業
- 食品廃棄物等からの効率的な熱回収方策等に関する検討
- 登録再生利用事業者と食品関連事業者のマッチングの場の提供

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先： 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ

【地域力を活かした食品ロス・廃棄物の削減の推進】



【コンテストの成果を活用したドギーバッグ導入モデル事業】

- 【食べ残しの持ち帰りに係る課題】
- ・衛生面に関する留意事項に関する利用者の認知
- ・自己責任での持ち帰りであることについて利用者の理解、店側との相互理解
- ・周囲の目が気になる等による利用者が持ち帰りを躊躇



モデル事業による新たな手法の検証

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）



環境省

【令和3年度要求額 11,675百万円（9,687百万円）】



- ①優れた脱炭素技術等を活用したCO2排出削減設備・機器を途上国へ導入する事業者に、設備補助を行います。
- ②デジタル化・IoT化など脱炭素社会を進めるシステム・複数技術の展開を行います。

1. 事業目的

- ① 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」のひとつとして、優れた脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現するとともに、その削減分が我が国の約束草案の目標達成に貢献。また、優れた脱炭素技術等の途上国における水平展開を促進し、実質的な排出削減に貢献するとともに、海外における脱炭素技術等の市場を拡大。
- ② 我が国の質の高い脱炭素技術・製品を、システム・複数技術パッケージ化して相手国向けにカスタマイズ。

2. 事業内容

①二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（プロジェクト補助）

パリ協定の目標達成のためには、途上国を含む世界全体の大幅な排出削減が必要。民間活力を活用し、高品質によるコスト制約や優れた脱炭素技術等を導入するプロジェクトに対し支援を行うことで、途上国の脱炭素社会への移行等を実現。

- パートナー国で、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源CO2排出を削減する設備・機器の導入を行う事業者に対し、当該事業費（初期コスト）の一部（最大補助率1/2）を補助。
- 設備等の導入後、プロジェクト登録、削減量の測定・報告・検証（MRV）の実施及びクレジットの発行。

②コ・イノベーションによる脱炭素技術創出・普及事業

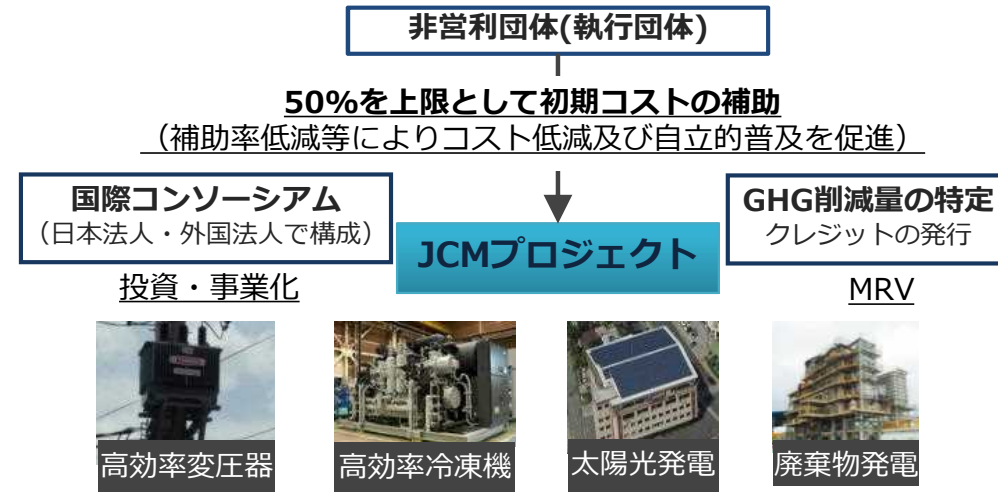
我が国の優れた脱炭素製品・サービスの相手国に適したリノベーションを実施。エネルギーマネジメントシステムや遠隔操作などのデジタル化・IoT化を促進。また、第三国との共同も視野に入れる。

3. 事業スキーム

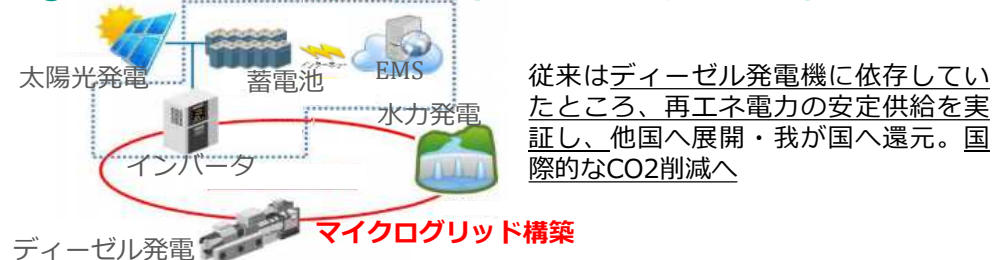
- 事業形態 ①間接補助事業（補助率：1/2以内）
②間接補助事業（補助率：2/3以内）
- 補助対象 ①補助事業：民間事業者・団体等、②補助事業：民間事業者・団体等
- 実施期間 ①平成25年度～令和12年度、②令和元年度～5年度

4. 事業イメージ

①のスキーム及び脱炭素技術の設備・機器の導入例



②の例：離島での再エネと蓄電池を制御するEMS開発



お問合せ先： ①環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 電話：03-5521-8246

②環境省 地球環境局 国際地球温暖化対策担当参事官室 電話：03-5520-8330、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



【令和3年度要求額 1,000百万円（1,000百万円）】

優れた脱炭素・低炭素技術の導入および調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行を支援します。

1. 事業目的

- ① 二国間クレジット制度（JCM）を活用した脱炭素・低炭素技術の導入を促進する個別プロジェクト支援により、JCMクレジットの獲得を行うと同時に、途上国の脱炭素社会への移行を支援。
- ② プロジェクトを通じた調達プロセスにおける能力構築（ライフサイクルコスト評価の導入等）により、途上国における脱炭素技術の自律的な調達に向けた制度設計・炭素市場メカニズム形成を支援。

2. 事業内容

アジアの途上国においては、今後社会インフラの整備が急速に進むと考えられ、低炭素型の社会インフラ整備を行うことが極めて重要。

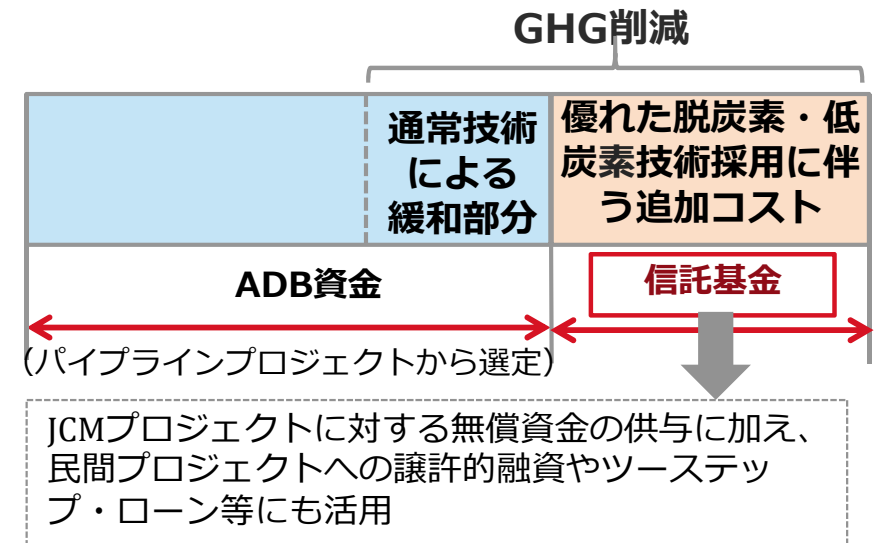
「環境インフラ海外展開基本戦略」（平成29年7月）や「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）」（平成30年6月）に基づき、二国間クレジット制度（JCM）などを活用した個別プロジェクトを支援。

具体的には、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった優れた脱炭素・低炭素技術の採用をADBの信託基金により追加コストを支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築によるさらなるJCMプロジェクトの形成、炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 アジア開発銀行信託基金
- 実施期間 平成26年度～

4. 具体的なイメージ



＜具体的な脱炭素・低炭素技術の事例＞

- ・ 廃棄物発電技術（都市分野）
- ・ 高性能蓄電池システム（エネルギー分野）
- ・ 低ロス型送電線（エネルギー分野） 等

国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業



【令和3年度要求額 189百万円（189百万円）】

フルオロカーボン・イニシアティブの推進等により、CO2に加えフロン・ブラックカーボン等の削減に貢献します。

1. 事業目的

- ① フロン・BC*1等の短寿命気候汚染物質(SLCP)に関する国際パートナーシップ(CCAC*2)のアジアでの活動を主導する。
- ② 昨年12月COP25の場で設立した我が国発のフルオロカーボン・イニシアティブの推進や、我が国の高効率ノンフロン機器等の国際展開を通じて、フロン・BC等のSLCPを国際的に削減、短期的な気候変動対策に貢献する。

*1：ブラックカーボン（Black Carbon）。非効率・不完全な燃焼で発生する。

*2：SLCP削減のための気候と大気浄化のコアリション（Climate and Clean Air Coalition to Reduce Short-Lived Climate Pollutants）

2. 事業内容

- (1) 短期寿命気候汚染物質削減に関する国際パートナーシップ拠出金（137.5百万円）※拠出額は125万ドル
- (2) 短期寿命汚染物質削減対策調査・検討業務（51百万円）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、各国におけるSLCPの排出量等の現状把握を行うとともに、コロナ禍からの復興の機会を捉えた排出削減方策やCCAC等の国際機関の効果的な活用を検討を行う。特にフロンについては、主要国・地域の市場分析や技術水準の調査等を踏まえ、我が国の高効率ノンフロン機器国際展開のための戦略を策定する。
- ② フルオロカーボン・イニシアティブ推進のためのワークショップ等の開催を通じ、フロンのライフサイクルマネジメントの取り組みを促し、アジア地域を中心に国際社会に働きかけ、本邦企業の高効率機器・質の高いインフラ輸出やJCMクレジット取得につなげる。

3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| ■ 事業形態 | 拠出金・委託事業 |
| ■ 拠出先/委託先 | SLCP削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）、民間団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成25年度～ |

4. 事業イメージ

我が国の技術・経験を活かして、高効率ノンフロン機器の導入拡大によるエネルギー起源CO2削減
国際社会でのルールメイキングによる本邦企業の国際展開支援

CCACへの拠出・活動の主導



我が国の空調冷凍分野の高効率化・ノンフロン化技術、フロン回収技術

フルオロカーボン・イニシアティブの推進



COP25でイニシアティブの設立を宣言する小泉大臣

お問合せ先： 地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 03-5520-8330、地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 03-5521-8329



【令和3年度要求額（一般分）782百万円(185百万円)（特会分）7,793百万円(1,995百万円)】環境省

温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出源の特定と排出量の把握を目指す

1. 事業目的

- ① GOSATシリーズにより世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持・強化するため、GOSAT及びGOSAT-2を適切に運用するとともに、3号機（GOSAT-GW）の開発と打上げ準備を行う
- ② グローバル・ストックテイクへの貢献を目指し、客観性の高い独立した排出量検証手法を実証し確立する
- ③ 各国が自らGOSATシリーズの観測データを用いてGHG排出量の比較評価を行えるよう、世界をリードして国際標準化を図るとともに各国への技術支援を行う

2. 事業内容

1. GOSATシリーズによる継続観測

- ・ 世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)のミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)の継続運用を行う。また2028年の第2回グローバル・ストックテイクを見据え、宇宙基本計画に基づき文科省と共同で世界でも先駆的なGOSAT-GW衛星観測システムの開発を行い、温室効果ガス排出源の特定と排出量の推定精度向上を目指す。

2. GHG濃度算出と人為起源排出量の推計と検証

- ・ 衛星データ等を用いた濃度算出アルゴリズムの高度化を図るとともに、GHG排出インベントリとの比較評価を行う。

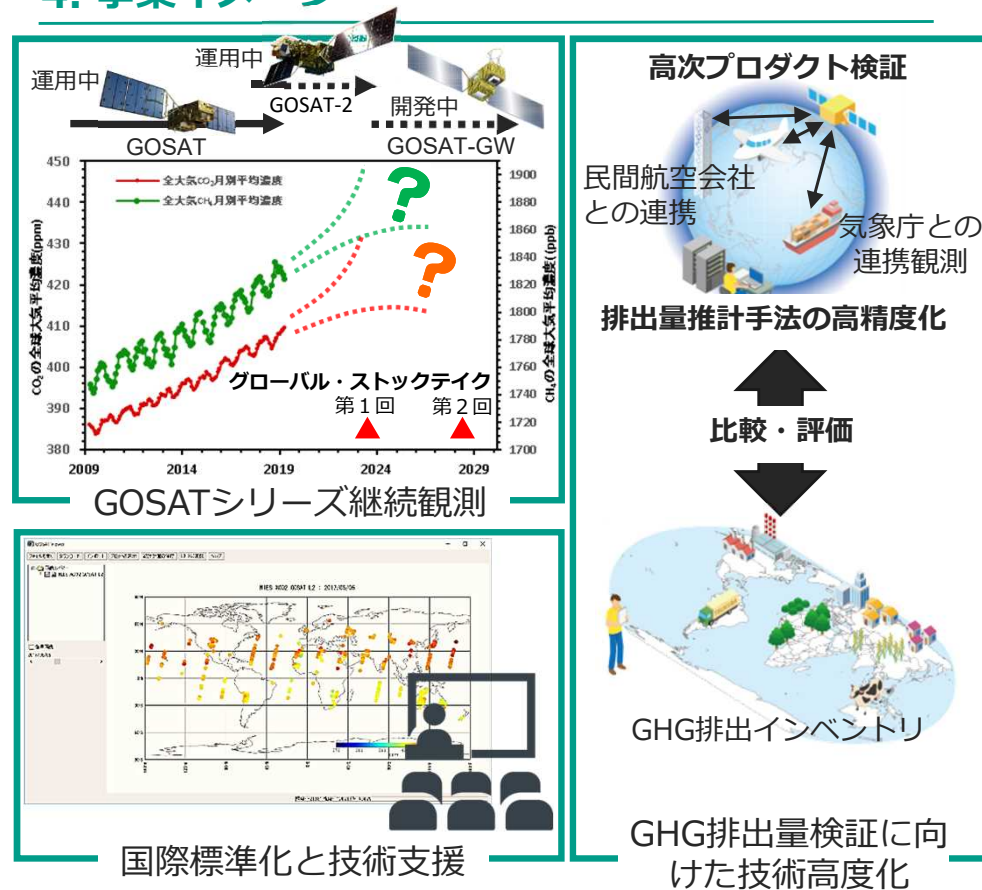
3. 国際標準化と技術支援による国際貢献

- ・ 各国の宇宙機関との相互評価、地上観測データとの比較検証に基づき国際標準化を図るとともに、途上国への技術支援を実施する

3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託事業、請負事業
■ 委託・請負先	民間事業者・団体等
■ 実施期間	平成26年度～

4. 事業イメージ



生物多様性条約等拠出金（SATOYAMAイニシアティブ等）



【令和3年度要求額 419百万円（208百万円）】

生物多様性日本基金の増資やSATOYAMAイニシアティブを進める国連大学等への拠出を通じ、ポスト2020生物多様性枠組の実施等を支援します。

1. 事業目的

- ①生物多様性日本基金を増資し、ポスト2020生物多様性枠組の実施に貢献するため、SATOYAMAイニシアティブの考え方を適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発及びプロジェクト実施を支援する。
- ②「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)」の運営により、国際的な取組の推進・強化を図る。
- ③科学と政策のつながりを強化し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際合意・各国施策の策定に貢献する。

2. 事業内容

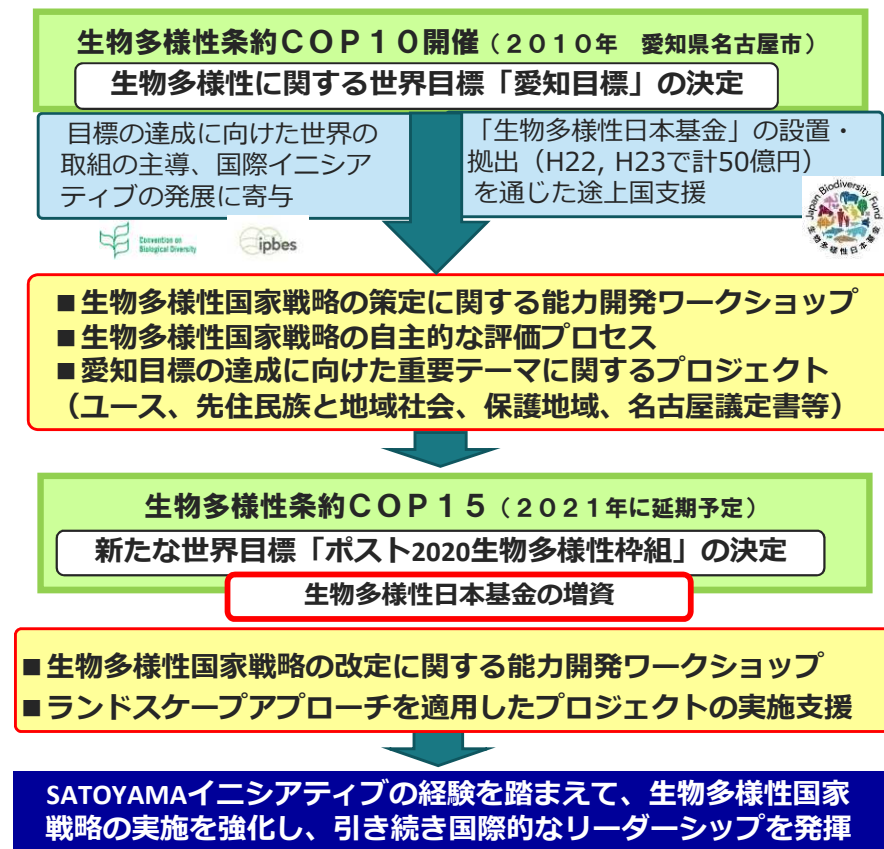
COP15で採択される新たな世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」を踏まえて生物多様性国家戦略の見直しが必要となる。このため、生物多様性日本基金への増資や国連大学等への拠出を通じ、日本が主導してきた「SATOYAMAイニシアティブ」での保全と持続可能な利用の経験と、同イニシアティブが採用する土地・空間計画手法（ランドスケープ・アプローチ）を踏まえた途上国支援によりポスト目標の実施に貢献するとともに、国際的な生物多様性科学政策プラットフォーム（IPBES）を支援し、生物多様性分野での国際貢献を主導する。

- ・ランドスケープアプローチを適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発事業
- ・改定された国家戦略を踏まえたランドスケープアプローチを適用する実践プロジェクトの支援
- ・SATOYAMAイニシアティブ国際ネットワーク（IPSИ）の運営と能力開発
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）の支援（拠出金・途上国の能力養成）

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 生物多様性条約関連国際機関、国連大学他
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8275

ポスト2020生物多様性枠組に関する検討等調査費



【令和3年度要求額 50百万円（50百万円）】

2021年から始まる生物多様性の世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」に関する国際的な議論に貢献します。

1. 事業目的

- ① 生物多様性分野における国際標準の調査・検討
- ② 名古屋議定書国内措置の実施
- ③ 生物多様性における民間参画及び経済社会に関する検討・推進
- ④ 生物多様性条約関連会合への専門家派遣及び日中韓3カ国会議によるポスト2020生物多様性枠組に関する検討

2. 事業内容

2020年は愛知目標の最終年にあたり、今後はCOP15で採択予定の生物多様性分野の新たな世界目標である「ポスト2020生物多様性枠組」の実施に向けた議論が本格化する。今後、以下の取組を実施し、ポスト2020生物多様性枠組に関する国際的な議論に貢献する。

- ・ 生物多様性分野における国際標準の専門委員会での情報収集やインプットのための調査・検討
- ・ 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施に向けた国内制度の構築・運用と、国際的な議論への貢献
- ・ 生物多様性保全に係る民間参画及び経済社会に関する情報収集と情報発信
- ・ ポスト2020生物多様性枠組全般に関する議論等、テーマ別会合への専門家の派遣、日中韓生物多様性政策対話の実施

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------|
| ■ 事業形態 | 委託事業 |
| ■ 委託先 | 民間団体等 |
| ■ 実施期間 | 平成23年度～ |

4. 事業イメージ

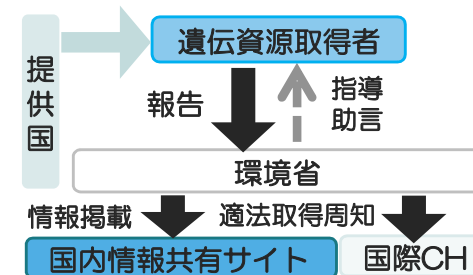
例1：生物多様性に関するガイドライン及び国際標準の調査・検討



例3：生物多様性における民間参画及び経済社会に関する検討・推進



例2：ABS指針概要（環境省）



例4：日中韓生物多様性政策対話等を通じた世界目標に関する検討



過去に開催された会議の様子

お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室・生物多様性主流化室 電話：03-5521-8275



【令和3年度要求額 260百万円（210百万円）】

G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組の推進や、科学的知見の強化等により、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

1. 事業目的

- ①我が国からの主張が反映される形で国際的なルールを構築する
- ②実効性のある対策に必要な、現状の汚染状態のモニタリングデータベース、インベントリ、生態系影響の把握などの科学的知見を整備する
- ③世界をリードする国内での海洋プラスチックごみ削減を実現する

2. 事業内容

①海洋プラスチックごみ国際対策事業

- ・「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づく各国の対策の共有・更新を継続的に実施。
- ・国際的なルール策定の議論を主導するため、国際動向の把握、論点の整理等、既存の国際的な枠組みを活用した議論の場の提供。

②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・効果的な海洋ごみ対策に役立つ排出実態（インベントリ）作成に向け、国内の排出量等の調査、世界共通インベントリの検討を行う。
- ・マイクロプラスチックの影響を把握するため、河川・湖沼での実態把握やヒトを含めた生態系に及ぼす有害性やリスクをレビュー。
- ・世界各地で行われているモニタリングのデータを収集・一元化し、世界的なデータ集約を図る。

③マイクロプラスチック流出対策検討事業

- ・回収が困難なマイクロプラスチックの発生抑制のあり方を検討。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ

国際的な取組・議論の主導

G20や国連環境総会での取組・議論でイニシアティブを発揮



科学的知見の強化

実効性のある対策に必要な科学的知見を整備

流出実態把握

汚染状態モニタリング

生態系影響

地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進
海洋プラスチックごみに関する科学的知見の強化
我が国のイニシアティブ・プレゼンス強化



【令和3年度要求額 215百万円（215百万円）】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）のモニタリング調査、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際的な人材育成等により、我が国が率先して海洋ごみ対策を総合的に推進します。

1. 事業目的

- ① 漂流・漂着・海底ごみのモニタリング調査を継続して実施することで、今後の海洋ごみ対策の基礎データを蓄積する。
- ② 地方自治体、研究機関、業界団体等の関係主体間で連携・協力を強化することで、新たな対策を推進する。
- ③ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、海洋ごみに関する国際動向を適時・的確に把握することで、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める。

2. 事業内容

① <調査> 海洋ごみの発生状況のモニタリング調査

- ・海洋ごみの漂着・漂流・海底沈降に係る一連のプロセス全体を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施。
- ・内湾等の漁ろう活動が行われている海域での海ごみ実態調査を全国で実施。

② <対策> 漂着ごみ等の削減に向けた連携方策の検討事業

- ・我が国の取組みを国内外に発信するため、プラスチックとの賢い付き合い方”を推進する「プラスチック・スマート」を展開。
- ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、地方自治体の海洋・河川へのごみ流出抑制方針（ローカル・ブルー・オーシャンビジョン）の策定を促進するとともに、これらと連携した企業やNPO等の取組による新たな事業展開を支援する。

③ <国際協力> アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進

- ・地域的・広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。
- ・主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムを実施し、実態把握に向けた共同調査を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 平成19年度～

4. 事業イメージ





【令和3年度要求額 486百万円（459百万円）】

環境省

我が国のこれまでの経験や技術を活かした環境分野での途上国支援をします。

1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)のもと、具体的な技術協力等を進めるとともに、日中韓やASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献。
- ② インフラシステム輸出戦略に基づき、環境インフラ海外展開プラットフォーム等を活用し、コロナ禍における社会変容を踏まえながら、環境インフラの海外展開を官民一体で推進。

2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
 - ・二国間政策対話、フォーラム等を活用したトップセールスの実施
 - ・途上国に対する制度から技術、ファイナンスまでのパッケージ支援
 - ・コロナ禍における社会変容を踏まえた環境インフラ海外展開の支援
- 都市間連携によるSDGs実施支援
 - ・我が国が強みを持つ低炭素技術や廃棄物・リサイクル等の分野において、効果的な途上国支援を行うための戦略の検討
- 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）及びTEMMプロジェクトの推進
 - ・地域及び地球規模の環境問題に関しての日中韓における協力強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
- 海洋プラスチックごみ削減のための途上国支援
 - ・海洋プラスチックごみナレッジ・センターの運営支援等、「ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ」に基づくASEAN地域への協力推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～（終了時期未定）

4. 活用事例

事例1：日本・タイ環境ウィーク



令和2年1月にタイ天然資源環境省と共催の「日本・タイ環境ウィーク」において、第2回環境政策対話、環境ソリューションセミナー等を開催。

事例2：第21回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM21）



令和元年11月にTEMM21が北九州市で開催され、三カ国の環境大臣が、地域及び地球規模の環境問題に関して率直な意見交換を行い、今後の共同行動計画について議論。

我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業



【令和3年度要求額 360百万円（370百万円）】



廃棄物処理・リサイクル・排水処理システムの国際展開により、環境負荷低減と我が国経済の活性化に貢献します。

1. 事業目的

- ① 適正な廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理システムを国際展開し、世界規模での環境負荷低減に貢献するとともに、循環産業の活発な国際展開により、我が国経済の活性化につなげる。
- ② アジアを中心とする各国に対し、我が国の優れた廃棄物・リサイクルシステムに関する知見・経験・技術・ノウハウをパッケージで展開することで、海洋プラスチックごみ問題や感染症拡大防止等各種課題解決に貢献する。

2. 事業内容

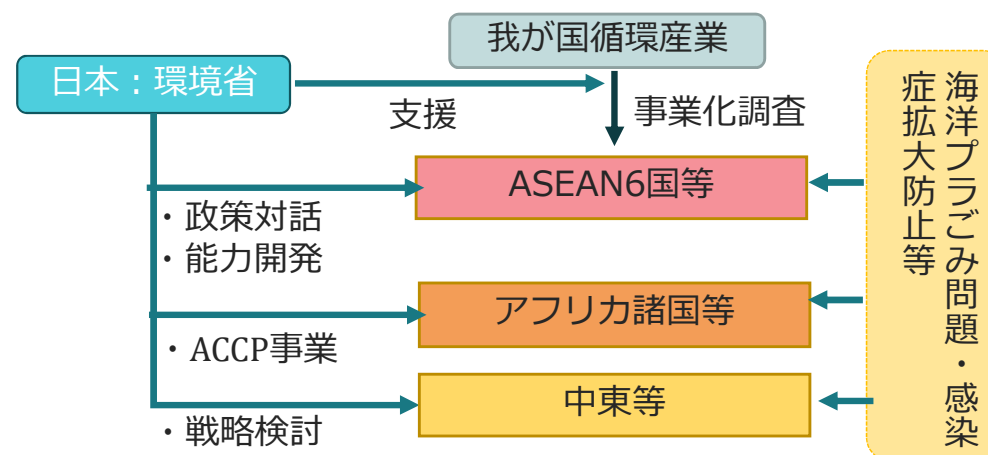
開発途上国は急激な経済成長の途上にあり、環境汚染の拡大が懸念される。一方、我が国は時代の要請に応じて循環産業を発展させてきており、環境保全及び資源循環において先進的な技術・システムを有する。本事業により、途上国の求める廃棄物処理・リサイクル・浄化槽による生活排水処理の実施を効率的に進め、世界的な環境負荷低減や感染症拡大防止等の課題に貢献するとともに、環境インフラ輸出により我が国の経済を活性化する。

- ① 廃棄物収集や廃棄物固形燃料に関する国際標準化への対応やアジア各国を中心にした我が国循環産業の周知・普及事業を行う。
- ② 具体的な海外展開や国際資源循環形成の計画のある廃棄物処理・リサイクル・浄化槽事業に対し、その実現のための調査等の支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



（具体的な取組例）

- ・ 海外事業展開や国際資源循環形成の実現を支援するため、具体的な事業計画を対象としたフィージビリティ調査を実施。
- ・ 相手国側の3R・廃棄物処理制度の構築・実施を支援するため、相手側政策担当者や制度運営担当者等の能力開発を実施。
- ・ 廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料に関する国際標準化への対応・廃棄物固形燃料の国際標準開発に参画。

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

野生鳥獣由来の人獣共通感染症の実態把握、リスク評価を行うとともに、そのための基盤体制を整備します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症などの新興感染症の多くが野生生物を起源とすることから、国内における野生鳥獣由来の人獣共通感染症の実態把握や人獣共通感染症を媒介する野生鳥獣の生息状況等をもとにしたリスク評価等を行い、感染症対策としての野生鳥獣管理手法を提示することで、野生鳥獣による人獣共通感染症の人への罹患リスクを低減する。

2. 事業内容

①国内における野生鳥獣由来の人獣共通感染症の実態把握

- 国内に生息する主な野生鳥獣を対象として、人獣共通感染症の感染可能性や野生鳥獣の利用実態を他機関による既存データ等も活用して把握し、対策の必要性をスクリーニングする。

②野生鳥獣による人獣共通感染症のリスク評価

- 感染源となる野生鳥獣の管理を通じた感染症対策を進めていくため、野生鳥獣の生息状況（生息密度等）や病原体の国内分布状況等の既存データを活用して、人への感染リスクが高いとされるSFTS等の野生鳥獣による人獣共通感染症のリスク評価を行うとともに、感染症対策としての野生鳥獣管理手法を提示する。

③リスク評価・情報発信等に関する基盤体制の整備

- 関係省庁、国内の研究機関・大学等との連携により、他機関による既存データ等も活用した野生鳥獣由来の人獣共通感染症に関するリスク評価・モニタリング、情報発信等を実施する統合的な基盤体制（プラットフォーム）を構築する。

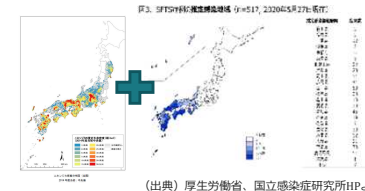
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

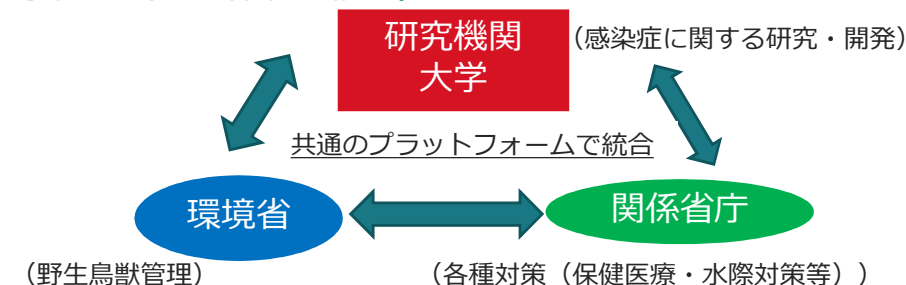
4. 事業イメージ

事例1（野生鳥獣の生息状況等調査）

野生鳥獣の生息密度や病原体の抗体保有率等のデータから感染リスクを見える化。



事例2（基盤体制の構築）



年度	事業概要
R 3	利用実態調査、生息状況調査、リスク評価手法検討、基盤体制の整備開始
R 4	利用実態調査、生息状況調査（補足調査）、リスク評価
R 5	リスク評価結果のとりまとめ、基盤体制の構築

「新しい生活様式」での石綿健康被害判定業務のICT化推進事業



【令和3年度要求額 738百万円（新規）】

平時及び緊急時のいずれも対応可能な、石綿健康被害判定に係る審議会の運営方式を構築します。

1. 事業目的

石綿健康被害判定業務のICT化（判定に関する遠隔会議システム等の導入）を推進することにより、当該業務に必要な審議会の運営等に要する業務負担や経費を抑えつつ、一回の審議で処理できる案件数を増加させる。また、Web方式での会議にも対応することで、平時・緊急時に関わらず審議を継続し、より迅速かつ着実な救済を図る。

2. 事業内容

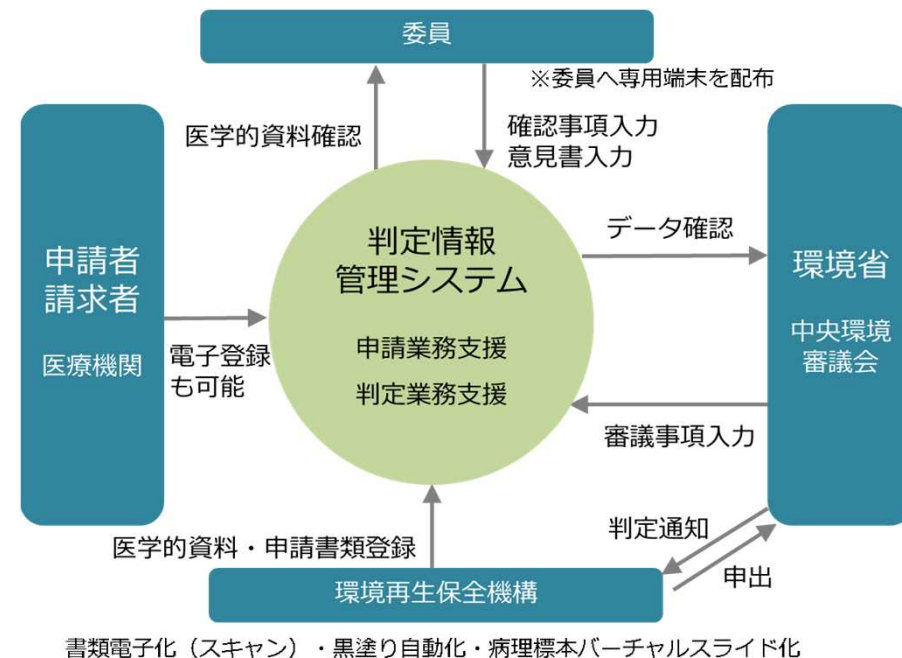
石綿健康被害の判定に当たっては、現状、審議会において標本の確認を顕微鏡を用いて行う必要があり、現行のシステムでは電子化やweb方式での会議に対応できない。そこで、標本画像を読み込み電子化する最新のバーチャルスライド装置を導入する。

また、現行のシステムでは容量が大きくwebによる共有が難しい放射線画像や標本画像の電子データについて、大容量クラウドサービスを活用したシステムを構築することにより、web上での審議会関係者への共有を可能とする。あわせて、審議会委員の意見書作成及び判定結果の記入や、環境再生保全機構（石綿健康被害救済の申請窓口）による申請書類等の電子化・共有も当該システム上で行うこととする。これにより、情報の共有・閲覧を一元化し医学的判定業務の円滑な運用を進めるとともに、資料の輸送等に伴う情報リスクの低減を図る。なお、本システムは将来のAI読影技術導入にも対応することを見据えた設計及び運用を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境保健部 環境保健企画管理課 石綿健康被害対策室 電話：03-5521-6552

PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和3年度要求額 5,928百万円 + 事項要求 (5,292百万円) 】



PCB廃棄物の適正処理推進に向けた各種取組みを行います。

1. 事業目的

地方自治体による調査の加速化や保管事業者等への広報、高濃度PCB廃棄物処理施設の補修・更新、事業終了後のPCB処理施設の速やかな原状回復等を行うことで、PCB廃棄物の適正な処理の推進や地元住民の安全・安心の確保に貢献する。

2. 事業内容

- ① 地方自治体が行う掘り起こし調査や行政代執行の実施に係る相談に対応するための窓口設置や専門家派遣等を行う。
- ② 保管事業者等に対して早期処理を促すべく、あらゆる広報の活用及び周知の徹底を行う。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化处理認定制度の着実な運用を図るとともに、全体像の把握等に関する検討を行う。
- ④ JESCOの高濃度PCB処理施設の設備等の点検、補修、更新及び処理能力向上のための改造等を実施する事業等に対し補助を行う。
- ⑤ JESCOに対し、処理施設のPCB除去及び撤去を行うために必要な資金を出資し、処理終了後のPCB除去および原状回復を速やかに実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／出資金
- 請負先 民間事業者／JESCO等
- 実施期間 平成13年度～令和8年度まで（予定）

4. 事業イメージ

<PCB廃棄物の例>



変圧器



コンデンサー



安定器

<高濃度PCB廃棄物処理施設（計5事業所）>



北九州事業所



大阪事業所



豊田事業所



東京事業所



北海道（室蘭）事業所

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096



海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

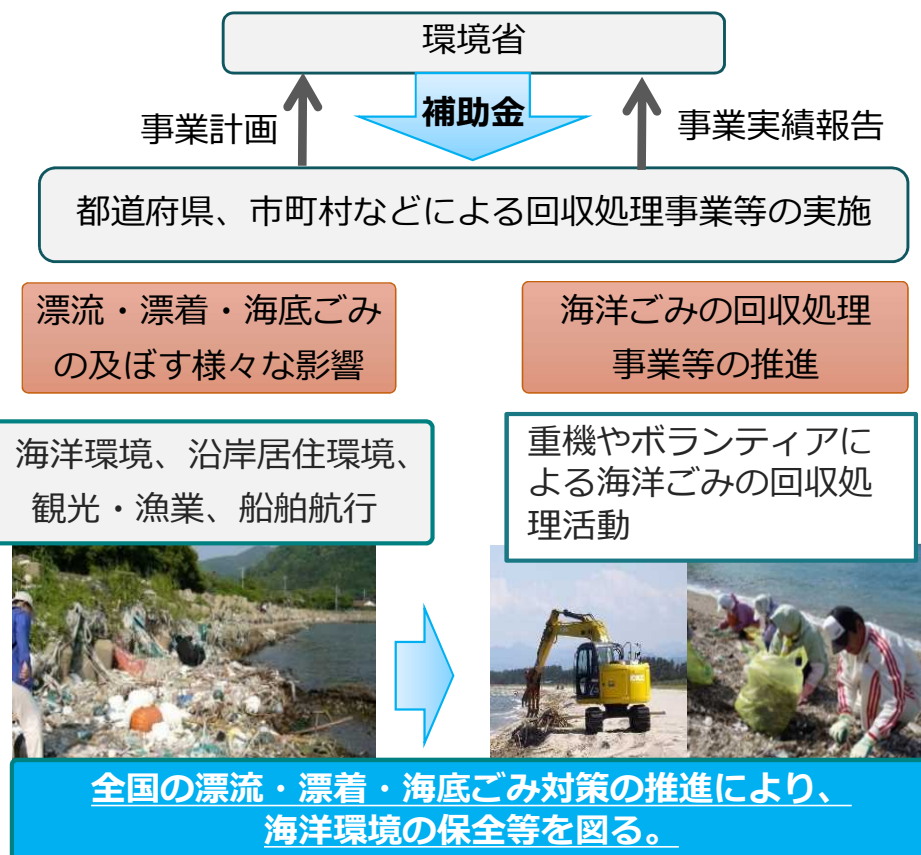
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1／2、定額※①
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9／10～7／10、定額※②
さらに、自治体負担分の8割が特別交付税で措置。
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和3年度要求額 6,753 百万円 (5,535百万円)】
うち、国立環境研究所運営費交付金 6,622 百万円 (5,380百万円)

化学物質曝露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

1. 事業目的

- ① 10万組の大規模コホート調査として、参加者（親子）の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、子どもが13歳に達するまで質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- ② 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

2. 事業内容

追跡調査を継続するとともに、令和3年度は、子どもの成長過程における化学物質曝露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた450万検体にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析する。(国立環境研究所運営費交付金)

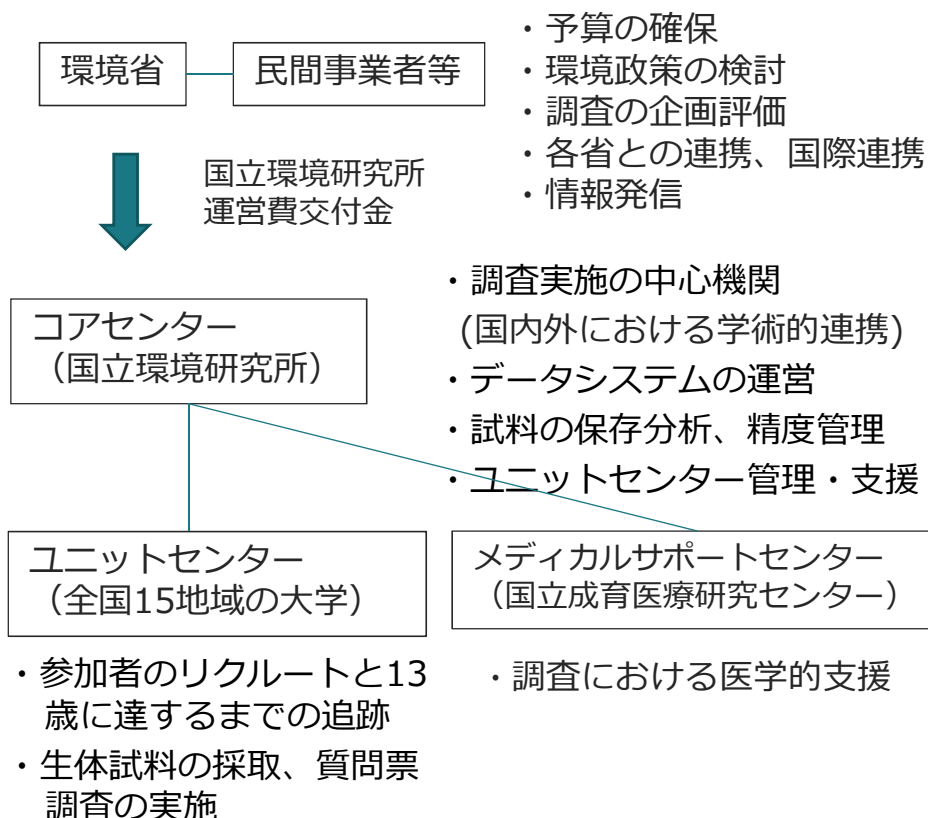
本調査の円滑な実施のため、国民、国内外の関係者との連携・コミュニケーションを図るとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。また、調査成果を正しく伝えるための取組を行うとともに、調査結果を活かして、子育て世代が化学物質のリスクと上手に向き合えるようにするための機会の拡充等に取り組む。(請負事業)



3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業：民間事業者・団体
交付金：研究機関
- 実施期間 平成22年度～令和14年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部環境安全課環境リスク評価室 電話:03-5521-8263

石綿の飛散防止対策に係る取組を推進します。

1. 事業目的

- ① 石綿による大気汚染の状況を把握し、国民に対し情報提供。
- ② 解体等工事における石綿飛散防止対策を充実することによる、国民の健康の保護及び生活環境の保全。
- ③ 大気汚染防止法改正を踏まえたいわゆるレベル3建材を除去する際の石綿の飛散防止、電子報告システムの構築、事前調査の信頼性の確保等の更なる石綿飛散防止対策の適切な実施。

2. 事業内容

令和2年5月に改正した大気汚染防止法に基づき、建築物の解体等工事を対象とした石綿飛散防止対策に係る取組を推進します。

(1) アスベスト濃度モニタリング事業（36百万円）

建築物の解体現場周辺、住宅地域等の一般環境等において石綿による大気汚染の状況及び傾向を把握する。また、石綿大気濃度測定に係る課題について検討する。

(2) 建築物の解体等におけるより効果的な石綿飛散防止対策に係る検討・調査（46百万円）

平時からの建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に関するモデル事業を実施するとともに、マニュアル等の改訂を行う。

(3) 石綿飛散防止対策に係る人材育成・周知（21百万円）

事業者（工事受注者等）、都道府県等を対象とした説明会、講習会を開催するとともに、国民、事業者（建築物の所有者等）への幅広い周知を行う。

建築物石綿含有建材調査者の育成・オンラインによる講習の実施に向け検討を進める。

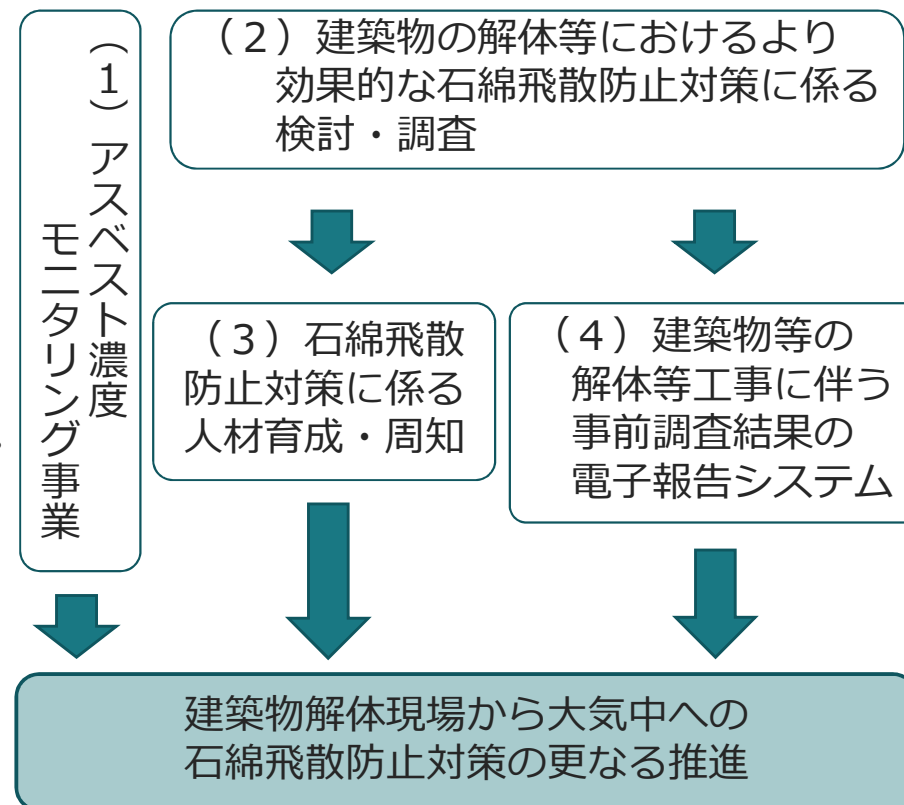
(4) 事前調査結果の電子報告等システムの整備（120百万円）

事前調査結果報告等に係る電子報告システムを整備するとともに、データの利活用の検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

4. 事業イメージ



すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。

2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策

水俣病発生地域における医療・福祉対策及びもやい直し・地域の振興を目指す多彩な活動を推進する。

3. その他

以下の事業を引き続き実施する。

- （1）公害医療研究事業
- （2）水俣病検診機器整備事業
- （3）水俣病国際貢献推進事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

4. 令和3年度に取り組む主な事業

1. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）

水俣病患者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進

- ・リハビリテーション事業の推進
- ・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）

2. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）

水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進

- ・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）
- ・環境学習、情報発信等の推進（水俣病の教訓の伝承、関係資料の収集・保存等）

3. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）

地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進

- ・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
- ・水俣環境アカデミアの活動支援

人と動物の共生する社会の実現を図るため、改正動物愛護管理法を踏まえ動物の適正飼養の推進及び基盤強化を行います。

1. 事業目的

- ① 動物愛護と適正飼養に係る国民意識の向上、改正法の周知
- ② 改正法の改正事項や附則・附帯決議に係る措置についての調査・検討の推進
- ③ 犬猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等に向けた取組の推進
- ④ 適正飼養の推進(人と動物の新たな共生社会像の検討、事業者等による主体的な取組の促進、社会福祉施策と連携した多頭飼育対策、災害時のペット受入体制支援、マイクロチップによる所有明示措置の推進、ペット関連産業の実態把握)

2. 事業内容

令和元年6月の改正動物愛護管理法の成立に伴い、各種基準等の見直しや関係機関への周知が必要。改正事項や附則・附帯決議への対応に必要な調査検討や改正基本指針の施策推進に向けた支援事業等、改正法を踏まえた動物の適正飼養の推進と基盤強化のための事業を行う。

- ・ 改正法に対応した総合的な普及啓発、周知
- ・ 各種基準・ガイドライン等の策定、見直し
- ・ 法改正事項や附則・附帯決議に基づく調査検討
- ・ **改正基本指針の施策推進（事業者等による主体的な取組の普及支援）**
- ・ 社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業
- ・ **マイクロチップ義務化に向けた調査検討**
- ・ **アニマルウェルフェアに係る人と動物の新たな共生社会像の検討**
- ・ ペット関連産業実態調査、災害時のペット受入体制強化推進事業等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
- 実施期間 平成18年度～

4. 事業イメージ

人と動物の共生する社会の実現



改正動物愛護管理法を踏まえた基盤強化

普及啓発

シンポジウム
開催・パンフ
レット作成等

調査・検討

・ 各種基準等の
策定・見直し
・ 改正事項や附
則・附帯決議へ
の対応などに必
要な調査、検討

適正飼養推進

・ 改正基本指
針の施策推進
に向けた支援、
・ 国内外の事
例収集、関係
機関との連携

自治体が行う動物収容・譲渡対策施設の整備に対し、補助を行います。

1. 事業目的

- ① 都道府県等が引き取った犬猫を収容し馴致訓練や譲渡会等の取組を促進する施設の整備を図ることで、返還・譲渡の機会増大につながり、もって、返還・譲渡率の増加による殺処分数の削減に寄与する。
- ② 災害時におけるペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な視点体制の推進整備を図る。

2. 事業内容

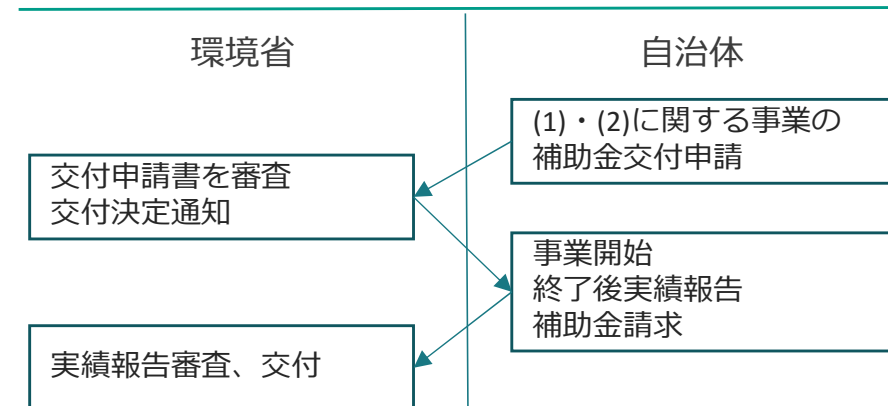
- (1)都道府県等が実施する動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修の事業に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）
- (2)災害時におけるペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備に対して、補助金を交付する。（補助率：1／2以内）

- ・動物愛護管理基本指針（令和2年4月改正）…都道府県が引き取った犬猫について令和12年度の殺処分数約2万頭（平成30年度比50%減）を目標。
- ・引き取った犬猫を収容し譲渡会等の取組を促進する施設の確保が喫緊の課題だが、施設老朽化による更新時期にあり、短期間で集中的な整備が必要。
- ・近年多発する災害時における被災ペット対策として、ペットの一時預かり機能を備えた拠点施設を整備する必要性の高まり。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業、間接補助事業（補助率：1／2以内）
- 補助事業 都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成21年度～

4. 事業のイメージ



◇保管施設の新築・改築・改修
（動物保護の観点から十分な保管
スペース、空調設備等が必要）



◇災害時におけるペット連れ被災者の
一時預かり拠点施設の整備
（避難所では周りの人への配慮と
ペットの健康管理が必要）



中間貯蔵施設の整備等



【令和3年度要求額 187,720百万円（402,490百万円）】

中間貯蔵施設の整備等を行います。

1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理する中間貯蔵施設の整備等を着実に実施することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減し、復興に資することを目的とする。

2. 事業内容

令和3年度末までに、福島県内に仮置きされている除染で発生した除去土壌等（帰還困難区域を除く）のおおむね搬入完了を目指しており、引き続き、必要となる中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の輸送を実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用に関する実証事業等を実施する。

＜主な内訳＞

- ・ 中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得 99億円
- ・ 中間貯蔵施設の建設、管理運営、除去土壌等の輸送等 1,614億円
- ・ 県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 162億円
- ・ 関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 2億円

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

中間貯蔵施設の整備

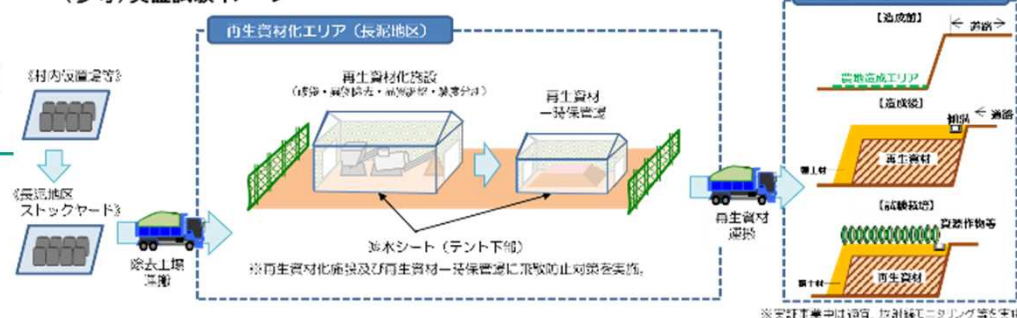


輸送車両の走行状況



再生利用の実証事業

(参考) 実証試験イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生施設整備担当参事官室 電話：03-5521-9249

除去土壌等の適正管理・搬出等の実施



【令和3年度要求額 26,418百万円（56,614百万円）】

面的除染完了後の事後処理を実施します。

1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な処理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化、除染後の適切なフォローアップ等、面的除染終了後の対応を着実に実施する。

2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・搬出等

18,897百万円（45,978百万円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・搬出等に対する

財政措置

7,520百万円（10,636百万円）

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、モニタリング等のフォローアップ等〕

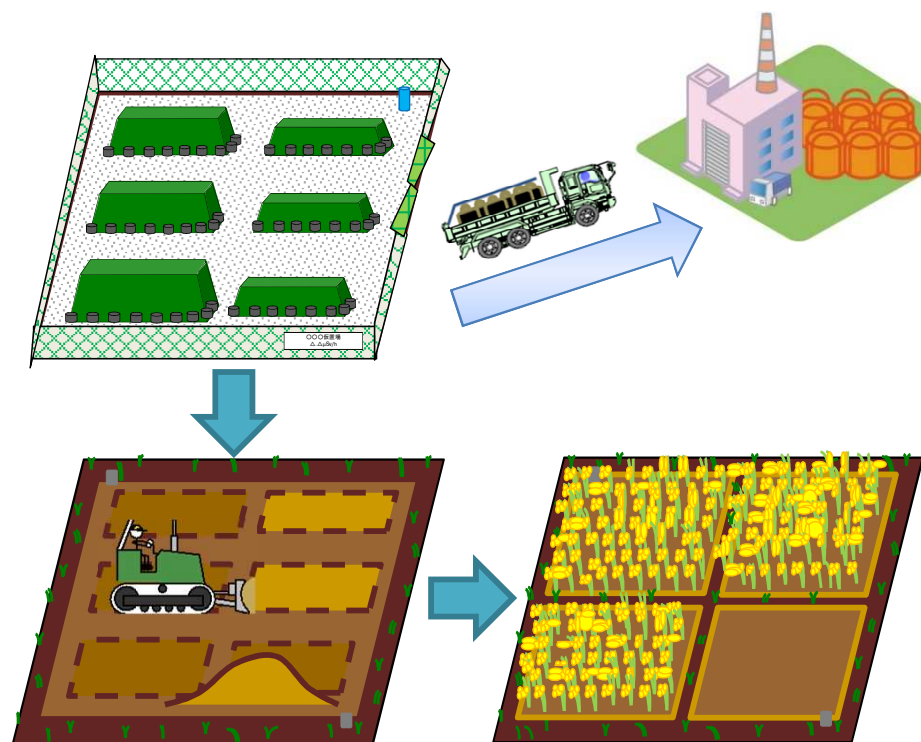
(参考)

令和2年3月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,300箇所のうち約800箇所余りが搬出完了。令和3年度末までにおおむね搬出完了することを目指し、その間の仮置場の適正な管理及び搬出後の原状回復を実施。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方自治体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ



特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における家屋等の解体・除染を行う。

2. 事業内容

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法に基づき、各市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定計画に基づいて、特定復興再生拠点区域の除染や家屋解体等の廃棄物の処理事業を実施する。

（参考）

双葉町、大熊町、葛尾村については令和4年春まで、浪江町、富岡町、飯館村については令和5年春までの避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染を推進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

4. 事業イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】





【令和3年度要求額 73,228百万円（100,924百万円）】

放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

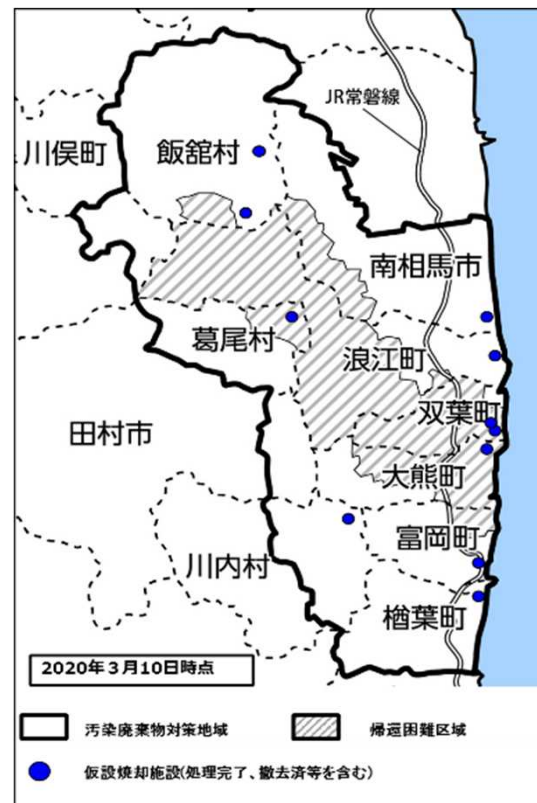
2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **89億円**
対策地域内廃棄物の仮置場への搬入、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物等の処理 **230億円**
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約して処理するため、長期管理施設等の整備に向けた取組を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **395億円**
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **13億円**
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **5億円**
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（対策地域内廃棄物・指定廃棄物の処理・埋立処分）
直接補助事業（農林業系廃棄物等・廃棄物処理施設モニタリング）
- 実施期間 平成23年度～

4. 汚染廃棄物対策地域の状況



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 原子力災害以降、環境再生事業の実施にあたって、周辺市町村や住民には苦渋の決断と多大な負担を強いており、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステム等の導入に関して、地方公共団体、民間事業者等の「調査」「計画」「整備」の各段階で重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS事業

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」と両方を着実に実現するため、民間企業が保有するCO2削減効果のある再生可能エネルギーや廃棄物の適正処理に関する先端的な技術等を用いて、福島県浜通り地域で新たな産業を社会実装することを目指し、その事業の実現可能性を調査するFS（フィージビリティ・スタディー：実現可能性調査）事業を実施する。

(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

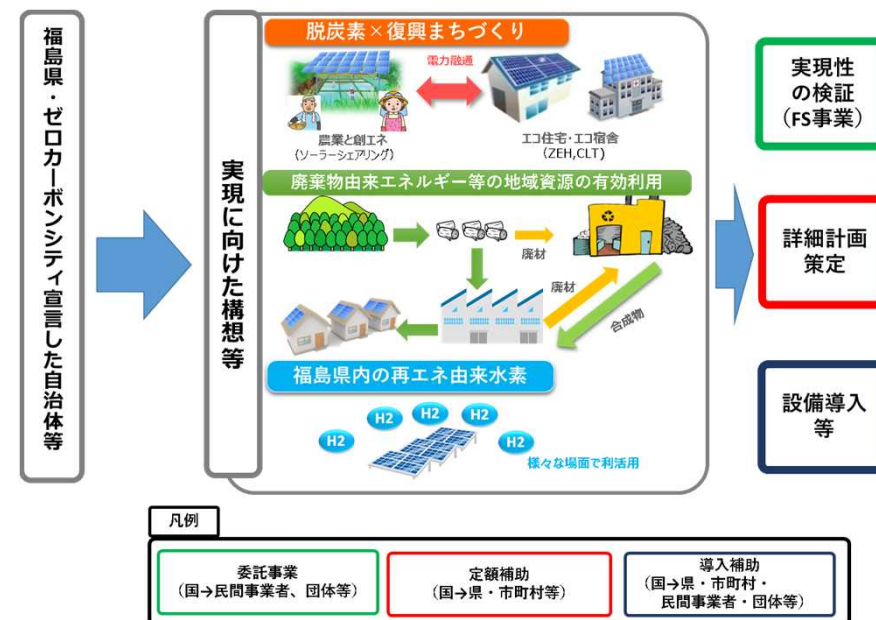
福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、これらの実現に向けた計画策定と、その計画に位置づけられた自立・分散型エネルギーシステムの導入の支援を行う。事業の実施にあたっては、当該箇所の市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とする。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業、
(2) 計画策定（定額補助）、導入等補助（1/2、2/3、3/4）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体・大学・地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

「脱炭素×復興まちづくり」を支援



長期戦略等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費



【令和3年度要求額（一般分） 7百万円(7百万円)（特会分） 690百万円(690百万円)】

パリ協定や長期戦略等を踏まえ、脱炭素社会の早期実現に向けた温暖化対策の取組強化・目標の前進を図ります。

1. 事業目的

- ① 長期戦略で掲げた「脱炭素社会」を、今世紀後半の出来るだけ早期に(2050年にできるだけ近い時期に)実現するための削減方策を検討する。
- ② パリ協定・COP21決定に基づいて、最大限の野心的な努力を反映したNDC（国が決定する貢献）を検討する。
- ③ 地球温暖化対策計画の毎年の進捗点検、および脱炭素化と同時にSDGs達成にも資するよう計画見直しを行う。

2. 事業内容

我が国は、NDCに掲げる削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づく取組とともに、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略で掲げた「脱炭素社会」の早期実現に向けて「環境と成長の好循環」の実現と脱炭素社会への移行に向けて取組を加速しているところ。特に、現在、コロナ禍に対応するため、ビジネスやライフスタイルの変化を通じて国民全体の行動が変容する中、R3年度に本格化するであろうコロナ収束後の経済社会の再構築は、脱炭素化と同時にSDGs達成にも資するよう、持続可能で強靱な社会に移行・発展させる契機とすることが重要である。

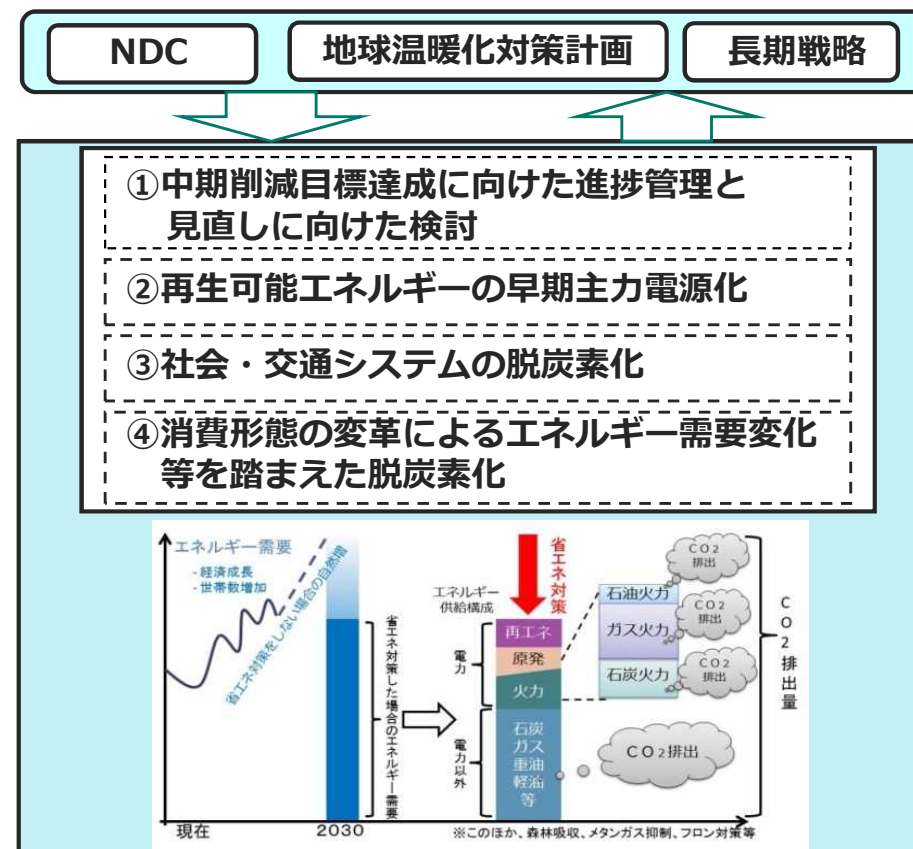
加えて、パリ協定の下では、各国の取組を強化するため、「グローバル・ストックテイク」が2023年に行われるとともに、定期的（次回は2025年）及び随時の新たなNDCを策定・提出する必要がある。

これら中長期の課題に総合的に対応するための対策・施策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和6年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

カーボンプライシング導入可能性調査事業



【令和3年度要求額 250百万円（250百万円）】



カーボンプライシングを導入する場合に、効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう必要な調査・分析を実施

1. 事業目的

- ① 中央環境審議会に設置された「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」において、「新たな経済成長につなげていく原動力としてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められている。
- ② カーボンプライシングを導入する場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるよう、上記小委員会の議論の動向等に応じて、制度案の検討に資するよう必要な調査・分析を行い、国民各界各層に分かりやすい形でまとめる。

2. 事業内容

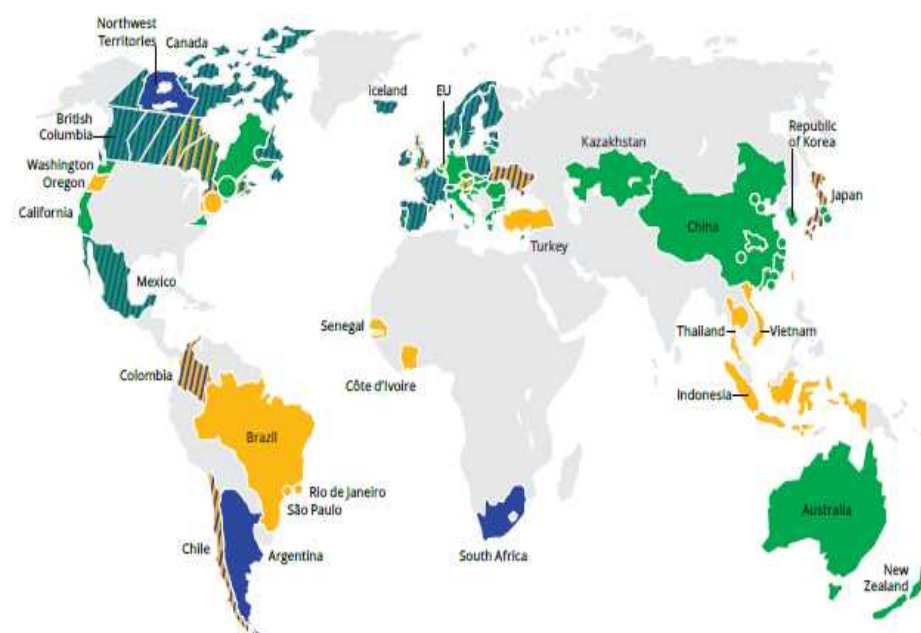
●2018年6月に中央環境審議会地球環境部会の下に「カーボンプライシングの活用に関する小委員会」が設置され、「新たな経済成長につなげていくドライバーとしてのカーボンプライシングの可能性」について審議が進められているところ。加えて、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（2019年6月11日閣議決定）において、カーボンプライシングについて「国際的な動向や我が国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえた専門的・技術的な議論が必要である。」とされた。

●上記の背景を踏まえ、カーボンプライシング施策等を導入することになった場合に効果的な制度を速やかに導入・実施できるようにするため、上記小委員会の議論の動向や国内外の先行事例の状況、2030年度のCO2削減目標に向けた対策・施策の進捗状況に応じて、カーボンプライシングの制度案の検討に資するように、最新の情報と研究機関等の研究結果等に基づき、昨今の社会経済情勢の変化も踏まえながら、期待される政策効果と影響について実証的に調査・分析を行うとともに、その結果を国民各界各層に分かりやすい形で取りまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～令和3年度

4. 事業イメージ



- 排出量取引制度のみ：導入済／導入決定
- 炭素税のみ：導入済／導入決定
- 排出量取引制度又は炭素税：検討中
- 排出量取引制度及び炭素税：導入済／導入決定
- 炭素税：導入済／導入決定、排出量取引制度：検討中
- 排出量取引制度：導入済み／導入決定、炭素税：検討中
- 排出量取引制度及び炭素税：導入済／導入決定、排出量取引制度又は炭素税：検討中

世界銀行「State and Trends of Carbon Pricing 2020」より環境省作成

お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話：03-5521-8234

FAX:03-3580-9568

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和3年度要求額 4,800百万円（新規）】



工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

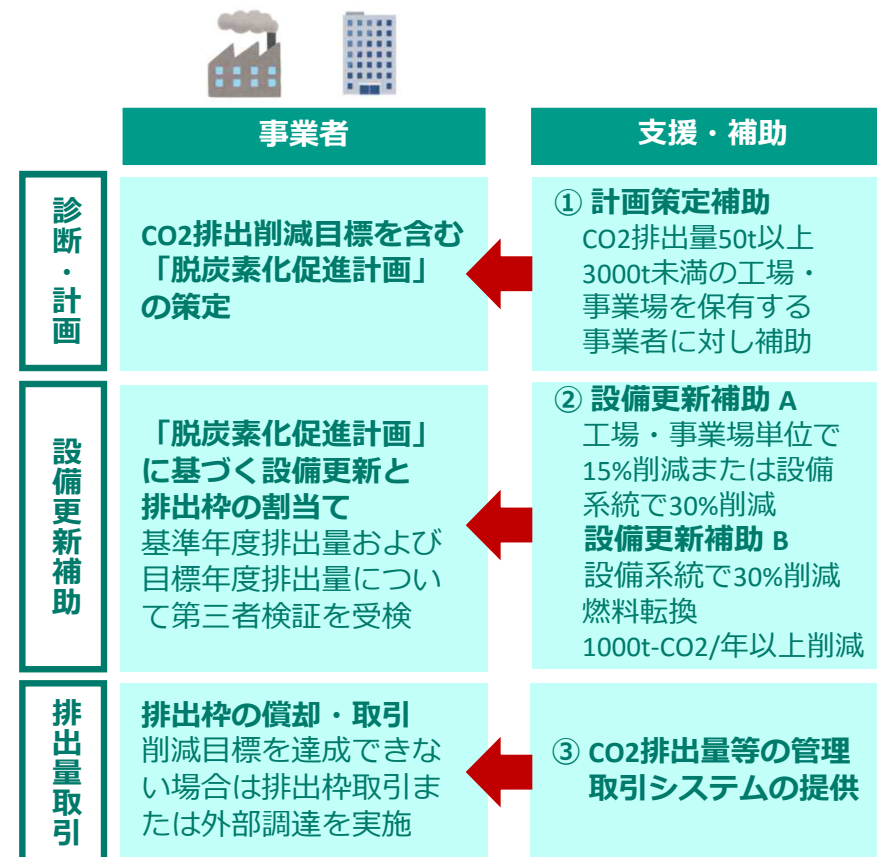
2. 事業内容

- ① **脱炭素化促進計画の策定支援（補助率: 1/2、補助上限 100万円）**
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する事業者に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② **設備更新に対する補助（補助率: 1/3）**
設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限1億円）
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減
設備補助 B. i)～iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助（補助上限5億円）
 - i) ガス化または電化等の燃料転換
 - ii) CO2排出量を1,000t-CO2/年以上削減
 - iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ **CO2排出量の算定・取引、事例分析**
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～②間接補助事業（①補助率1/2、②補助率1/3）、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体、地方公共団体一般
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話：03-5521-8354 FAX：03-3580-1382



【令和3年度要求額 1,491百万円（1,281百万円）】

廃熱・未利用熱等を有効活用し、地域の脱炭素社会づくり・分散型エネルギー活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 廃熱・未利用熱・地中熱等を有効活用し、脱炭素化に向けた社会システムのモデルケースを創出する。
- ② 農林水産業等地域産業の活性化につながる、地域特性を活かしたエネルギー利用及び地域連携によるCO2削減対策を推進する。

2. 事業内容

本事業では、社会実装につながる先進的な地域の未利用資源（廃熱・未利用熱等）の活用システムや高効率エネルギー供給システム等を構築する設備（（1）～（5））に対し、必要な設備等の経費を支援します。また、既往の事例を取りまとめた上で、地域の廃熱・未利用熱等の利活用を広げていく方策を検討します。

■ 補助事業

- （1）熱利用設備の低炭素・脱炭素化促進事業
- （2）地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業
- （3）地域熱供給促進支援事業
- （4）低炭素型の融雪設備導入支援事業
- （5）営農型等再生可能エネルギー発電自家利用モデル構築事業

■ 委託事業

地域未利用熱資源等の利活用方策検討事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3、1/2、2/3、定額）、委託事業
- 補助対象、委託先 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和5年度

4. 事業イメージ



事業所のボイラー熱などの廃熱を病院、オフィス等に二次利用することにより更なるCO2排出削減を実現。

地中熱や下水熱等を取り出し、融雪のほか、建物の冷暖房に活用することによりCO2排出削減を実現。また、ヒートアイランド現象の抑制にも貢献。

農地等周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備（動力設備、冷蔵冷凍設備）等への電力供給



【令和3年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】

環境省が実用化・製品化に向け実証してきた省CO2のための部材や素材の社会実装に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

これまで環境省が開発を主導してきた、窒化ガリウム（GaN）やセルロースナノファイバー（CNF）といった省CO2性能の高い革新的な部材や素材は、コロナ後の社会におけるAIやIoTを活用したデジタル化の加速化や、地域資源の活用・循環を達成する上でもそれぞれ重要度が高まっている。このため、これら部材・素材を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、CO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、コロナ後のデジタル化社会・地域社会における経済効果を創出する。

2. 事業内容

これまで環境省が開発を主導してきた、省CO2性能の高い革新的な部材や素材のうち、GaNは半導体産業を含め、コロナ後のデジタル化社会における一層の電化や遠隔化、効率化を達成し、省エネという意味でもその重要性は増している。

また、CNFはサプライチェーンの見直しにより、地域資源の活用・循環を達成する上で重要性が増している。

このため、本事業ではこれら革新的な省CO2性能の高い部材・素材を活用し、実際の製品等への導入を図る事業者に対し、製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援し、社会実装・普及展開の加速化を図ることでCO2排出量の大幅な削減を実現するとともに、デジタル化社会や地域社会における経済効果を創出する。

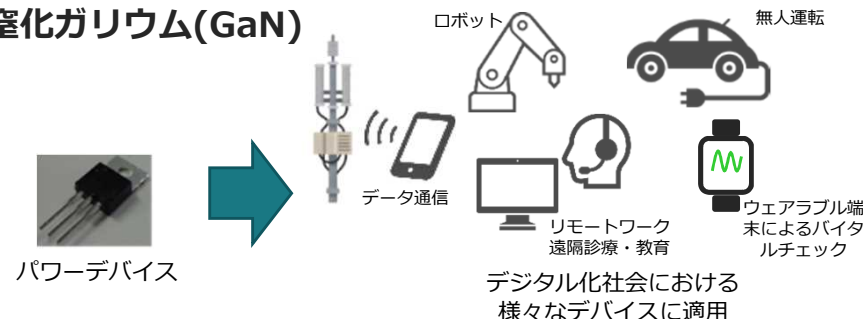
3. 事業スキーム

■ 事業形態	委託、間接補助事業（補助率 1 / 2）
■ 委託、補助対象	民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和2年度～令和6年度

4. 事業イメージ

大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品

窒化ガリウム(GaN)

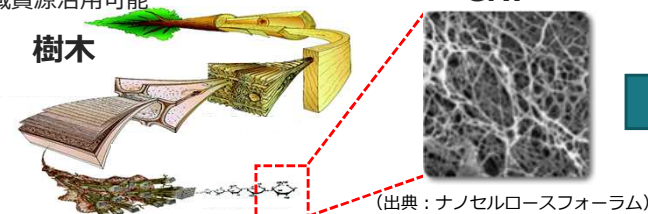


新素材を活用した省CO2製品

セルロースナノファイバー (CNF)

地域資源活用可能

樹木



(出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206
the original artwork by Mark Harrington, Copyright
University of Canterbury, 1996)



コンテナの軽量化等



CNFを活用した車両部材

森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費



【令和3年度要求額 33百万円（33百万円）】

我が国の森林等の吸収減による吸収・排出量の適切な把握を目指す。

1. 事業目的

- ① 2030年目標の達成等のため、パリ協定下での吸収源に係る実施規則が我が国にとって適切なものとなるよう対応。
- ② 温室効果ガスインベントリにおける、我が国の吸収量を適切に把握。
- ③ 多様な吸収源のポテンシャルを検討。

2. 事業内容

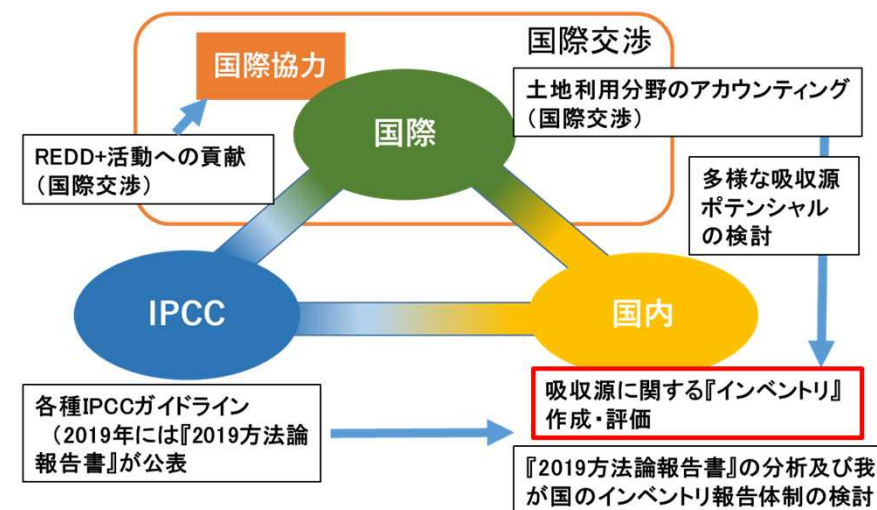
パリ協定の実施に向け、現在、吸収源分野も含むパリ協定の実施細則に関する検討が行われている。また、我が国の吸収量を正確に把握すべく、継続してインベントリの作成・改善を行うことが必要である。

1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
 - (1) パリ協定における土地利用分野のアカウンティング（計上）の指針に関する国際交渉への対応
 - (2) REDD+（途上国の森林減少・劣化の回避による排出の削減）の実施に関する政策的・技術的課題の検討および交渉
2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等
 - (1) 吸収源分野のインベントリ作成・評価、算定方法の改善
 - (2) 隔年報告書及び国別報告書の作成と審査への対応
 - (3) 2019年方法論報告書の分析と我が国における対応の検討
 - (4) 湿地ガイドライン・京都議定書補足ガイドラインの分析と我が国における対応の検討
 - (5) 多様な吸収源についての国内外のポテンシャル評価・技術的課題の整理（バイオ炭及びブルーカーボンの検討含む）

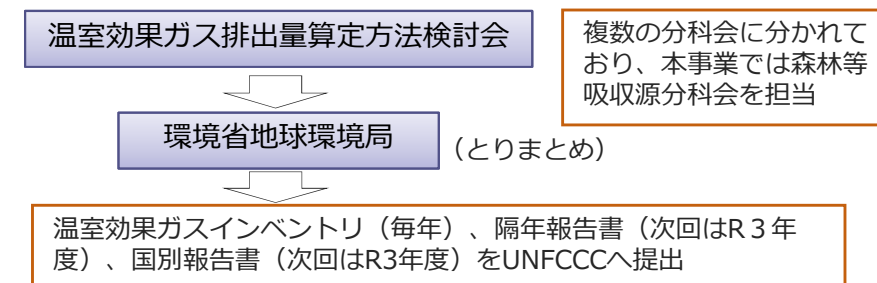
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

4. 事業イメージ



吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等



お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素化イノベーション研究調査室 電話：03-5521-8247

脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和3年度要求額 7,300百万円（7,300百万円）】



先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器の導入を支援します。

1. 事業目的

- ① 省エネに取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの省エネ化及び脱フロン化を推進
- ② 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進。競争力強化により我が国メーカーの高効率先進機器を海外展開し、地球規模での環境対策へ寄与するとともに世界経済を牽引する
- ③ フロン排出抑制法の取組強化と相まったフロン排出の大幅削減

2. 事業内容

業務用冷凍空調機器の冷媒には、特定フロン（HCFC）や代替フロン（HFC）が使用されているが、地球温暖化対策計画の目標達成のためには大幅な排出削減が必要。

HCFCは2019年末に生産全廃されており、HCFC機器の早期転換が必要。さらに、HFCはモントリオール議定書改正等により、2036年までに85%分の生産及び消費の段階的削減が必要。

そのような中、HCFCやHFCを代替する技術である省エネ型自然冷媒機器の技術については、イニシャルコストが高く現時点で自立的導入には至っていない。

自然冷媒への直接の転換が十分に進めば、将来的な脱フロン・低炭素化が一層進展・加速するとともに、民間資金の二重投資を回避することが可能。

そのため、コロナ後の社会において、食の流通を支えるコールドチェーンに対して省エネ性能の高い自然冷媒機器の導入を支援・加速化し、一足飛びで脱フロン化・低炭素化を進めることが極めて重要であることから、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入を補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ

【事業スキーム】



（注）省エネ型自然冷媒機器

フロン類ではなく、アンモニア、二酸化炭素、空気等、自然界に存在する物質を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器であって、同等の能力を有するフロン類を冷媒として使用した機器と比較してエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの



＜中央方式冷凍冷蔵機器＞



＜冷凍冷蔵ショーケース＞

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：03-5521-8329

日本及び世界のフロン類の排出を抑制し、オゾン層保護及び地球温暖化を防止します。

1. 事業目的

- ① フロン排出抑制法の円滑な施行や制度の継続的な評価検証・見直しにより、フロン類の排出量を大幅に削減し、我が国の地球温暖化対策目標の達成に貢献する。
- ② オゾン層保護法に基づきオゾン層の状況等の監視を継続することで、世界全体のオゾン層の保護等に貢献する。
- ③ フロンに関する我が国の優れた技術・制度を国際展開し、我が国のプレゼンスの確立・経済成長に資するとともに、世界全体でのフロン排出抑制・温室効果ガス削減に大きく寄与する。

2. 事業内容

特定フロンからの冷媒転換等に伴い、代替フロンの排出量は近年増大の一途をたどっている。令和元年改正フロン排出抑制法の着実な施行と平成25年改正の附則に基づく5年後見直しによる制度構築の検討を通じて更なる排出抑制を図る。

モントリオール議定書や国内担保法であるオゾン層保護法に基づく義務である、フロン濃度の測定及びオゾン層の状況等の監視・評価を実施する。

フロンの排出が増大している途上国への支援等を通じて、世界全体での代替フロン等の排出抑制と我が国の優れた制度・技術の国際展開を目指す。

具体的には以下の事業を行う。

I 脱フロン社会構築推進費

II 途上国におけるフロン排出抑制戦略策定支援費

III オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

IV フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法の検討

※ 特定フロンや代替フロンの地球温暖化係数はCO₂の数百倍から約1万倍超。令和元年12月に開催されたCOP25を機に、我が国が各国・機関に呼びかけを行いフルオロカーボン・イニシアティブを立ち上げた（賛同数：13の国・国際機関、15の国内企業・団体（2020年8月時点））

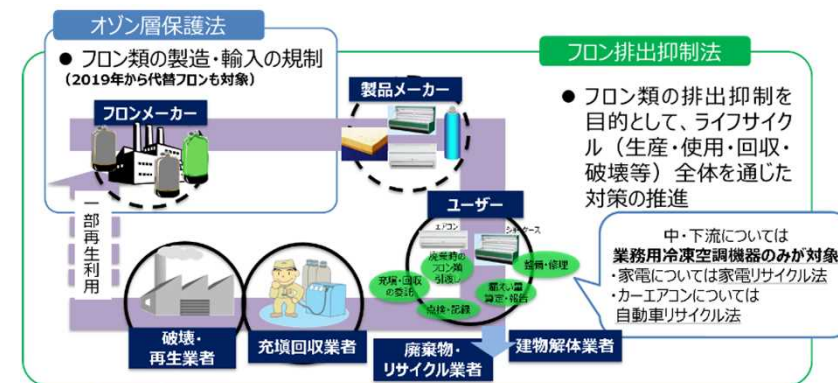
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①直接執行・委託・請負 ②委託 ③委託 ④請負
- 請負・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 ①平成23年度～ ②令和2年度～令和6年度（予定）
③平成24年度～ ④平成26年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ

国内におけるフロン対策の全体像

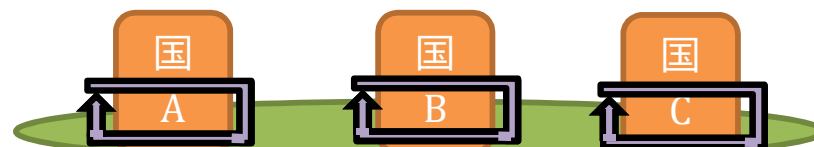
オゾン層保護法及びフロン排出抑制法を通じ、フロン類の上流から下流までライフサイクル全体での対策を講ずる



日本の制度・技術を国際展開！

途上国の戦略的フロン排出抑制支援

途上国のフロン排出抑制戦略の策定支援等により、関連制度の導入や排出削減が行われることを目指す



二国間クレジット制度の構築等事業



【令和3年度要求額 72百万円（72百万円）】



二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

1. 事業目的

温室効果ガスの排出削減に関する知見・経験・ノウハウを活用して、途上国における代替フロン等の回収・破壊を実施するとともに、JCMを通じてクレジットを獲得します。また、JCMを適切に実施するための方法論策定等を実施します。

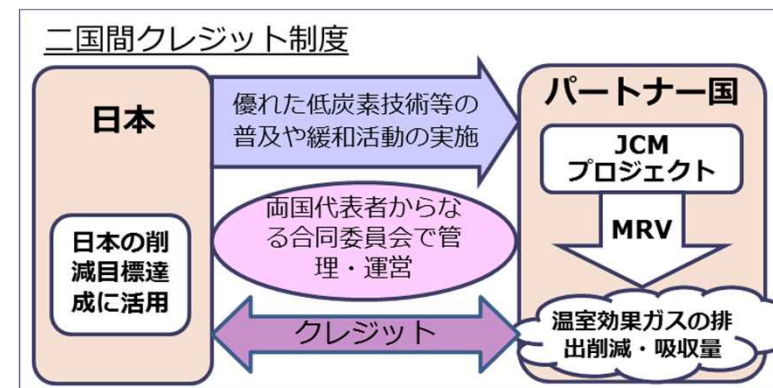
2. 事業内容

- (1) MRV実施促進（委託）
 - REDD+及び代替フロン等削減のプロジェクトに係る方法論・PDD・モニタリングレポートの策定、妥当性確認及び検証等のMRV手続きを適切に実施します。
- (2) 情報収集・普及（委託）
 - 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を、Webサイト「炭素市場エクスプレス」において広く発信します。
 - 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置します。
- (3) 代替フロン等の回収・破壊（フロンJCM）（補助）【拡充】
 - 途上国で大気中に放出されている代替フロン等（エネ起CO2以外の温室効果ガス）を、JCMを通じて回収・破壊することで、温室効果ガス排出量を削減します。途上国で回収・破壊スキームを構築し、我が国の脱フロン技術や製品が入りやすい環境をつくります。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)(2)委託事業、(3)直接補助事業（定額）
- 委託先・ 民間事業者・団体
- 補助対象
- 実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



専焼型破壊設備
(フロンJCM/ベトナムに導入予定)



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 電話03-5521-8329、市場メカニズム室 電話03-5521-8246

気候変動リスク情報創出のための基礎データ整備事業



【令和3年度要求額 500百万円（新規）】

将来の気候変動影響に計画的に対応するための気候変動リスク情報創出を促進

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえ、気候変動による感染症のリスク増や感染症と自然災害等の同時発生への備えを図ることを念頭に、将来の気候変動影響に計画的に対応するための気候変動リスク情報創出の促進を図る。

2. 事業内容

（1）気候変動リスク情報創出を促進するための基礎データ収集

衛星データ（光学センサ画像、合成開口レーダーセンサデータ）を収集し、リスク情報に活用できるデータ（等）に加工。
気象データ、社会・経済センサス、気象災害記録、貿易統計等を収集。

（2）基礎データの利用環境整備

基礎データを地理情報システム上に時空間を揃えて蓄積。
研究者・技術者等が基礎データを利用しやすい環境を整備。

（3）気候変動リスク情報創出に係る技術研究会

基礎データ活用（物理モデル、AI解析）をモデル的に行いつつ、
基礎データや利用環境の効果的な整備に活かす。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者
- 実施期間 令和3年度限り

強靱
な社会
実現

4. 事業イメージ

基礎データの収集・蓄積・加工

日本全国及びアジア・太平洋地域の10ヶ国対象



衛星データ：光学センサ画像→地形データに加工
SARセンサデータ→植生などに加工

気象データ：過去の雨量や気温の観測値など

社会・経済センサス：地域の感染症罹患数など

気象災害記録：沿岸域での高潮・高波被害記録など

貿易統計：氷河下流域での農作物輸出統計など

技術
研究会

研究者・技術者等の利用環境整備

気候変動リスク情報創出に活用

感染症：蚊（ヒトスジシマカ）生息域北上リスク
水資源：氷河融解による下流域洪水・水資源リスク
沿岸域：高潮・高波による災害時の水系感染症リスク

お問合せ先： 地球環境局 総務課 気候変動適応室 電話：03-5521-8242



1. 事業目的

2. 事業内容

3. 事業スキーム

- ## 4. 事業イメージ

WORLD BANK

- 89 -

【令和3年度要求額（一般分）72百万円（72百万円）（特会分）2,206百万円（2,206百万円）】

パートナー国の脱炭素化への現実的かつ着実な移行のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施。

1. 事業目的

相手国の脱炭素化という長期的な視点で、脱炭素社会への現実的かつ着実な移行に向かう「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施。将来の気候変動リスクの低減とともに、エネルギーアクセスの改善、大気汚染対策、化石燃料輸入額の縮小など、相手国に多面的な便益をもたらし得るものとなる。

2. 事業内容

パリ協定の目標達成のため、我が国はJCMの構築・実施を通じて、途上国における優れた脱炭素技術等の普及とCO2排出削減を推進。効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業では当該基盤的業務を実施。また、JCMにつながる事業として以下を推進。

- プロジェクト登録、クレジット発行等を相手国政府と行う合同委員会開催や、登録簿運営、MRV実施など信頼高いJCMの運用を行う。
- 脱炭素社会への現実的かつ着実な移行に向かう**長期戦略支援の実施**。国だけではなく、都市というレイヤーでの連携強化。**都市の脱炭素化の実施支援**。
- 大気汚染・廃棄物処理問題など、途上国が抱える環境問題を解決することで、脱炭素社会への道筋をつける。**気候変動と環境問題の同時解決**。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～令和12年度

4. 事業イメージ

「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」の柱

長期戦略策定・実施支援

- JCMなど我が国の政策ツール等を通じた、脱炭素社会への現実的かつ着実な移行。

都市の脱炭素化の実施支援

- 日本の都市と途上国の都市による技術・ノウハウの共有。国だけではなく都市のレイヤーによる取組促進。

気候変動と環境汚染問題の同時解決支援

- 途上国にとって目下喫緊の課題である、大気汚染・水質問題・廃棄物処理問題を同時解決。



【令和3年度要求額 187百万円（134百万円）】

環境省

様々な環境問題を包括する国際枠組みや、国際的な貿易交渉等についての議論の動向の調査及び我が国のポジションを確立し、地球規模の課題の解決につなげる

1. 事業目的

- ① 持続可能な発展の実現には地球規模の課題の解決が不可欠であり、問題解決に向け、国際社会に対し、持続可能な発展や環境保全の国際的枠組みに関する方向性を示すような知的貢献、建設的提案を行う。
- ② 様々な環境問題に関する主要地域・国での検討・実施状況等の調査、把握及び具体的な政策の検討、政策対話の開催等を通して、国際的な議論の主導を握る。

2. 事業内容

1. 持続可能な開発のための2030アジェンダ・持続可能な開発目標に関する政策展開

- ・主要地域・国での持続可能な開発のための2030アジェンダ実施状況の調査・共有および先進事例の発掘

2. 環境と貿易に関する戦略検討に向けた調査

- ・EPA・FTA等の貿易交渉において環境配慮事項が適切に反映されるよう、国際的議論の最新の論点の調査等

3. 国際的な環境分野の議論のリードに向けた戦略検討

- ・G7、G20等の主要国際会議において環境分野の議論をリードするための「関係各国の主要な環境課題及び関心分野」の調査・分析、「G20環境エネルギー大臣会合のフォローアップ」

4. 国際機関及び先進各国等との政策対話の推進

- ・「2030アジェンダの効果的な実施、適切な指標及びレビュー実施」、「環境分野における国際規範の策定」等に関する関係各国との情報交換・政策協議等の実施

5. SDGsとパリ協定のシナジーに関する会合開催(新規)

- ・国連が進める「SDGs・パリ協定シナジー会合」の第2回会合を日本で開催

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業
民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～（終了時期未定）

4. 事業イメージ

事例1：SDGs ステークホルダーズミーティング



SDGsの取組を推進するため、民間企業や自治体、NGOなどの様々な立場から先行事例を共有して認め合い、さらなる取組の弾みをつける「SDGsステークホルダーズミーティング」を開催

事例2：G20 軽井沢環境大臣会合



本会合では、①イノベーションの加速化による環境と成長の好循環、②資源効率性・海洋プラスチックごみ、③生態系を基盤とするアプローチを含む適応と強靱なインフラについて議論を行い、成果文書として、議論の内容をまとめたコミュニケ及びその付属文書を20カ国・地域の同意により採択

パリ協定の実施に向けた検討経費



【令和3年度要求額 154百万円（154百万円）】



戦略的に気候変動交渉を進め、世界全体での排出削減を確保します。

1. 事業目的

- ① 情報収集や戦略的対話を実施することで、戦略的に気候変動交渉を進め、世界全体での確実な排出削減を確保する。
- ② 中国・インド等の途上国との協力関係を深め、本格的に運用が開始されるパリ協定の実効性を確保するとともに、日本の国際的な競争力を維持する。

2. 事業内容

- パリ協定の運用に向けた交渉における提案検討
 - 日本のリーダーシップによる先進国間の交渉上の意見調整
 - パリ協定の運用に向けた主要国の動向把握及び戦略的対話
 - ・ 主要排出国の情報収集や戦略的対話を実施することで、協力関係を深めていく。
 - ・ 各国のNDCや長期戦略及びに関する情報収集を実施していく。
 - ・ 石炭火力発電輸出に係る公的支援のあり方の転換を図るため、途上国への「脱炭素移行ソリューション」提供型の支援に資する情報収集を実施していく。
 - パリ協定の運用に向けた途上国の交渉及び実施支援
 - ・ パリ協定の実効性を確保する上で不可欠な透明性枠組やグローバル・ストックテイク等について、途上国がパリ協定のルールに則って取組を進めるための能力向上支援を行う。
 - 国際会議運営支援業務
- ※新型コロナウイルスの状況は予断を許さないが、COP26をはじめ主要な交渉会合については来年度実開催する方向であるところ、実開催を想定して準備を進める。

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|---------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間企業・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成19年度～終了予定なし |

4. 事業のイメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局国際地球温暖化対策担当参事官室 03-5521-8330

研究事業等を通じて、原子力被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 研修会による自治体支援、車座集会によるリスクコミュニケーション等を通じ、帰還後の放射線不安解消を図る。
- ③ 甲状腺検査に係る検査者等の育成を行う。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等を行うとともに、風評払拭を図るための正確で効果的な情報発信を行う。

2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の一部先行解除を念頭においたリスクコミュニケーション事業、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和3年度においては、上記4事業の着実な実施に加え、特に以下の2点を強化します。
 - ① 統一的な基礎資料の英文版について最新の情報に改訂する。また、複数のエビデンスに基づいた科学情報をわかりやすくまとめ、情報発信する。
 - ② 「放射線による次世代への影響」について、令和2年度に作成する動画をキーコンテンツとして、情報を発信する。

3. 事業スキーム

- | | |
|----------|-----------|
| ■ 事業形態 | 委託事業/請負事業 |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成29年度～ |

4. 事業イメージ

【調査研究(公募)】

- ① 放射線被ばくの線量評価等に関する研究
- ② 放射線による健康影響の解明等に関する研究
- ③ 放射線による健康不安対策の推進に関する研究

【リスクコミュニケーション事業】

- ① 自治体職員等への研修等
- ② 住民セミナー等を通じた住民の理解促進
- ③ 相談員支援センターによる支援

【甲状腺検査の充実等】

- ① 甲状腺検査に係る人材育成
- ② 甲状腺検査実施機関の質的・量的な拡充支援

わかりやすい科学情報を
国内外へ発信

英文版基礎資料の
改訂と情報発信



科学情報映像等



住民等の
健康確保
不安解消

循環経済構築力強化プログラム事業



【令和3年度要求額 56百万円（64百万円）】



官民が連携して循環経済に関する取組を推進し、国際的な議論をリードします。

1. 事業目的

- ① 循環経済に関する世界的な議論をリードするほか、日中韓においても循環経済等の議論を深める。
- ② CEチャレンジプロジェクト推進、国際標準化の議論への貢献により、循環経済に関する国際的な議論をリードする。
- ③ プラスチック廃棄物関連データの収集を支援することで、途上国の海洋プラスチックごみ対策の実効性を高める。

2. 事業内容

（1）循環経済構築調査・検討

UNEP国際資源パネル（UNEP IRP）やOECD資源生産性・廃棄物作業部会（OECD WPRPW）での資源効率性に関する国際的な議論をリードする。
日中韓循環型社会構築推進事業を実施し、セミナー等で循環経済も含めた知見の共有・議論を行う。

（2）循環経済構築推進事業

循環経済に係る野心的な目標を掲げる企業の取組等を促進するCEチャレンジプロジェクトを推進する。また、循環経済に関する国際標準化の議論に、我が国の取組や技術情報を積極的にインプットする。

（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組を踏まえ、アジア各国に対して廃棄物の発生量、適正処分量などのデータの収集・整理に関する能力構築支援を行い、海洋プラスチックごみ対策を推進する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成21年度～

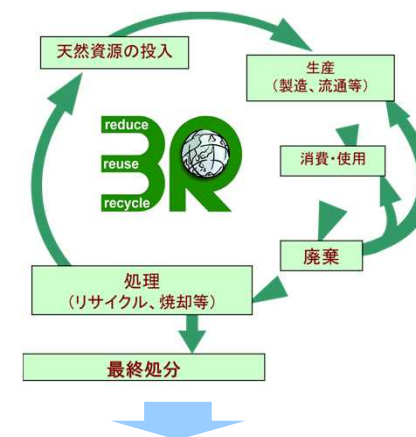
4. 事業イメージ

（1）循環経済構築に関する調査・検討



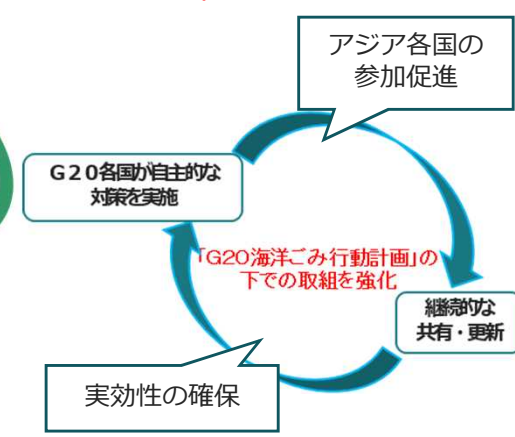
（2）循環経済構築推進事業

CEチャレンジによる企業の野心的な取組の推進



（3）プラスチック廃棄物関連データ収集支援事業

G20実施枠組のデータ収集支援



国際標準化の議論にインプット

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 循環型社会推進室 電話：03-5521-8336

リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業



【令和3年度要求額275百万円（275百万円）】

「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」と呼ばれる我が国の資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

2. 事業内容

I. リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・横断的リサイクルの効率化に向けて取り組むべき素材の調査
- ・紙おむつリサイクルの普及方策の検討

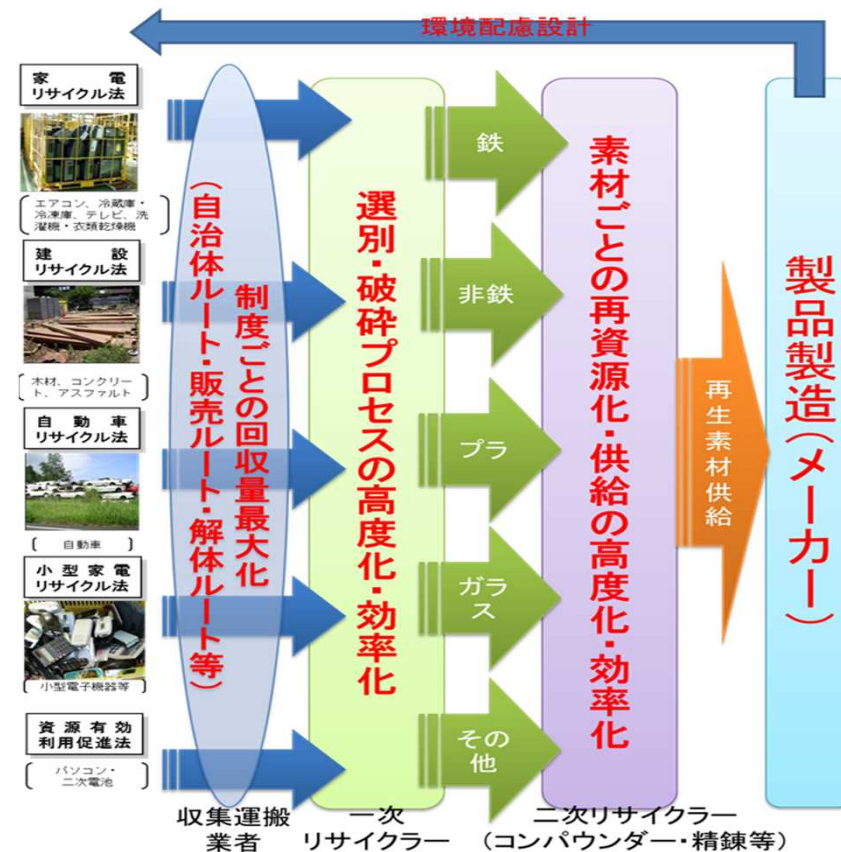
II. 各種リサイクル制度の特性を活かした取組

- ・家電／小電等回収率向上に向けた自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓
- ・違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラに係る実態調査等
- ・自動車3Rの推進・質の向上／次世代自動車・素材多様化への対応等
- ・太陽光発電設備のリサイクルシステム構築に向けた対応

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和7年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室 電話：03-5501-3153

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金



【令和3年度要求額 976百万円（982百万円）】



産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進します。

1. 事業目的

産業廃棄物の不法投棄等事案について、都道府県等の支障除去等事業を支援することにより、産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を推進する。

2. 事業内容

不法投棄等による生活環境保全上の支障又はそのおそれがあるものについては、都道府県等において、行為者等に対して可能な限り早期に支障除去等を実施させることとしている。しかしながら、行為者等の資力が乏しい場合や不明の場合等は、都道府県等が行政代執行により支障除去等事業を実施せざるを得ないケースが生じており、当該都道府県等に対して当該事業に係る費用の一部を補助するものである。

3. 事業スキーム

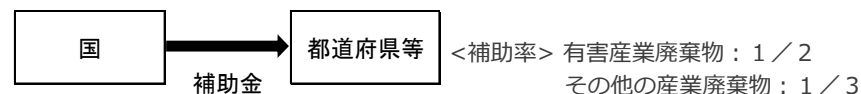
- 事業形態 直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 補助対象 都道府県等／団体
- 実施期間 平成15年度～令和4年度(予定)／平成10年度～

4. 補助対象

＜平成10年6月16日以前の不法投棄等＞
【916百万円（922百万円）】

●産廃特措法に基づく支援

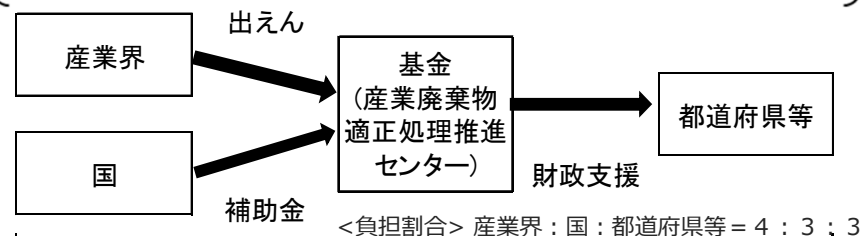
- ・産廃特措法に基づき、平成25年3月31日までに環境大臣の同意を得た事業に限定
- ・令和5年3月31日までの時限立法



＜平成10年6月17日以降の不法投棄等＞
【60百万円（60百万円）】

●廃棄物処理法第13条の15に基づき設置した基金による支援

- ・平成9年改正廃棄物処理法（平成10年6月17日施行）により、行政代執行規定及び基金制度が創設



お問合せ先： 環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付不法投棄原状回復事業対策室

電話：03-6205-4798

電子マニフェストの普及により産業廃棄物の適正処理を推進します。

1. 事業目的

- ① 排出事業者が産業廃棄物の処理の状況を即時に把握可能（透明性の向上）
- ② 都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化
- ③ 排出事業者及び処理業者の事務の効率化
- ④ 2022年度までに電子マニフェストの普及率を70%まで高める（第四次循環型社会形成推進基本計画）

2. 事業内容

電子マニフェストとは、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処理業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者責任を徹底し、適正処理を図るためのもの。

令和3年度は、以下の事業を実施予定。

- ①電子マニフェストシステムの機能強化
 - ・産業廃棄物行政情報システムとの情報連携・許可情報とのチェック機能構築、電子マニフェストデータ集計・分析機能の強化、IEで閲覧できない問題に対応するため地方公共団体支援機能についてIE以外のブラウザ対応改修
- ②電子マニフェスト普及啓発事業
 - ・電子マニフェスト導入説明会、操作体験セミナーの開催
 - ・業種別事例集の作成

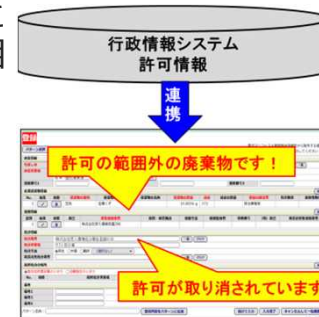
3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 非営利団体
- 実施期間 平成30年度～

4. 事業イメージ

機能強化：産業廃棄物行政情報システムとのデータ連携・チェック機能の構築

産廃行政情報システムの許可情報と電子マニフェスト情報を照合し、相違時に警告表示する機能を構築。

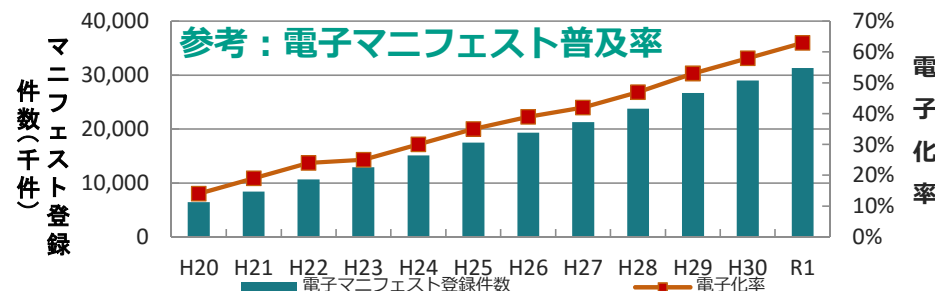


：データ集計・分析機能の強化

電子マニフェストデータの解析ツールに、最新のマニフェスト情報との連携、全都道府県の詳細分析機能を追加。

：地方公共団体支援機能のIE以外ブラウザ対応

電子マニフェストシステムの地方公共団体支援サービスについてIE以外のブラウザ対応の改修。



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

災害（降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害）及びその他の事由により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

（1）ごみ処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。

（2）し尿処理

市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 市町村等
- 実施期間 昭和49年度～

4. 補助対象



①片付けごみの収集・運搬及び処分



②損壊した家屋等の解体、がれきの収集・運搬及び処分



③仮設トイレのし尿収集・運搬及び処分



【令和3年度要求額 30百万円（30百万円）】

被災した廃棄物処理施設の復旧を支援します。

1. 事業目的

災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びP C B廃棄物処理施設の復旧を支援することにより、円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。

2. 事業内容

地方公共団体等が行う、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽（市町村整備推進事業）、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びP C B廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用に対する補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

4. 補助対象

施設全体に被害・運転停止



復旧・運転再開

災害復旧
事業





【令和3年度要求額 35百万円（25百万円）】

温泉の保護、適正利用及び可燃性天然ガスによる災害防止とともに、「新・湯治」による温泉地活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 温泉法の適正な施行を通じて、大自然の恵みである温泉を将来の世代に引き継ぎ、温泉の適正利用、情報提供の推進を通じて利用者の安全・安心を確保するとともに、温泉採取施設等における可燃性天然ガスによる災害の防止を図る。
- ② 温泉の力や自然や文化等の地域が持つ地域資源の力を十分に発揮し、国民共有の資源である温泉を将来にわたって引き継いでいくため、温泉地の活性化を図る。

2. 事業内容

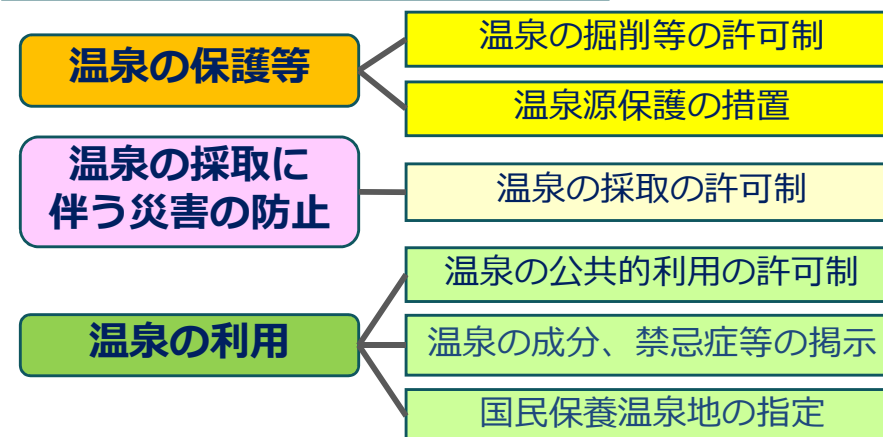
- (1) 温泉資源の保護に関する法施行状況等調査事業
都道府県が温泉掘削の許可等を行う上での基本的な指針である「温泉資源の保護に関するガイドライン」の見直しに向けて必要な情報の調査・検討等を行う。
- (2) 温泉の安全で適正な利用に関する法施行状況等調査事業
温泉付随可燃性天然ガスによる災害防止のための採取許可等制度の施行状況、硫化水素中毒事故等を踏まえた硫黄泉に関する利用実態調査等を行う。
- (3) 自然等の地域資源を活かした温泉地活性化推進事業
現代のライフスタイルに合った温泉地の過ごし方である「新・湯治推進プラン」を実現するため、チーム新・湯治セミナーやワークショップのモデル事業等を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～

4. イメージ

温泉法の概要(昭和23年法律第125号)



※許可等制度は、都道府県の自治事務として運用



新しい取り組みによる温泉地活性化
可燃性天然ガスによる事故防止対策

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費



【令和3年度要求額324百万円（263百万円）】

国立公園等において、官・民一体で地域に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動の推進と雇用創出に貢献します。

1. 事業目的

- 本事業においては、国立公園等が有する良好な景観の保持、また、生物多様性の保全を図ることにより、国立公園の管理及び利用者へのサービスの向上につなげ、良質な地域資源を活用した観光立国の実現に資するものである。
- 新型コロナウイルス収束後でも、公園利用者の回復には時間がかかると見られるため、この時機を捉え、公園管理事業者や、公園関係の民間事業者等の一層積極的な活用で、これまで対応できなかった維持修繕、清掃業務等をきめ細かく実施し、雇用の創出及び公園が持つ魅力や利用満足度の向上に繋げ、以って国民から選ばれる国立公園として地域に大きく貢献するものである。

2. 事業内容

<背景>

- 自然環境保全に対する地域要請
- 生物多様性保全に関する社会的要請
- 利用の高まりによる登山道等の荒廃
- 新型コロナの影響による利用者減少

事業概要と効果

国立公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区等において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し官・民一体となり、地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践

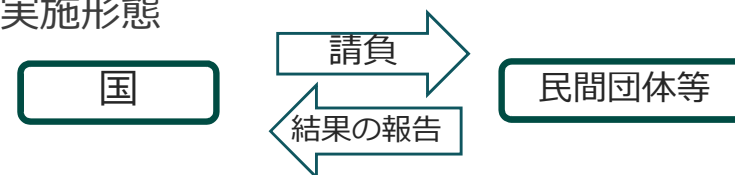
- ⇒ 全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
- ⇒ 生物多様性保全、国立公園等の管理や利用者へのサービスの向上
- ⇒ 公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ

○実施形態



【重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

【実施予定箇所】

中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所で事業を実施

具体的な活動例



登山道の維持・補修



地域景観の保全



外来種の駆除



公園内の清掃

お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話 03-5521-8277

旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用するための取組を実施します。

1. 事業目的

- ① 各国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力の向上を図る。
- ② 増加する来園者による公園施設への負荷を緩和しながら、各国民公園等の各施設の利便性・安全性を確保する。

2. 事業内容

近年、国民公園等では、海外も含め、多くの来園者を迎えており(例：新宿御苑令和元年来園者約219万人、約半数が外国人)、著名な観光口コミサイトでは、新宿御苑が国内有数の観光地と位置づけられており（Trip adviser：全国6位、Live Japan Award 観光部門2年連続1位）、注目度が一層高まっている。

国民公園等は都心立地ながら、旧皇室苑地として上質な庭園環境を守りつつ国民の利用に供していることが高い評価を受けており、各園地の一層の魅力の向上を図ることへの関心が高く、観光戦略実行推進会議等においても国民公園等が議題の一つとして度々取り上げられている。

これらを踏まえ1.の事業目的を達成するため、各園地における調査を踏まえて、利用時間の拡大やライトアップ、キャッシュレス対応、オリンピック・パラリンピック東京大会及びその後を見据えた取組や利便性・安全性の確保に資する取組を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

4. 事業イメージ



新宿御苑八重桜ライトアップ



皇居外苑和田倉噴水公園

年度	事業概要
R 2	新宿御苑魅力向上推進 皇居外苑基礎調査
R 3	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑計画作成・魅力向上推進
R 4	新宿御苑魅力向上推進（継続） 皇居外苑魅力向上推進 京都御苑計画策定



世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」に世界遺産センター（仮称）を整備します。

1. 事業目的

- ① 世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」における保全管理の拠点として整備。
- ② IUCNからも指摘された観光管理施設の整備により、適切な観光管理を図る。
- ③ 総合的なインフォメーションの提供を行う。

2. 事業内容

IUCN勧告を踏まえた適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整えるとともに、推薦地の観光利用にあたって、少人数利用を基本とする遺産地域利用の事前レクチャーの実施、多人数の観光客も遺産価値を享受できる V R等を活用した感性に訴える展示施設 など、ゾーンに応じた適切な利用を推進するための 世界遺産センター（仮称）の整備 を行います。

※ 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」については、平成30年5月に、世界遺産登録審査を担うIUCNから「延期」勧告を受けた際に、観光客の増加に伴う推薦地への影響が遺産価値に対する脅威として指摘されており、主要な観光開発地帯や観光誘引地域において、観光管理施設、解説システム等を設置 するよう指摘を受けている。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成27年度～令和6年度（予定）

4. 事業イメージ





【令和3年度要求額 9,357百万円 + 事項要求（10,394百万円）】環境省

国立公園等の優れた自然風景地等の保護及び利用の推進と、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 「明日の日本を支える観光ビジョン構想（平成28年3月）」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備
- ③ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ④ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等施設における気候変動、防災対策の実施
- ・ 自然公園等の利用施設の整備
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・ 国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
 - ① 請負事業： ■ 民間、③ 補助事業： ■ 地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：利用施設の整備



国立公園の利用拠点における
ビジターセンターの整備
（竜串ビジターセンター）

事例2：気候変動ならびに防災・減災対策の実施



利用施設における再生可能エネルギーの利用の促進と蓄電池の設置による非常用電源の確保

事例3：長寿命化対策



対策前



対策後

施設の長寿命化計画に基づく対策（外壁補修）の実施



次期国家戦略の策定に向けた検討を行うとともに、自然を基盤とする手法による社会の強靱性の向上を図ります。

1. 事業目的

- ① 次期国家戦略に盛り込むべき施策、評価指標等の検討を行う。
- ② 社会の強靱性向上と社会変革を目的とした自然を基盤とする手法を推進する。
- ③ 生物多様性地域戦略の手引きを改定する。

2. 事業内容

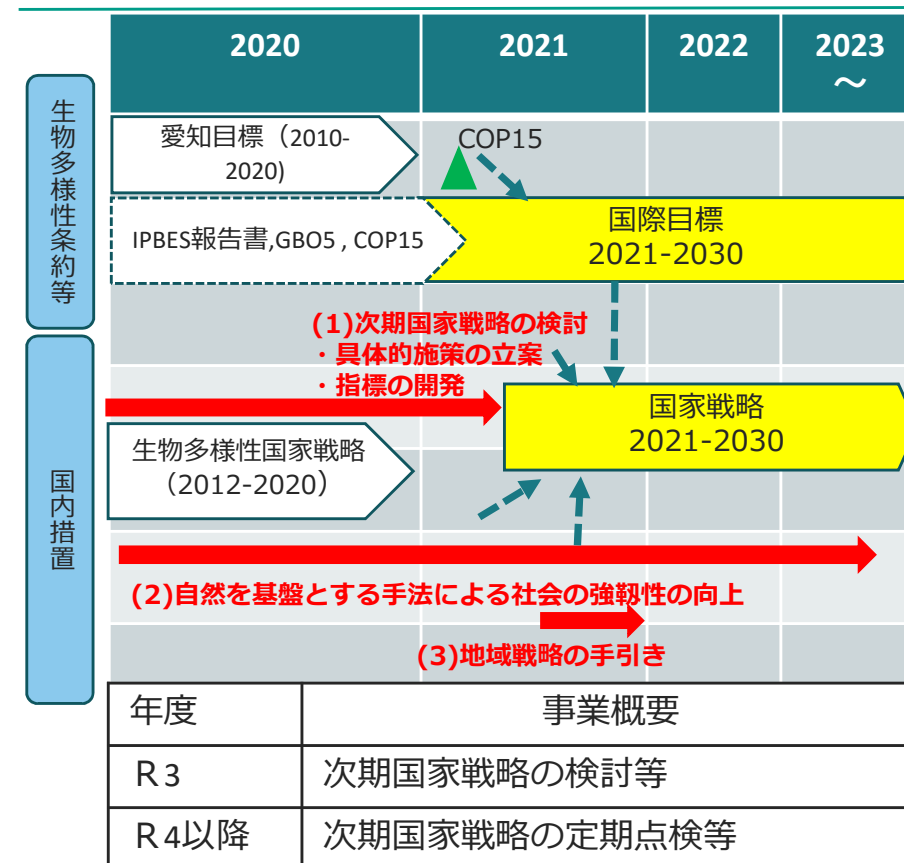
生物多様性に関する世界目標である愛知目標及び我が国の「生物多様性国家戦略2012-2020」が令和2年（2020年）に対象期間を終えることから、次期国家戦略の策定に向け、以下の事業を行う。

- ・ 次期生物多様性国家戦略に反映すべき施策の検討と目標の達成状況を的確に反映するための指標の開発。
- ・ 自然を基盤とする手法による社会の強靱性（レジリエンス）の向上と社会変革のための施策を検討するための有識者研究会等の実施
- ・ 次期生物多様性国家戦略や最近の事例を踏まえた、生物多様性地域戦略の手引きの改定

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



自然環境保全法の規定に基づき、全国的な観点からわが国の自然環境の現状や変化を把握します。

1. 事業目的

- ① 各種施策の基盤となる自然環境に関する情報を、全国悉皆的に収集・提供する。
- ② 国立公園や世界自然遺産の指定や、希少野生動植物種の選定等、守るべき自然環境の体系を視覚化する。
- ③ 鳥獣被害発生の予見・防止や環境アセスメントの迅速化等を通じ、地域の活性化に貢献する。

2. 事業内容

生物多様性に支えられる自然共生社会の実現に向けた取組には、自然環境に関する現状や改変状況に関する基礎的な情報が不可欠。

このため、多様な主体の参画も得ながら、また、新たな技術やこれまでに得られた調査成果も活用しながら、変化し続ける自然環境の状況を全国悉皆的に調査・解析し、全国的・地域的な課題の解決に貢献する。概要は以下のとおり。

（1）市民等による生物生息・生育状況調査

多様な主体による生物の生息・生育情報の収集・提供

（2）生物多様性の危機に関する現況把握・とりまとめ

基礎調査成果の解析、基礎調査のマスタープラン作成

（3）動物分布調査（哺乳類等）

哺乳類の分布状況を把握

（4）感染症リスク種分布調査

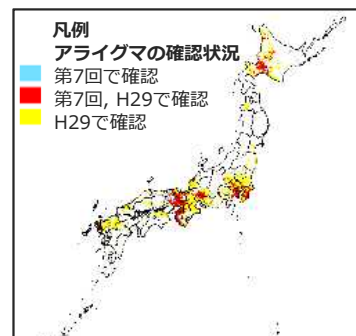
新型コロナウイルス等の宿主となるおそれのある種の分布状況を把握

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

4. 事業イメージ

情報の収集・提供【調査成果の例】



アライグマの確認状況（左）



富士山周辺の植生図（右）

収集した全国の生物の生息・生育データを提供するのみならず、各種施策課題やニーズを踏まえ、各種ビッグデータも援用しつつ解析を行い、各種施策の推進を支援。

年度	事業概要
R3	基礎調査のマスタープラン作成 動物（タヌキ等3種）分布調査とりまとめ 感染症リスク種選定、調査立案、試行調査
R4	マスタープランを踏まえた調査開始 （コロナ関連調査含む）

2021年から生物多様性の主流化の一層の促進に取り組みます。

1. 事業目的

- ① 国内の様々なステークホルダーで構成されるプラットフォームの設立・運営
- ② 生物多様性の普及・啓発の推進（生物多様性のための行動へ（消費（地産地消含む）、サプライチェーン等））
- ③ 生物多様性の主流化促進によるポスト2020年生物多様性枠組への寄与

2. 事業内容

生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議（COP15）で決定される見込みである生物多様性に関する2021年以降の新たな世界目標（ポスト2020生物多様性枠組）は、企業、消費者等の生物多様性保全の取組の推進など、様々な主体の参画を得て取組を推進し、社会変革（トランスフォーマティブチェンジ）の実現に向けた取組を推進することが求められています。

日本国内での社会変革を実現するため、国民、経済界、NGO・NPO、自治体などの主体間の連携、協働を進めるためのマルチステークホルダー型のプラットフォームの設置等、以下の事業を実施します。

- ・多様な主体が情報交換・認識共有等を行う委員会の設置・運営
- ・生物多様性に関する普及啓発ツールの作成・活用による普及啓発を実施
- ・セクター横断的な取組を進めるためのシンポジウム等の開催
- ・経済界における協働活動事例の収集と共有のためのサイト構築と運営

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

4. 活動イメージ

活動1 環境大臣、経団連会長が出席する委員会での情報共有の様子



活動2 シンポジウムでの活動報告等の様子



活動3 パネルを用いて普及啓発を行っている様子



活動4 国際会議（COP14）で情報発信している様子



年度	事業概要
R3	①マルチステークホルダー型プラットフォームの設立②生物多様性の普及啓発

国内希少野生動植物種をはじめとした希少野生動植物種等の多様な主体の参加による保全を推進します。

1. 事業目的

- ① 地域関係者と連携した保全のための体制構築に向けた検討及び地元調整
- ② 違法採取、捕獲等の監視
- ③ 個体の存続が安定してきた種について保全効果の評価とともに指定解除後の影響評価の実施
- ④ 注目種の生息状況の把握や保全対策の検討
- ⑤ 二次的自然に生息・生育する希少野生動植物種の保全方針等の検討

2. 事業内容

令和元年度までに合計356種を指定した国内希少野生動植物種について、平成29年の種の保存法改正時の衆参両議院の附帯決議において2030年までに700種の指定が求められており、目標を次期国家戦略で位置付ける予定である。これら国内希少野生動植物種をはじめとした希少野生動植物種等について、国による保全対策を進める責務があり、保全の現場における人員確保や予算拡充が求められている。特に二次的自然に生息・生育する希少野生動植物種は、民間等と連携して生息場所の環境を良好に保つ必要があることから、保全方針についても新規指定とともに同時に検討してゆく必要がある。

このことを踏まえて以下の事業を実施。

- ①地域関係者との連携体制構築に向けた検討
- ②違法捕獲・採取等の監視
- ③種指定解除後の影響評価
- ④カワウソ、ジュゴン等注目種の生息状況把握及び保全対策の検討
- ⑤二次的自然に生息・生育する希少野生動植物種の保全方針等の検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
民間事業者・団体、非営利団体、大学、研究機関等
- 実施期間 平成27年度から

4. 事業イメージ

①地域関係者との連携体制構築に向けた検討



②違法捕獲・採取等の監視



③種指定解除後の影響評価



④注目種の生息状況把握及び保全対策の検討



⑤二次的自然に生息・生育する希少野生動植物種の保全方針等の検討



国内希少野生動植物種の生息域から捕食者であるノネコを排除することにより、希少種の個体数回復を図ります。

1. 事業目的

- ① アマミノクロウサギなどの希少種に甚大な被害を与えるノネコを希少種の生息地域から排除し、固有の生態系を保全。
- ② 世界自然遺産登録の準備を進めている奄美大島・徳之島において、重要な固有種の存続を脅かす存在であるノネコを排除することは、遺産価値の保全にも必須である。
- ③ 新型コロナウイルス感染症危機で再認識された、野生動物由来の人獣共通感染症の未然防止の観点からも重要。

2. 事業内容

これまで、特に緊急的な対策が必要な**奄美大島・徳之島**の2地域を対象として、自治体と協力したノネコ対策の一環として、ノネコの**生息状況調査・個体数推定、捕獲等**を実施してきており、当面これを継続する。
奄美大島においては、平成30年度に自治体と共同で策定した**ノネコ管理計画（10か年計画）**の達成に向け、4年目となる令和3年度からはノネコの捕獲・在来種モニタリング範囲を**拡大予定**である。最終的に奄美大島全域に拡大し（令和5年度を想定）、**確実に10年での事業終了を目指す**。人員並びに捕獲機材の拡充により、**効果的な捕獲作業**を図る。奄美5市町村からなる協議会との連携・役割分担により、適切な対策・譲渡を遂行する。これらの対策は**世界遺産登録に不可欠な条件**である。また、ネコに由来する人獣共通感染症は多く、ノネコ対策は**感染症対策**にも寄与する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～令和9年(10か年計画に基づく)

4. 事業イメージ



ノネコに捕食されるアマミノクロウサギ

環境省（本事業）

希少種保全 ← ノネコの調査(センサーカメラ)と捕獲(箱わな)

自治体との連携 + 役割分担

自治体（他事業）

捕獲ノネコの収容・譲渡、飼い猫・ノラネコの適正飼養等

➡ **アマミノクロウサギ等の個体数回復
人獣共通感染症の発生を未然に防止**



【令和3年度要求額 333百万円（50百万円）】

外来生物に係る許認可や個体識別の情報を管理し、外来生物法に基づく業務を適切かつ効率的に運用します。

1. 事業目的

- ① 外来生物法に基づく許認可業務を適切かつ効率的に執行する。
- ② 個体識別情報等、外来生物に係る情報を蓄積し、外来生物による被害防止や効率的な防除を推進する。
- ③ 更改に併せ、最新の状況を踏まえた新システムの設計・開発を実施する。（令和3年度）

2. 事業内容

平成17年に施行された外来生物法に基づき、環境省は、特定外来生物の飼養等に係る許認可や譲渡個体の追跡、個体識別情報の管理等を行っている。これらの膨大な情報を適切に処理するため、平成17年から外来生物飼養等情報データベースシステム（外来DBS）の運用を開始し、本事業において下記の業務を行う。令和3年度は大規模更改を実施する。

○外来DBSの運用・保守（各年）

○外来生物に係る最新の状況を踏まえた新システムの設計・開発（R3）

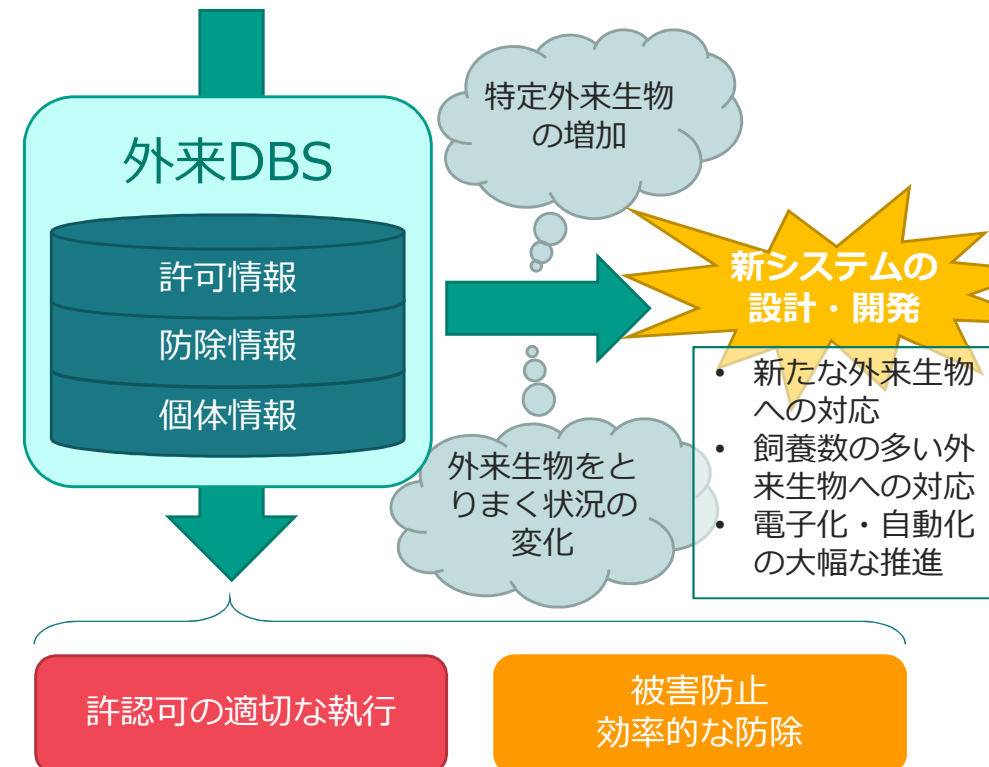
- ・ 特定外来生物の指定数の増加への対応
- ・ 外来生物をとりまく状況の変化への対応
- ・ 政府情報システムをとりまく状況の変化への対応

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|------------------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 平成17年度～令和5年度（予定） |

4. 事業イメージ

外来生物法・外来種対策





地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します。

1. 事業目的

- ① 地域の自然特性に応じた、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動の支援により、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進。
- ② 地域による自立的・効果的な取組の継続を促進、早期対策により被害等の拡大を抑制し将来の取組コストも低減。

2. 事業内容

- ・「生物多様性地域連携促進法（平成23年施行）」「生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年閣議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
 - ・法に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、短期的に支援。
1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動（交付率1/2、原則2年）
 - ① 特定外来生物対策
 - ② 重要地域の保全・再生
 - ③ 広域連携生態系ネットワーク構築
 - ④ 地域・民間の連携促進活動
 2. 動植物園等による生息域外保全（定額: 上限200万円、原則3年）
 3. 国内希少種の保全活動（定額: 上限250万円又は上限150万円、原則3年）
 4. 地域における特定外来生物の早期防除計画策定（定額: 上限250万円、原則1年）

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|--------------------------|
| ■ 事業形態 | 交付金（直接交付による。交付率は1/2又は定額） |
| ■ 交付対象 | 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等 |
| ■ 実施期間 | 平成20年度～ |

4. 活用事例

事例1 能勢の里山活力創造推進事業（H30～R2） （能勢の里山活力創造推進協議会）

生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動計画」を策定。また同計画に基づき、観光や農林業、住民等との連携による里山資源の保全と活用を推進。

事例2 大阪府クビアカツヤカミキリ防除対策推進事業（R1）（大阪府）

サクラ等のバラ科樹木に猛威を振るう外来カミキリムシの早期発見・対策を進めるための防除計画の策定、防除の担い手育成等。



事例3 フバゲルカミキリの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）

日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フバゲルカミキリ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。





侵略的外来種による生態系等の被害を防止するため、必要な調査・検討を行う。

1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に実施するため、調査・検討を実施し下記目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による生態系等の被害を防止する。
- ② 生物多様性条約締約国会議で決議された「愛知目標」及び後継目標を達成する。

2. 事業内容

- 特定外来生物等の選定及び調査
 - ・ 専門家による特定外来生物選定の会合
 - ・ 港湾等における調査等の実施
 - ・ 大量飼養されている外来種の段階的規制のあり方の検討
 - ・ 平成29年に国内で初確認されたヒアリの継続的な調査等の実施
 - ・ ヒアリ定着疑い時の周辺調査及び緊急防除の実施
- 愛知目標及び後継目標達成のための外来種対策強化にかかる調査・検討
 - ・ 非意図的な導入対策にかかる調査・検討
 - ・ 未定着種の早期発見体制の構築及び情報共有システムに関する検討
- 改正海洋汚染防止法の施行にかかる調査・検討
 - ・ バラスト水に関するリスクアセスメント手法のとりまとめ及び適用

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
民間事業者・団体
- 実施期間 平成30年度～令和4年度

4. 事業イメージ



我が国の生物多様性保全
愛知目標の達成

年度	事業概要
R 2 年度 ～ R 4 年度	・ 特定外来生物の追加指定の検討 ・ 継続的なモニタリング調査の実施 ・ 段階的な規制のあり方の検討 等
R 5 年度以降	・ 事業内容に係る点検・見直しを行い、事業内容の改善等を図る

大気環境基準の達成に向けて、自動車等由来排出ガスの総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

自動車交通量の多い一部の局地で、大気汚染物質に係る環境基準が未達成。また、船舶や航空機は、自動車に比して排出ガス対策が不十分。このため、自動車、船舶、航空機等の移動発生源による大気汚染について、自動車NOx・PM法やオフロード法等現行制度下での排出ガス対策を進めつつ、大気環境基準の達成に向けた総合的な対策を推進。併せて、CO2の一体的な削減を図る。

2. 事業内容

(1) 自動車大気汚染対策等の推進

- ・総量削減計画の進行管理（地方委託）
- ・自動車走行実態調査
- ・局地汚染対策検討、基準見直し
- ・大気環境保全と脱炭素化の両立に向けた調査検討

(2) オフロード特殊自動車排出ガス対策の推進

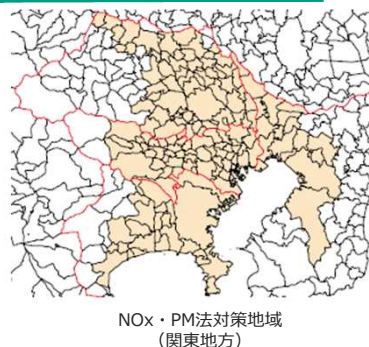
- ・規制強化を受けた課題検討及び技術講習会の実施
- ・オフロード法情報管理システム(OIMS)保守・移行

(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査

- ・船舶排出ガスに関するシミュレーション手法の確立・高度化
- ・航空機排出ガスに関する実測調査、メカニズムの把握

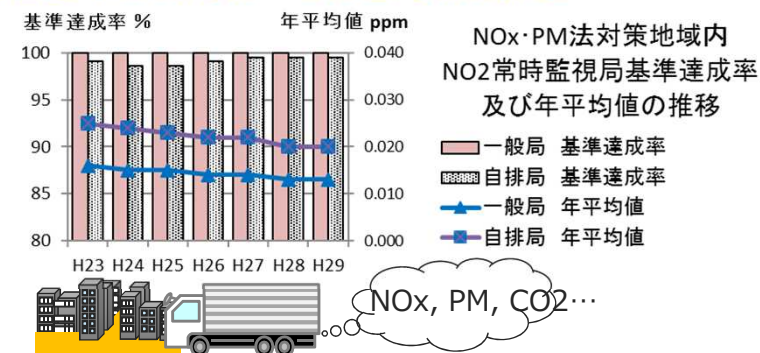
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体、地方公共団体
- 実施期間 平成14年度～



4. 事業イメージ

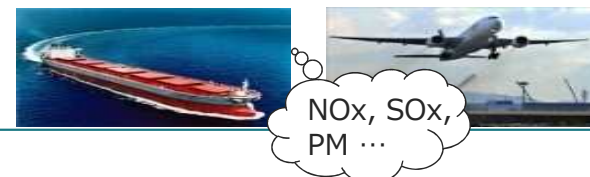
(1) 自動車大気汚染・CO2対策の推進



(2) オフロード特殊自動車排出ガス対策の推進 (オフロード特殊自動車の例)



(3) 船舶・航空機排出ガス対策の検討調査





【令和3年度要求額 312百万円（318百万円）】

今後の自動車排出ガス・騒音規制のあり方について検討を進め、排出ガス、騒音対策を推進します。

1. 事業目的

- ① 大気汚染や騒音に係る環境基準の達成に向け、自動車の排出ガス低減や騒音低減に資する効果的な対策を推進する。
- ② 中央環境審議会答申の課題に係る調査・検討を進め、自動車排出ガス、燃料及び騒音の許容限度の改正等を行う。

2. 事業内容

自動車の排出ガス・騒音対策は、中央環境審議会答申に基づき、環境省告示に定められた許容限度の改正が行われ、順次強化されている。

自動車及び試験機器の技術は進化しており、より精確で効果的な対策の可能性が高まっている。今後の対策の検討にあたっては、最新技術の動向を踏まえ、大気環境の実態把握、自動車の性能評価及び測定法の評価が必要である。

騒音

排出ガス

- ・車両騒音シミュレーション手法の開発
- ・多様な走行実態を考慮した騒音レベルの調査
- ・大気環境の実態調査（沿道における排出ガスの成分分析調査）
- ・排出原単位及び総量算定方法の見直しのための排出量実態調査
- ・ブレーキ・タイヤ摩耗に由来するPM測定及び試験法の検討・開発
- ・排ガス低減装置（NOx後処理装置）の耐久性向上のための対策検討
- ・大気環境配慮型SS認定制度の運営・普及活動
- ・燃料の重質化に伴う排出ガス量への影響評価 等

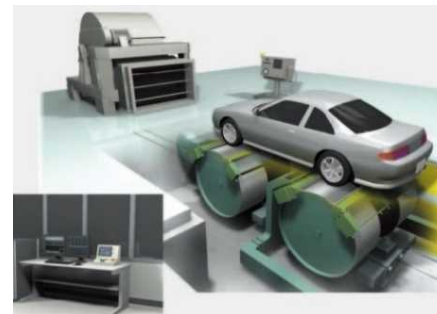
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負・委託事業
- 請負・委託先 民間事業者・団体、研究機関等
- 実施期間 平成12年度～

4. 委託内容・事業イメージ

自動車排出ガス規制強化等推進事業の例

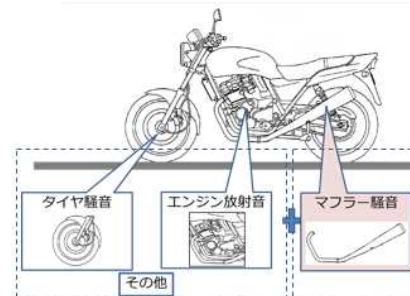
シャシダイナモ試験による排出ガス量測定



大気環境配慮型SS認定制度の運営及び認知度向上のための広報活動



自動車単体騒音規制強化等推進事業の例



車両騒音シミュレーションによる予測

マフラー騒音の低減対策の効果評価

我が国の環境測定分析機関の測定分析精度の向上及び人材育成を図ります。

1. 事業目的

- ① 環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度を維持・向上する。
- ② 測定分析技術者の人材育成を図り、持続可能な環境モニタリング体制を確立する。
- ③ 公定法を含む分析方法等の改善を図る。

2. 事業内容

（1）環境測定分析統一精度管理調査の実施

○環境法令・制度への社会の信頼確保のための統一調査の実施

環境法令に基づく環境モニタリング（常時監視等）を担う地方自治体において環境測定分析の実効性を確保し、信頼のある持続可能な環境モニタリング体制を維持するため、全国の自治体及び民間環境測定分析機関の参加のもと、共通の環境試料を用いた精度管理調査を実施する。

- ・ 共通の環境資料の配付と参加機関による環境試料の測定
- ・ 学識経験者による測定結果の集計・分析・解析及び評価
- ・ 参加機関に対する調査結果のフィードバック（全国説明会、報告書）

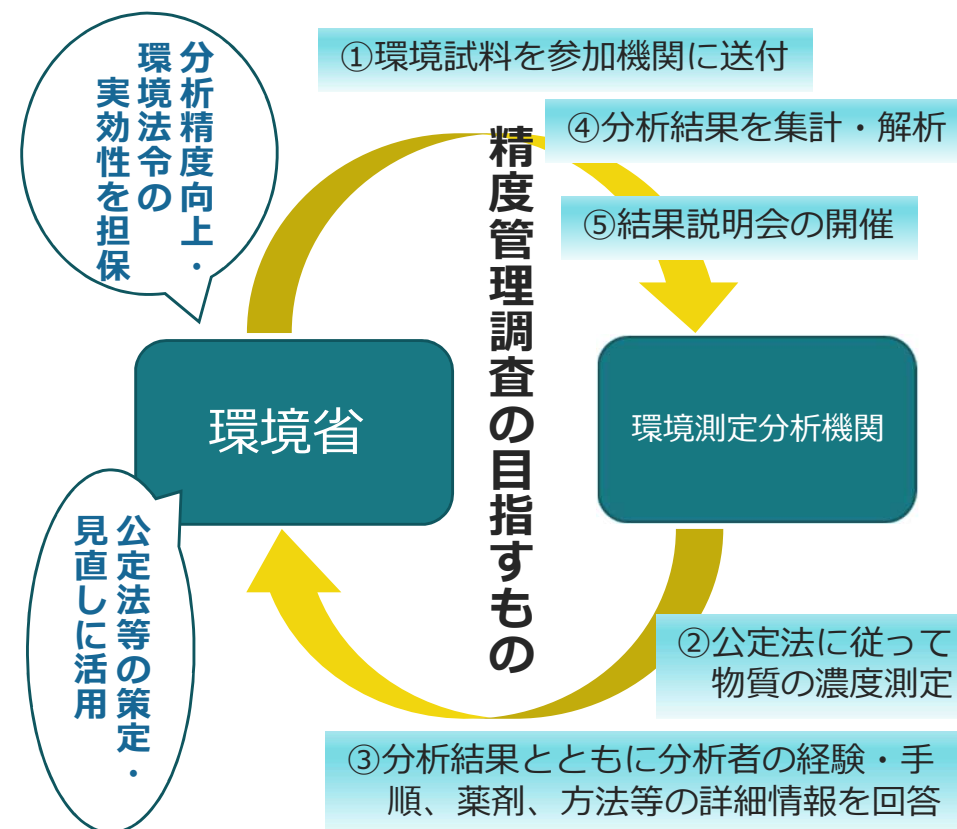
（2）環境測定分析の精度管理に係る地方自治体の能力向上等支援

- ・ 地域の環境モニタリングを支える自治体の環境変化に応じた支援策
- ・ 災害、非常事態時に備えた自治体のモニタリング業務に対する支援策

3. 事業スキーム

- | | |
|--------|----------|
| ■ 事業形態 | 請負事業 |
| ■ 請負先 | 民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 昭和50年度～ |

4. 事業イメージ



排水対策推進費（うち、水質汚濁物質排出実態等総合調査）



【令和3年度要求額 14百万円（4百万円）】

水質汚濁防止法に基づく排水規制等の実施状況を把握し、各種水質汚濁防止施策を推進します。

1. 事業目的

- ① 各種の水質汚濁防止に係る取組に活用できる基礎資料（統計資料）を得るため、規制対象となる工場・事業場からの排水実態等を継続的に調査することにより、水質汚濁防止法に基づく排水規制等の実施状況を把握する。
- ② 統計資料の活用を通じて、各種水質汚濁防止施策の推進に資する。

2. 事業内容

- ①排出量総合調査（隔年実施、令和3年度は実施する。）
水質汚濁防止法の排水規制対象となる事業場（約32,000事業場）に対する統計調査を行い、排水実態の把握を行う。
- ②施行状況調査
地方自治体（計158自治体）を対象に、排水基準超過件数等の水質汚濁防止法等の施行状況を調査する。

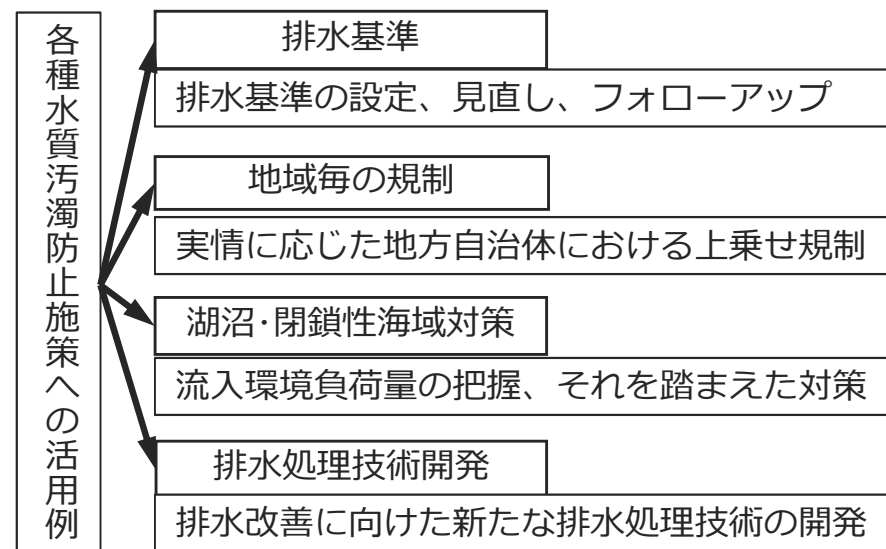
3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 昭和52年度～（終期設定なし）

4. 事業イメージ

本調査で得られる統計資料

- ・全国の事業場における有害物質等の排水濃度等の排水実態
- ・各地方自治体における水質汚濁防止法の規制項目別の排水基準超過件数等



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8313

排水対策推進費（うち、水質汚濁物質等排出規制検討調査）



【令和3年度要求額 30百万円（39百万円）】

効果的な排水規制により、水環境全体のリスクの低減に寄与します。

1. 事業目的

- ① 水質汚濁防止法において、水質環境基準が追加や見直された物質、未規制事業場への対応を行い、水質汚濁の防止を図る。
- ② 環境基準見直しが検討されている大腸菌群数（大腸菌数）に係る排水実態調査、検討等を行い、水質汚濁防止法における適切な措置を行う。

2. 事業内容

①大腸菌数に係る排水実態調査

工場・事業場における排水実態調査を、過年度の調査の結果等を踏まえ実施する。

②排水基準の見直しによる環境改善効果調査

大腸菌数に係る排水規制を適用した場合の水質改善効果を検討する。

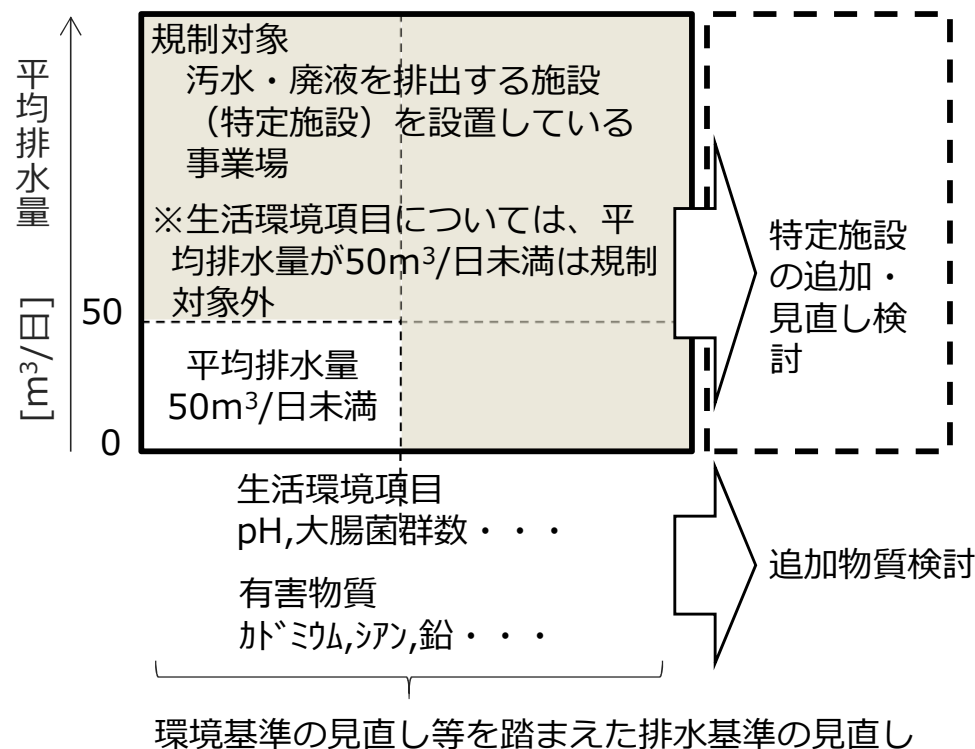
③排水規制（基準見直し）の在り方等の検討

大腸菌数に係る環境基準の達成のために、水質汚濁防止法の一律排水基準の見直し等について、検討会において検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成23年度～令和3年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8313

排水対策推進費（うち、暫定基準に係る排水処理技術開発の促進事業）



【令和3年度要求額 13百万円（13百万円）】

効果的な排水技術の確立、一般排水基準への移行または暫定排水基準の強化による良好な水環境を実現します。

1. 事業目的

水質汚濁防止法における排水規制項目のうち、一般排水基準に直ちに対応することが困難であるとされる業種について設定されている暫定排水基準の全業種、全項目における撤廃等に向けた取組を進める。

2. 事業内容

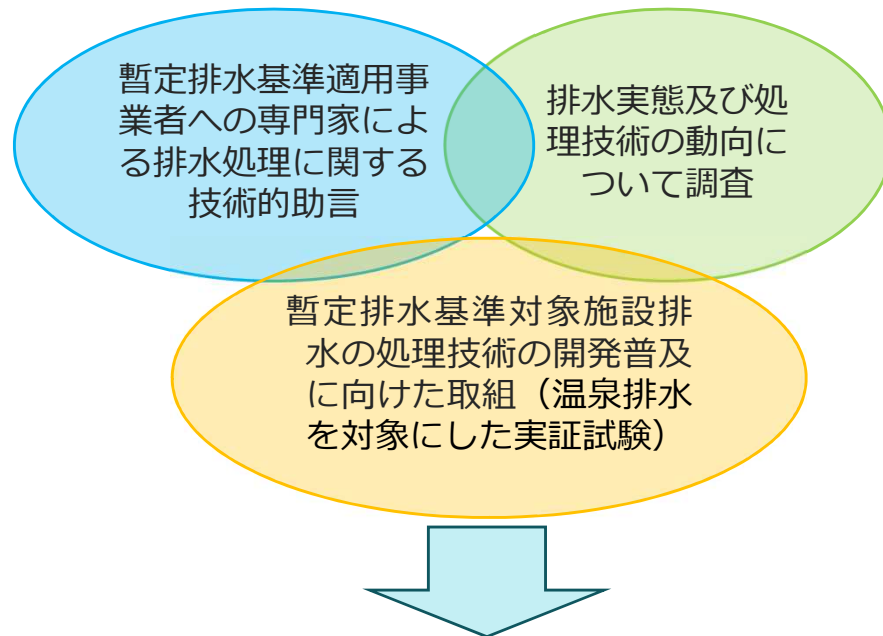
暫定排水基準が設定されている『ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等』『亜鉛』『1,4-ジオキサン』『カドミウム』の各項目について、適用期限までに効果的な排水技術開発の促進や専門家による技術的助言等の取組を進める。

規制項目	現在の暫定排水基準	適用期限
ほう素、ふっ素、硝酸性窒素等	11業種に設定	令和4年6月30日
カドミウム	1業種に設定	令和3年11月30日
1,4-ジオキサン	2業種に設定	令和3年5月24日
亜鉛	3業種に設定	令和3年12月10日

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成21年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



暫定排水基準の適用期限までに暫定排水基準の見直し（一般排水基準への移行、暫定排水基準値の強化）を実施

排水対策推進費（うち、自然災害発生時の水質汚濁事故防止対策）



環境省

【令和3年度要求額 6百万円（0百万円）】



地方公共団体及び特定事業場等の自然災害への備えの確認・強化を目的とした、災害・事故対応ガイドラインを作成する。

1. 事業目的

水質汚濁防止法に定める特定事業場等の災害への備えの確認・強化を目的とした実態調査や事例収集、及び有害物質等に係る災害・事故対応ガイドラインの作成を行い、地方公共団体や事業者が自然災害による有害物質等の流出防止や流出後の迅速な対応を可能とするための事業を実施する。

2. 事業内容

①自然災害発生時の対策事例収集調査

特定事業場等における、浸水被害に対する設備の備え・脆弱性、対策方法、及び対策費用等に関する事例や地方公共団体等による特定事業場等の洪水想定浸水区域のマップ化及び有害物質の保有状況の把握状況等の対策及び支援体制に関する事例を収集し、事例集として取りまとめる。

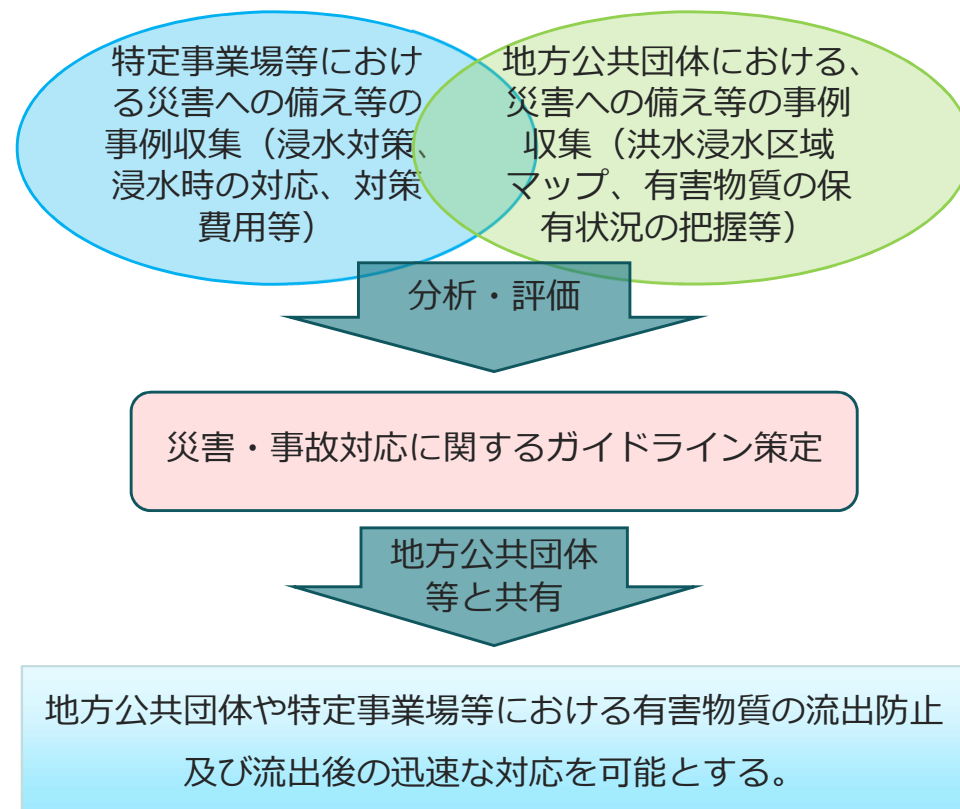
②災害・事故対応に係るガイドライン作成

収集した情報の分析・評価を実施し、有識者による検討会等で課題や改善策の議論を深めた上で、自然災害発生時の対応に関するガイドラインを策定し、地方公共団体等と共有する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 水環境課 電話：03-5521-8313

土壌汚染対策法等の着実な実施を図るため、各種調査事業を実施します。

1. 事業目的

- ① 改正土壌汚染対策法の着実な施行のため、効果的な情報発信や普及啓発等を行う。
- ② 電子管理票の検討を含めた汚染土壌の適正処理の推進など、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。

2. 事業内容

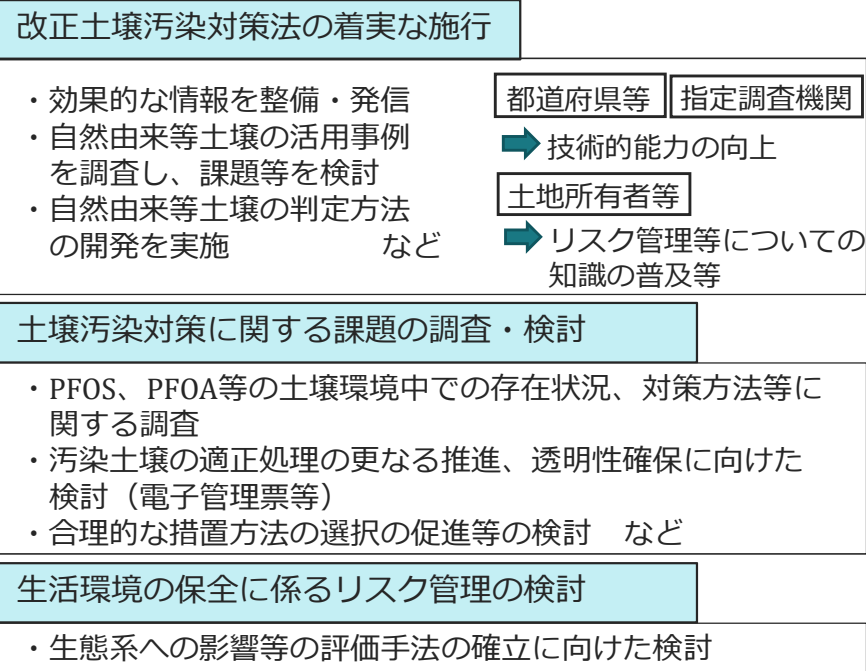
平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法の着実な実施を図るとともに、環境リスクの適切な管理の推進に向けた課題の調査・検討を行う。具体的には以下の調査事業等を実施する。

- ・効果的な情報の整備・発信による普及啓発、技術的能力の向上
- ・電子管理票の検討等の土壌汚染対策に関する課題の調査・検討
- ・自然由来等土壌の活用事例調査・課題検討、自然由来の判定方法の開発
- ・技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- ・低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験・評価
- ・1,4-ジオキサン等の調査方法の検討、PFOS、PFOA等に関する調査・対策方法の検討
- ・生活環境の保全に係るリスク管理の検討
- ・その他土壌汚染対策関係法令の着実な実施に向けた検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

4. 事業イメージ



※その他土壌汚染対策関係法令に係る調査・対策事業も実施

土壌汚染に関する適切なリスク管理の推進

農薬取締法に基づき、農薬の生活環境動植物に対するリスク評価及びリスク管理を実施します。

1. 事業目的

- 農薬取締法に基づき、生活環境動植物に対する適切なリスク評価及びリスク管理を実施し、農薬の環境に対する安全性を確保する。

2. 事業内容

農薬は、農薬取締法（農林水産省・環境省共管）に基づき、人や環境等への安全性が確認され登録されたもののみのみ、製造・輸入することができます。このうち、環境に対する安全性に係る判断基準（登録基準）は、個別農薬ごとに環境大臣が設定しています。

農薬取締法の改正により、農薬の生態影響評価の対象が陸域を含む生活環境動植物に拡大されたことから、令和2年度からは、新規登録審査において、魚類、甲殻類等に加え、水草、鳥類及び野生ハナバチ類に対する影響評価を行っています。さらに、令和3年度からは既に登録された農薬に対する再評価を開始します。また、鳥類及び野生ハナバチ類の影響評価開始に伴い、陸域のモニタリングを開始します。

新規登録審査及び再評価におけるリスク評価を迅速かつ的確に進めるとともに、実環境中のモニタリング調査によるリスク管理を実施します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 研究機関等
- 実施期間 平成17年度～

4. 事業イメージ

【請負先】研究機関等

【請負内容】

（1）新規登録農薬及び既登録農薬のリスク評価

- ・ 農薬の登録基準（水産基準、鳥類基準、水濁基準）の設定等に係る文献データの収集及びリスク評価のための資料作成
※令和3年度より既登録農薬のリスク評価（再評価）を開始

（2）リスク管理

- ・ 実環境中の農薬分布・残留や評価対象種のばく露実態に係るモニタリング調査を実施し、リスク管理及びリスク評価手法の妥当性を検証
※令和3年度より、陸域のモニタリングを開始

業務の発注 ↑ ↓ 結果の報告

環境省

PRTR制度を活用し、化学物質管理を新たなステージへ進めます。

1. 事業目的

- ① 事業者や地方公共団体における化学物質管理の優良事例の調査、横展開を行い、化学物質管理の更なる促進を図る。
- ② 大規模災害等を想定したPRTRデータの活用や関係者の体制強化を行い、化学物質漏洩への対応能力の向上を図る。
- ③ 化管法の物質選定用排出係数の精緻化、業種別マニュアルの改訂を行い、届出情報の一層の正確性の向上を図る。

2. 事業内容

近年排出削減が微減にとどまる化学物質管理状況の検証が必要不可欠である。その上で、今日的取組の掘り起こしを行い、横展開につなげる。さらに、頻発する災害等に対して、地方公共団体等におけるPRTRデータの活用を推進する。

・化管法の自主管理のさらなる促進方策の検討

→排出削減の停滞要因の分析結果を踏まえた今日的な排出削減事例の掘り起こし、優良な排出削減事例の横展開等の調査・検討を行う。

・災害時等における化学物質対応に関する支援方策の検討

→地方公共団体、事業者の優良事例の深掘り調査、地方公共団体の災害対応マニュアル策定に向けた手引きの策定、専門家との協力体制の構築を行う。

・PRTR届出情報の正確性の確保方策の検討

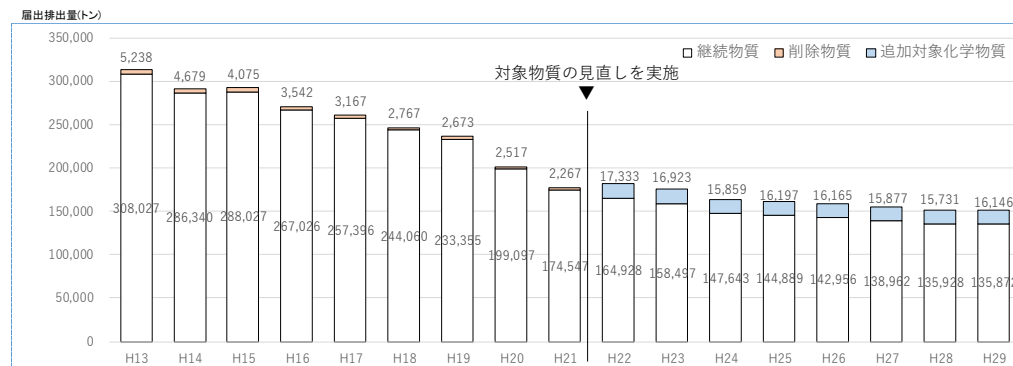
→PRTR届出経由事務を担う地方公共団体の協力を得ながら、過去の届出排出量等の修正事例について精緻な調査を行うとともに、業種別マニュアルの改訂や化管法の物質選定用排出係数の精緻化の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成11年～

4. 事業イメージ

- 届出排出量の推移：近年は届出排出量の削減量が減り、推移が横ばいになってきているため、この要因分析を実施し、更なる化学物質管理の促進方策を検討する。



- 平時からの地方公共団体との事業者のPRTRデータの情報共有、災害対応時等の地方公共団体によるPRTRデータの活用が有効。



⇒⇒地域循環共生圏の創造にも貢献



2020年以降の効果的な化学物質管理の新たな国際枠組みの構築と我が国の取組の強化を目指します。

1. 事業目的

- ・ポストSAICMの採択に向けて我が国がリーダーシップを発揮し、その実効性を高めるために適切なインプット及び我が国としての効果的な枠組みの構築
- ・WSSD2020年目標（2020年までに、化学物質の製造や使用、廃棄による人の健康と環境への著しい悪影響を最小化することを目指す）の達成状況及びポストSAICMを踏まえた新たな国内実施計画の策定等を通じた我が国の取組の強化

2. 事業内容

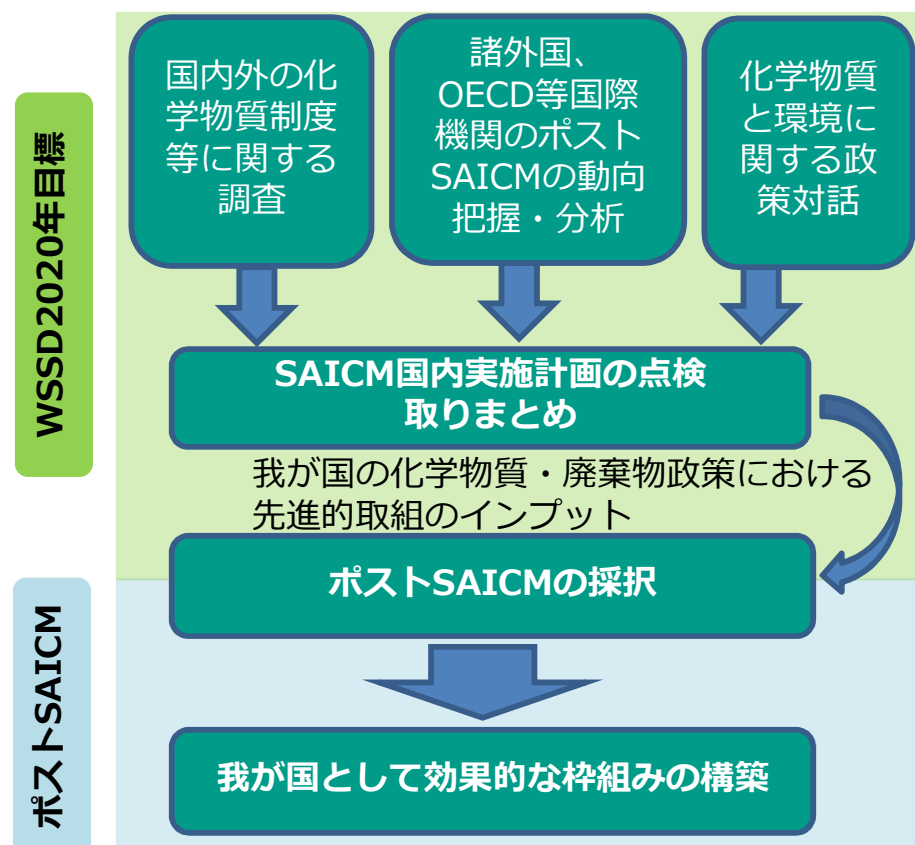
ポストSAICMの実施に向けて、SAICM及びOECD等の国際会合を通じて我が国の取組・意向を適切にインプットし、効果的な枠組みを構築する。

- ・ポストSAICMに関する新規枠組み構築への貢献
 - 国際機関等におけるポストSAICMに関する動向調査・分析を実施する。
 - 我が国の化学物質のライフサイクル全般に関する政策の先進的な取組内容をインプットする。
- ・新たな国内実施計画の策定等に向けた検討
 - 化学物質と環境に関する政策対話のステークホルダーへのヒアリング等を通じたWSSD2020年目標の達成状況の評価、課題の洗い出し、ポストSAICMを踏まえた国内実施計画の策定に向けた検討を行う。
- ・諸外国（インドネシアなど）へのPRTR導入に係る対応
- ・GHS分類の着実な実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成3年度～

4. 事業イメージ



環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費



【令和3年度要求額 500百万円（500百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

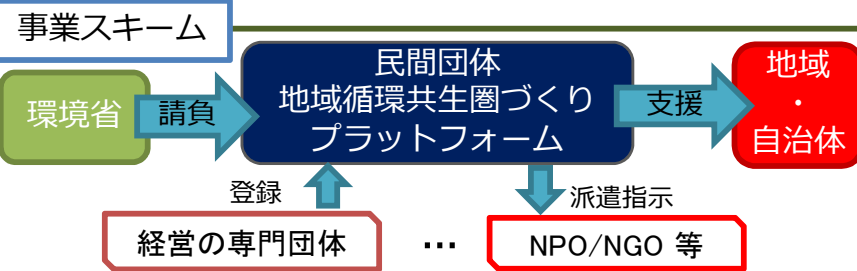
- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

- | | |
|-------------|-----------------|
| ■ 事業形態 | 共同実施／請負事業 |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間 | 令和元年度～令和5年度（予定） |

4. 事業イメージ

地域循環共生圏



お問合せ先： 環境省大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8328

地域課題の解決に向けた地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業



【令和3年度要求額 30百万円（30百万円）】

地域循環共生圏に関する情報を発信し、地域金融や経済団体を含めたパートナーシップを強化します。

1. 事業目的

- ・第五次環境基本計画に掲げられた環境・経済・社会の統合的向上の実現には多様な主体との協働が重要。
- ・金融や企業の視点から地域循環共生圏の情報を収集・発信するとともに、情報交換会を定期的に開催することで、民間活力の発揮を促し各地域で自立的にサステナブルな事業活動が展開することを目指します。

2. 事業内容

複合的な要素が絡み合う地域課題の解決のためには、環境分野の関係者のみならず多種多様な関係者と協調した取組と、地域ニーズに即した政策の実施が不可欠です。

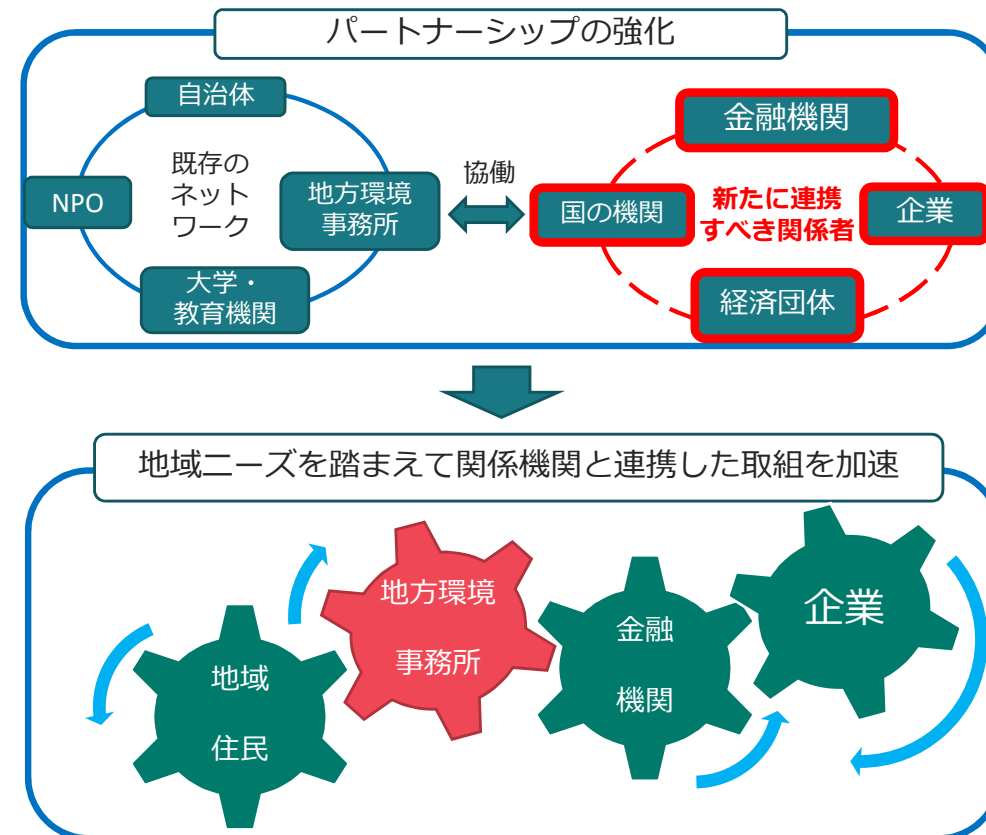
このため、地域社会と連携しながら環境政策を推進する地方環境事務所と地元産業界とのパートナーシップを強化します。

- ① 地域の金融機関、経済団体等を集めた情報交換会等を開催。
- ② 地域循環共生圏創造の基盤となる企業・金融機関とのパートナーシップの形成を促進。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体
- 実施期間 令和2年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省大臣官房総合政策課民間活動支援室 電話：03-3406-5181



【令和3年度要求額 32百万円（32百万円）】

我が国の税制全体のグリーン化を推進するために、環境関連税制について分析・調査を行います。

1. 事業目的

炭素税、車体課税といった環境関連税制等を中心に、広くそれらが与える環境効果や経済影響等に関する分析・把握を行うとともに、諸外国における税制のグリーン化の動向に関する調査を行うことで、我が国の税制全体のグリーン化を推進する。

2. 事業内容

- 脱炭素社会をはじめとする持続可能な社会の実現のため、地球温暖化対策のための税などの環境の視点を組み込んだ各種税制措置が講じられています。
- これらの環境関連税制等については、第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画において、税制全体のグリーン化を推進するため、その環境効果等について調査・分析を行うこととされており、以下の事業を実施します。

- ①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施
- ②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析
- ③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成14年度～令和4年度

4. 事業イメージ

①炭素税に関する調査や効果の分析等の実施

- 諸外国における炭素税の制度概要やその効果等に関する調査の実施

- 炭素税による環境効果や経済への影響等の分析

②車体課税のグリーン化による環境効果等の分析

- 車体への課税制度による環境負荷削減効果（CO₂、NOX等）・経済影響に関する経済モデル分析の実施

- 諸外国における車体課税のグリーン化の最新動向・効果・影響に関する調査の実施

③更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討

- 第五次環境基本計画に基づいた、税制全体のグリーン化の推進に向けた検討
- 環境効果等の分析や制度設計に係る有識者検討会・ヒアリング、諸外国における導入事例調査等の実施



我が国全体の税制全体のグリーン化を推進



【令和3年度要求額 18,674百万円の内数 (16,307百万円の内数)】

温室効果ガス濃度の全球モニタリングなどに必要な「いぶき (GOSAT) シリーズ」のデータ処理を行っています。

1. 事業目的

- ① 「いぶき」 (GOSAT) シリーズの観測データから温室効果ガスの濃度や吸収排出量等の高次プロダクトを定常的に作成する。
- ② 作成された「いぶき」 (GOSAT) シリーズのプロダクトを長期的に保存するとともに、研究者や一般利用者に関連情報と合わせて提供する。

2. 事業内容

温室効果ガス観測技術衛星 (いぶき、GOSAT) シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構 (JAXA) ・国立環境研究所 (NIES) の共同プロジェクトです。その1号機は平成21年1月に、2号機は平成30年10月に打ち上げられ、10年以上にわたり地球全体の温室効果ガスのモニタリングを行なっています。

本事業では「いぶき」シリーズのデータから温室効果ガスの濃度や吸収排出量などのプロダクトを定常的に作成し、研究者や一般利用者にホームページなどを通じて提供するための地上データ処理システムの開発とその運用を行います。特に令和3年度については1、2号機用システムの定常的な運用・維持管理・改良を継続するとともに、衛星運用終了後を見据えた長期アーカイブの構築を進めます。さらに3号機用システム等の基本設計を完了させ、詳細設計及び計算機設備の調達を開始します。

3. 事業スキーム

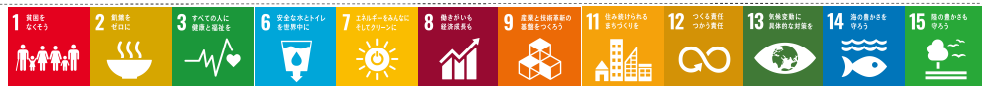
- 事業形態 交付金
- 交付対象 研究機関 (国立環境研究所)
- 実施期間 平成16年度～

4. 事業イメージ

いぶきデータの流れ



JAXAからの「いぶき」レベル1プロダクト等から、温室効果ガスの濃度や吸収排出量などを算出し、高次プロダクトとして公開しています。



【令和3年度要求額 5,450百万円（5,531百万円）】

環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

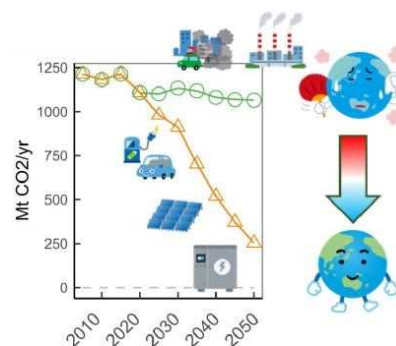
1. 事業目的

地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施する。

2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省が必要とする研究テーマ（行政ニーズ）を提示して、公募を行い、広く産学民官の研究者から提案を募り、評価委員会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金です。令和3年度においては「統合イノベーション戦略2020（令和2年7月閣議決定）」等を踏まえ、地域循環共生圏とSociety5.0の実現に向けた研究開発に重点化します。

4. 研究開発成果の例



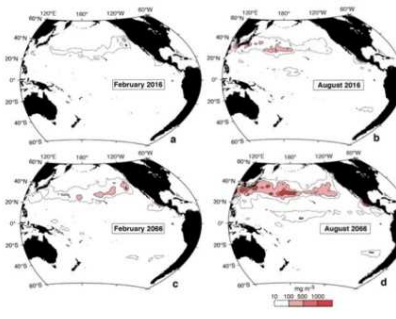
日本のCO2排出量
（京都大学報道発表資料より）

新しいシミュレーションモデルを用いた分析

「日本の2050年温室効果ガス削減目標にかかる費用が従来より大幅に小さいことを推定」

（京都大学、滋賀県立大学、立命館大学）

研究成果が「Nature Communications」掲載



（環境省報道発表資料より）

海洋における将来のマイクロプラスチック浮遊量の予測

「マイクロプラスチック浮遊量をコンピュータ・シミュレーションで再現し、50年先までの太平洋全域における浮遊量を予測」

（九州大学、東京海洋大学、寒地土木研究所）

研究成果が「Nature Communications」掲載

3. 事業スキーム

■ 事業形態

競争的資金制度による交付（環境再生保全機構が配分）

委託・補助事業

大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般

■ 実施期間

平成29年度～

委託

研究の委託

補助

成果報告

補助金

大学、研究機関、研究開発法人等
・ 研究の実施

※（独）環境再生保全機構



環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会構築に向け、学校や地域での環境教育の実践者の資質向上を図ります。

1. 事業目的

環境教育等促進法等に基づき、法に定める事務を着実に実施するとともに、学校、家庭、職場、地域等における環境教育を充実させることで、地域循環共生圏の基盤形成を行います。

2. 事業内容

- ①環境教育等促進法に基づき、環境教育に関する情報等を多くの国民へ提供するWebサイトの運用及びコンテンツの制作・発信を実施します。
- ② 文部科学省等関係省庁等と連携して、地方公共団体等のニーズを踏まえた環境教育を推進するための研修や環境カウンセラー制度の運用等を行い、地域での環境教育を実践するリーダー的人材を育成します。
- ③ 「環境教育等促進法」の施行状況の整理・確認のため、地方公共団体の環境部局職員等を対象とした会議及び法施行状況の調査を行います。
- ④ 「環境教育等促進法基本方針」の改定に向け、環境教育を実施している地方公共団体、民間団体、企業、学校等に対する環境教育の効果検証のための調査を実施します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ

持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てるため、地域資源を活用した体験活動による環境教育を推進



「国連ESDの10年」後の環境教育推進費



【令和3年度要求額127百万円（132百万円）】

ESD推進ネットワークにより地域におけるESD活動の連携を支援します。

1. 事業目的

ESD推進のための全国的なネットワークを整備し、そのネットワークを活用することで地域・分野・世代を超えた連携による環境教育を推進します。

2. 事業内容

（1）ESD活動支援センター運営等経費

様々な主体が参画・連携する地域活動の拠点を形成し、地域が必要とする取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制を整備し運営する。

（2）地方ESD活動支援センター運営等経費

地域でのネットワークのハブとして地方ESD活動支援センターを全国8箇所に整備し、ESD活動支援センターと協働・連携して、ESD推進ネットワークの構築に向けた取組を行う。

（3）環境教育・ESD基盤強化促進事業

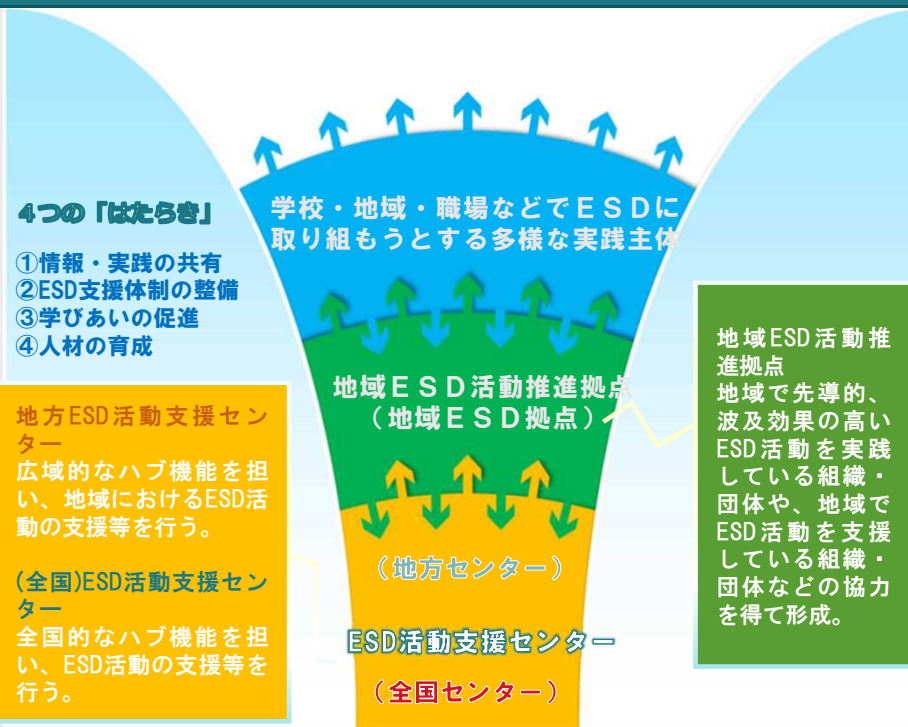
上記センターとも連携し、環境教育・ESDの更なる基盤強化を計画的に進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成27年度～令和4年度（予定）

4. 事業イメージ

ESD推進ネットワークによる活動の支援



(参考) 令和3年度環境省重点施策 SDGs17のゴールとの関連一覧

主目的と一致する項目に◎、副次的効果が期待される項目に○

事 項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
																	
＜重点施策本文掲載事業＞																	
1. 「3つの移行」による経済社会のリデザイン（再設計）																	
1－1. 「脱炭素社会」への移行																	
（1）ゼロカーボンシティ再エネ強化支援パッケージ																	
（新） ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業【エネ特】							◎		○		○		◎				
（新） 再エネの最大限導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業【エネ特】							◎	○	○		○		◎				○
脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業【エネ特】					○		◎	○	○		○	○	◎		○		○
（新） 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業【エネ特】							◎				○		◎				
PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				○
浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業【エネ特】							◎	○	○				◎	○			
（2）「新たな日常」の脱炭素化																	
① データセンターを含むデジタル分野の脱炭素化の促進																	
（新） データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（「PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」の内数）【エネ特】							◎	○	○		○	○	◎				○
（新） 急速にデジタル化する社会を見据えた脱炭素イノベーション創発・展開事業【エネ特】							◎		◎				◎				
② eコマース需要の増加を見据えた物流のEV化																	
バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業【エネ特】							◎	○	◎		○	○	◎				○
③ 住宅等の脱炭素化・防災機能強化・健康維持増進機能の強化																	
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業【エネ特】			○				◎				◎		◎				
集合住宅の省CO2化促進事業【エネ特】			○				◎				◎		◎				
（新） 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業【エネ特】			○				◎				◎		◎				
（3）脱炭素イノベーションの加速化																	
① 再エネ由来水素やゼロエミ火力実現に向けたイノベーションの推進																	
脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業【エネ特】			○				◎	○	○		○	○	◎				○
（新） 既存システムの脱炭素化移行可能性に係るアンモニア燃焼時のNOx削減や蓄熱等技術評価・検証事業【エネ特】			○				◎		◎		○	○	◎				
② 社会実装の早期実現を目指したCCUSの推進																	
CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業【エネ特】							○	○	○				◎	◎			

事 項																		
③ 環境省初のアワード型技術開発・実証を通じた脱炭素イノベーションの推進																		
CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業【エネ特】								○		○		○		◎				
(新)	革新的な省CO2型感染症対策技術（深紫外線等）の実用化加速のための実証事業【エネ特】							○		◎				◎				
GaN技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業【エネ特】								○		○				◎				
1－2. 「循環経済」への移行																		
(1) プラスチック資源循環戦略の具体化																		
(新)	脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業【エネ特】								○	○		○	◎	◎	◎			
脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業【エネ特】									○	○		○	◎	◎	◎			
容器包装等のプラスチック資源循環推進事業費									○	○		○	◎	○	○			
(2) ウィズコロナ・ポストコロナ時代の持続可能な廃棄物処理体制の構築																		
(新)	デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業【エネ特】							○		◎		○	○	◎				
(新)	ICT活用による次世代型産業廃棄物処理の推進等								○			○	◎	○				
(新)	感染症・災害に対応する強靱で持続可能な廃棄物処理体制の構築支援業務			○	○	○	○		○	○		◎	○	○				
感染性廃棄物等の適正処理体制の構築				○								○	◎					
(3) 大規模災害対応も含めたレジリエントな廃棄物処理体制・施設の整備																		
大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業（災害廃棄物処理計画改定等支援）												◎		○				
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】				○			○	○		○		○	◎	○	○			
浄化槽の整備【一部エネ特】							◎			○		○		○	○	○		
1－3. 「分散型社会」への移行																		
(1) 「気候変動×防災」・「適応復興」によるレジリエントな地域づくり																		
① 自然生態系を活かした適応・防災の推進																		
自然生態系を基盤とする防災減災推進費							○					◎		◎		◎		
(新)	気候変動を考慮した感染症や気象災害に対する強靱性強化（「気候変動影響評価・適応推進事業」の内数）		○	○		○				○		○		◎	○	○	○	○
② 自立・分散型エネルギーによるレジリエントな地域づくり等																		
廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業【エネ特】								○		○		◎	◎	◎				
廃棄物処理×脱炭素化によるマルチベネフィット達成促進事業【エネ特】								○		○			◎	◎				
(新)	脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業【エネ特】							○		○		○	○	◎				
③ 防衛省と連携した、離島における再エネ主力化とレジリエンス強化																		
(新)	離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（防衛省連携）【エネ特】							◎					○	◎		○		○
④ 熱中症警戒アラートの全国展開をはじめとする熱中症対策の拡大・強化																		
熱中症対策推進事業		○		◎	○							○		○				○
クールシティ推進事業				○								○		◎				○

事 項																		
（２）国立公園の抜本強化																		
	国立公園満喫プロジェクト等推進事業							○	○				○		○	◎		
(新)	国立・国定公園等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業			○					○			○			○	◎		
	山岳環境保全・安全対策事業			○			○					○				◎		
（３）新たな里地里山里海の創造																		
(新)	里山未来拠点形成事業費								○			○			○	◎		○
(新)	次世代の鳥獣保護管理担い手育成事業費			○												◎		
	指定管理鳥獣捕獲等事業費											◎				○		
	豊かさを実感できる海の再生事業														◎			
2. 「３つの移行」を支える横断的取組																		
2－1. ESG金融やナッジなどを活用した社会変革																		
（１）ESG金融やその発展形であるインパクトファイナンスの後押し																		
	金融のグリーン化推進事業	○	○				○	○	○	○		○	○	◎	○	○		
	グリーンボンド等促進体制整備支援事業【エネ特】							○	○	○		○		◎				
	地域脱炭素投資促進ファンド事業【エネ特】							◎	◎			○		◎				
(新)	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業【エネ特】						○	○	○					◎				
（２）企業の脱炭素経営の後押しや環境スタートアップによるイノベーション創出の支援																		
	パリ協定達成に向けた企業のバリューチェーン全体での削減取組推進事業【エネ特】							○						◎				
	温室効果ガス排出に関するデジタルガバメント構築事業【エネ特】							○		○				◎				
(新)	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業	○	○	○			○	○	○	◎		○	○	○	○	○		
（３）ナッジ手法の幅広い施策への展開等による行動変容の促進																		
	低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業【エネ特】			○	○	○	○	◎	○	○		◎	○	◎	○		○	○
(新)	意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業			○	○	○	○	○				◎	◎	○	○	○	◎	○
	食品ロス削減及び食品廃棄物等の３R推進事業費				○				○	○			◎	○				○
2－2. 環境外交の強化																		
（１）COP26に向けた気候変動外交の強化																		
	脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業【エネ特】		○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎				○
	国際パートナーシップを活用した高効率ノンフロン機器導入拡大等事業【エネ特】			○						○		○	○	◎				○
	GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等【一部エネ特】							○		○		○		◎	○	○	○	○
（２）COP15に向けた生物多様性外交の強化																		
	生物多様性条約等拠出金（SATOYAMAイニシアティブ等）		○										○		◎	◎		○
	ポスト2020生物多様性枠組に関する検討等調査費												○		◎	◎		

事 項																	
(3) G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの拡大・深化																	
海洋プラスチックごみ総合対策費									○		○	○	○	◎			○
海洋ごみに係る削減方策総合検討事業費									○		○	○	○	◎			○
(4) 脱炭素化原則に基づく環境インフラ輸出																	
環境国際協力・インフラ戦略推進費	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	◎	○	○		○
我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業			○			○	○	○	○		○	○	◎	○			
2－3. ウィズコロナ・ポストコロナ社会の基盤となる健康と環境を守る取組																	
(1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた人獣共通感染症対策の強化																	
(新) 野生鳥獣由来の人獣共通感染症対策基盤事業			◎												○		
(2) 健康と環境を守る取組																	
(新) 「新しい生活様式」での石綿健康被害判定業務のICT化推進事業			◎														○
PCB廃棄物の適正な処理の推進等			○			○						◎					
海岸漂着物等地域対策推進事業									○		○	○	○	◎			○
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）			◎									○					
アスベスト飛散防止総合対策費			◎								◎	○					○
水俣病総合対策関係経費			◎								○						○
(3) 動物愛護管理の抜本強化																	
動物適正飼養推進・基盤強化事業			○		○						◎				○		
動物収容・譲渡対策施設整備費補助			○								◎				○		
3. 東日本大震災からの復興・創生と更なる未来志向の取組																	
(1) 環境再生に向けた取組の着実な実施																	
中間貯蔵施設の整備等【復興特】								○			◎	○			○		○
除染土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】								○			◎	○			○		○
特定復興再生拠点整備事業【復興特】								○			◎	○			○		○
放射性物質汚染廃棄物処理事業【復興特】								○			◎	○			○		○
(2) 未来志向の復興加速～希望ある未来へのリデザイン～																	
(新) 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業【エネ特】							◎				○		◎				

事 項																		
＜主な事業リスト掲載事業＞																		
1. 気候変動対策																		
（１） 脱炭素社会の実現に向けた技術・社会システムのイノベーションの実践																		
長期戦略等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費【一部エネ特】								○	○	○				◎				○
カーボンプライシング導入可能性調査事業【エネ特】								○	○	○		○		◎				
(新) 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業【エネ特】								○	○	○		○	○	◎				
廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業【エネ特】	○	○						◎	○			○	○	◎		○		○
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】								○		○				◎				
森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立検討費												○		◎	○	○	○	○
（２）総合的なフロン排出抑制対策の促進																		
脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ自然冷媒機器導入加速化事業【エネ特】										○				◎				
フロン等対策推進調査費										○			○	◎				○
代替フロン等の回収・破壊事業（「二国間クレジット制度の構築等事業」の内数）										○			○	◎				○
（３）適応策の更なる推進																		
気候変動影響評価・適応推進事業		○	○		○					○		○		◎	○	○	○	○
(新) 気候変動リスク情報創出のための基礎データ整備事業		○	○							○		○		◎	○	○	○	○
（４）イノベーションを通じた世界全体の脱炭素化の牽引に向けた国際協力																		
脱炭素移行支援関連抛出・分担金【エネ特】		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎			○	○
脱炭素移行支援基盤整備事業【一部エネ特】		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎				○
国際連携戦略推進費		○			○	○	○	○	○	○		○	○	◎	○	○		○
パリ協定の実施に向けた検討経費														◎				○
2. 東日本大震災からの復興・創生																		
放射線健康管理・健康不安対策事業費				○														◎
3. 循環型社会の形成																		
（１）国内での資源循環の促進																		
循環経済構築力強化プログラム事業			◎			○	○	○	◎		○	◎	○	○				
リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業							○		◎		◎	◎	○					
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金			○			○						◎						
電子マニフェスト普及拡大事業											○	◎						
災害等廃棄物処理事業費補助金			○			○	○		○		◎	○	○	○				
廃棄物処理施設災害復旧事業費補助			○			○	○		○		◎	○	○	○				
（２）資源循環の国際展開＜3.（１）参照＞																		

事 項																		
4. 自然との共生・生物多様性の保全と持続可能な利用																		
（１）コロナ禍を乗り越える新たなライフスタイル・ビジネス																		
温泉の保護及び安全・適正利用推進費							◎	◎	◎				○					
国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費									○						○	◎		
国民公園等魅力向上推進事業									○			○	◎					
世界遺産保全管理拠点施設等整備費					○							◎		○	○	◎		
自然公園等事業等					○		○	○		○		○	○	○	○	◎	○	
（２）生物多様性保全に向けた国内外の新たな枠組みづくり																		
生物多様性国家戦略推進費							○	○				○		○	◎	◎		
自然環境保全基礎調査費				○				○							◎	◎		
(新) 生物多様性の主流化推進事業費					○								○		◎	◎		◎
希少野生動植物種保全活動費												○	○		◎	◎		○
希少種保全のためのノネコ対策事業費												○	○			◎		○
外来生物飼養等情報データベースシステム運用費							○					○			○	◎		
生物多様性保全推進支援事業												○		○	◎	◎		○
（３）里山保全・鳥獣管理・外来種防除等を通じた野生との適切な距離の確保																		
外来生物対策管理事業費							○					○			○	◎		
（４）動物愛護管理の抜本強化＜重点本文掲載事業２－３．（３）参照＞																		
5. 環境リスクの管理																		
（１）多様な環境リスクの低減																		
自動車等大気環境総合対策費				○								◎	○					
自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費				○						○		◎						
環境測定分析精度向上対策経費							○					◎						
排水対策推進費				○			◎					○	○	○	○	○		
土壌汚染対策費				◎			○						○					
農薬登録基準等設定費			○	○			◎						◎					
（２）海洋プラスチックごみをはじめとする地球規模での環境リスク管理＜重点本文掲載事業１－３．（３）、２－２．（３）、２－３．（２）参照＞																		
（３）化学物質管理																		
PRTR制度運用・データ活用事業					○							◎	◎					○
化学物質国際対応政策強化事業費				○								○	◎		○	○		○
（４）環境保健対策＜重点本文掲載事業２－３．（２）参照＞																		
6. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化																		
（１）地域循環共生圏の創造																		
環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費				○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		◎
地域課題の解決に向けた地域循環共生圏パートナーシップ基盤強化事業				○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○		◎

事 項	1貧困をなくそう	2飢餓をゼロに	3すべての人に健康と福祉を	4質の高い教育をみんなに	5ジェンダー平等を実現しよう	6安全な水とトイレを世界中に	7エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8働きがいも経済成長も	9産業と技術革新の基盤をつくろう	10人や国の不平等をなくそう	11住み続けられるまちづくりを	12つくる責任つかう責任	13気候変動に具体的な対策を	14海の豊かさを守ろう	15陸の豊かさも守ろう	16平和と公正をすべての人に	17パートナーシップで目標を達成しよう
（２）経済システムのグリーン化に向けた取組																	
税制全体のグリーン化推進検討経費							○	○	○		○	○	◎	○	○		
（３）環境政策の基盤となる技術研究・環境教育																	
国立環境研究所運営費交付金	○	○	◎			◎	◎	○	○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○
環境研究総合推進費関係経費	○	○	○			○	○	○	◎		○	○	○	○	○		
環境教育強化総合対策事業				◎			○					○	○	○	○		○
「国連ESDの10年」後の環境教育推進費	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（４）環境に配慮した事業活動へとつながる環境アセスメント＜重点本文掲載事業１－１．（１）参照＞																	
（５）幅広い政策分野における行動変容の促進＜重点本文掲載事業２－１．（３）参照＞																	